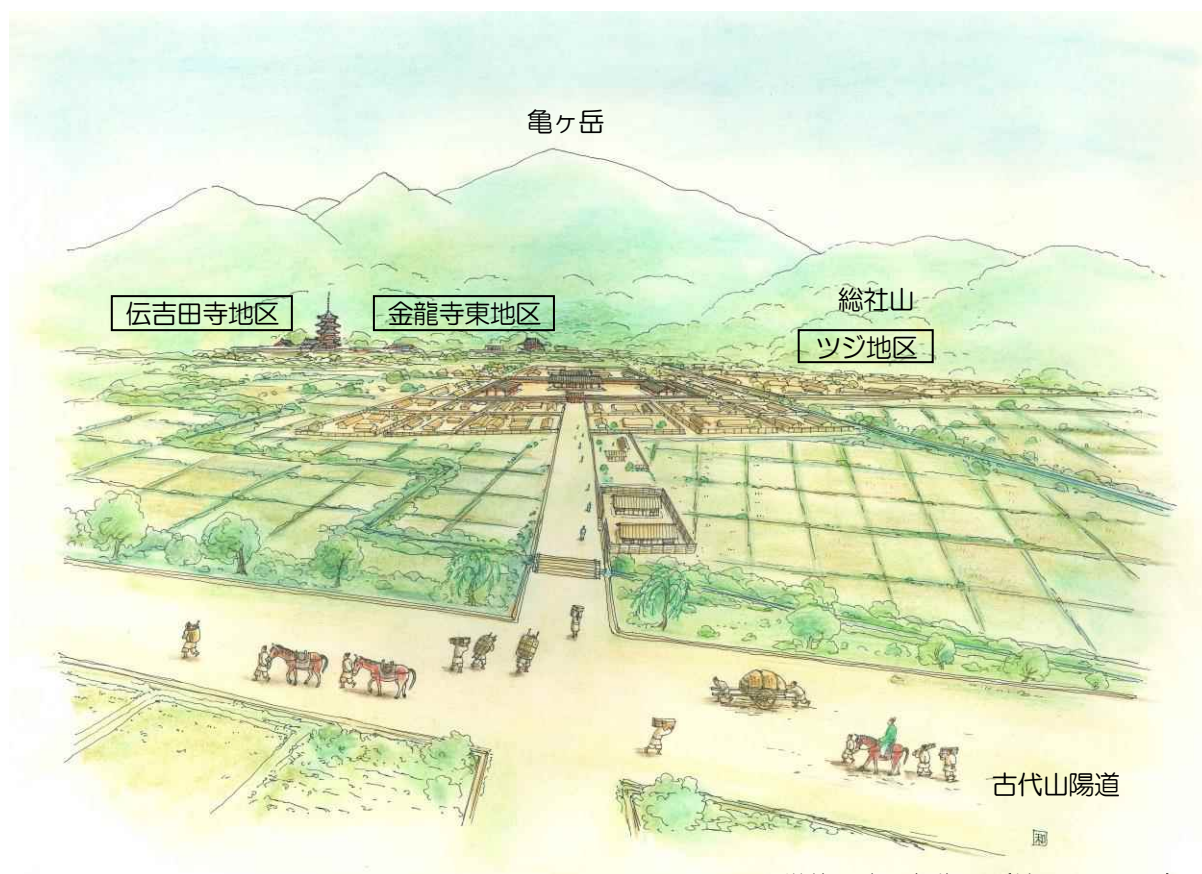


史跡備後国府跡整備基本計画



備後国府の想像図（絵：早川和子）

令和5年（2023）3月

広島県府中市教育委員会

序

広島県府中市は、「府中」という名が示すように、奈良・平安時代に備後国の国府が置かれた地でした。

備後国府跡を確認する発掘調査は、昭和 57 年度（1982）に広島県教育委員会により開始され、平成 2 年度（1990）からは、府中市教育委員会が調査に取り組み、現在に至るまで継続して調査を行っています。

長年の調査・研究の成果の蓄積と総括によって、平成 28 年（2016）10 月 3 日に『ツジ地区』と『金龍寺東地区』の 2 地区が備後国府跡として国史跡に指定され、更に令和元年（2019）10 月 16 日には『伝吉田寺地区』が追加指定されています。

国史跡の指定を受け、備後国府跡の歴史的価値などを新たに整理し、今後の保存・活用・整備に関する基本的な考え方を示すために、史跡備後国府跡保存活用計画を平成 31 年 3 月に策定しました。本計画に基づいて、整備・活用の具体化を協議し、今回、備後国府跡整備基本計画を策定しました。

今回の整備基本計画策定により、史跡備後国府跡の整備についての議論をより深めることができ、「知る」、「体感する」、そして「活かす」ための整備の基本となるイメージが形作られたと考えております。今後 10 年を見通した、府中市における史跡の整備、そして有効な保存と活用に関する施策の決定においても、策定された本計画に基づいて実施していくものであり、本計画の策定は重要な意味を持つものと捉えております。

また、整備をすることが最終目標ではなくて、備後国府跡を着実に保存することや、史跡が持つ歴史や文化的価値を市民に知ってもらう、そして体感してもらう中で、史跡の本質的価値を次世代に伝えていくことが何より重要であると考えております。これからの 10 年間の中で、本計画に基づいてその目標に向かって、着実に整備に取り組んで参ります。

最後になりましたが、本計画策定にあたって御指導を賜りました文化庁、広島県教育委員会、並びに整備基本計画策定委員の皆様、備後国府跡の調査から保存・活用、管理に深い御理解と御協力を賜りました地元関係者の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

府中市教育委員会
教育長 荻 野 雅 裕

例 言

- 1 本書は、府中市教育委員会が令和3年度（2021）・令和4年度（2022）の2か年で実施した史跡備後国府跡整備基本計画の策定の取組をまとめた報告書である。
- 2 本計画の策定は、文化庁文化資源活用課、広島県教育委員会文化財課の指導・助言のもと、国庫補助事業（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
- 3 本事業の実施にあたり、史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会を設置し、事務局を府中市教育委員会教育部教育政策課文化財室に置いた。
- 4 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
- 5 本書の編集は、史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会において協議・検討した内容をもとに、事務局が行った。

目 次

序 例言

第1章 序論	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 史跡の位置と範囲	3
第4節 計画対象地と実施期間	5
第5節 委員会の設置と事業の経過	6
第6節 他の計画との関係	8
1 本計画の位置づけ	8
2 上位計画・関連計画の概要	9
第2章 計画地の現状と取り巻く環境	12
第1節 府中市及び計画地の位置	12
第2節 自然環境	14
1 地形	14
2 景観	14
3 地質	14
4 気象・自然災害	14
5 植生	14
第3節 歴史環境	15
第4節 社会環境	18
1 人口	18
2 立地	18
3 産業	18
4 社会教育施設等	18
5 観光	19
6 史跡へのアクセス	19
7 サイン類	20
第3章 史跡の概要と整備課題	22
第1節 史跡の概要	22
1 指定の状況	22
2 指定地の状況	25
3 備後国府跡の調査結果	32
第2節 史跡の価値	44
1 備後国府跡の価値（本質的価値）	44
2 構成要素の特定	47

第3節	備後国府跡の保存・活用の状況	51
1	史跡の維持管理及び保存の状況	51
2	活用の現状	52
3	整備・活用に関する市民等の意見	55
第4節	備後国府跡の整備課題	64
1	分野別の整備課題	64
2	備後国府跡の保存・活用に関する整備課題と検討事項	68
第4章	整備の基本的な考え方	73
第1節	整備の基本理念と目標	73
第2節	整備の基本方針	74
1	「知る」ための整備	74
2	「体感する」ための整備	74
3	「活かす」ための整備	74
第5章	整備基本計画	75
第1節	全体及び区域別計画	75
1	全体計画	75
2	区域別計画	79
第2節	調査計画	85
1	必要な調査等	85
2	調査等の内容・実施	85
第3節	遺構整備計画	87
1	第1期史跡整備区域	87
2	第2期史跡整備区域（金龍寺東地区）	101
第4節	動線（園路・広場）整備計画	103
1	第1期史跡整備区域	103
2	史跡へのアクセス	107
第5節	案内・解説施設整備計画	109
1	第1期史跡整備区域	109
2	第2期史跡整備区域	119
第6節	植栽・修景計画	122
1	第1期史跡整備区域	122
2	第2期史跡整備区域	124
第7節	管理・便益施設整備計画	125
1	第1期史跡整備区域	125
2	第2期史跡整備区域	131
第8節	防災・防犯・安全対策計画	132
1	第1期史跡整備区域	132
2	史跡指定地及びその周辺	134

第9節	周遊ネットワーク形成計画	135
1	備後国府関連歴史遺産ゾーンにおける周遊コースづくり	135
2	周遊コースの利活用を支える環境整備	135
	□整備基本計画図（第1期史跡整備区域） 及び整備イメージ（イメージスケッチ）：3地区	137
第6章	公開・活用及び管理運営計画	143
第1節	公開・活用計画	143
1	公開・活用の基本的な考え方	143
2	公開・活用の具体的な取組	143
第2節	管理運営計画	146
1	管理運営の基本的な考え方	146
2	管理運営の具体的な取組	146
第7章	事業計画	148
第1節	事業時期（事業期間）と取組の考え方	148
1	事業期間の設定	148
2	事業期間における取組の考え方	148
第2節	整備プログラム	149
1	全体プログラム	149
2	第1期史跡整備区域における整備プログラム	152
第3節	計画の推進	154
1	計画の推進に向けた協力・連携～体制づくり～	154
2	施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開～	155

【用語解説】～史跡備後国府跡の理解のために～

●国府（こくふ）

約 1300 年前、全国を統治するために国（今でいう県）ごとに置かれた役所、及び国の政治的な中心施設があった場所。都から派遣された国司が政治を行い、奈良時代から平安時代の約 500 年の間、地域の政治・経済・文化の中心的な場所として機能していた。

国府の中には、国庁（下記を参照）があり、それ以外にも税の徴収、戸籍の管理、国司にあてがわれた官舎である館（下記を参照）、その他国府の役所施設である曹司、工房、厨房など様々な部署が存在していた。このように国庁やその周辺に形成された中核部分（多くの政務を司っていた機関のあった区域）を、本計画では国府中心部という。

※国衙（こくが）：政務を司っていた機関の総称を国衙というが、国衙の中に館を含めるのかどうかなど、定義が定まっていないことから、本計画では前記のように「国府中心部」を使用する。

●国庁（こくちょう）

国府の中の中心的な役所。国庁（国府政庁）では、政務全般を統括し、中庭で儀式を行っていた。区画された敷地を指すときは「国庁院」ともいう。

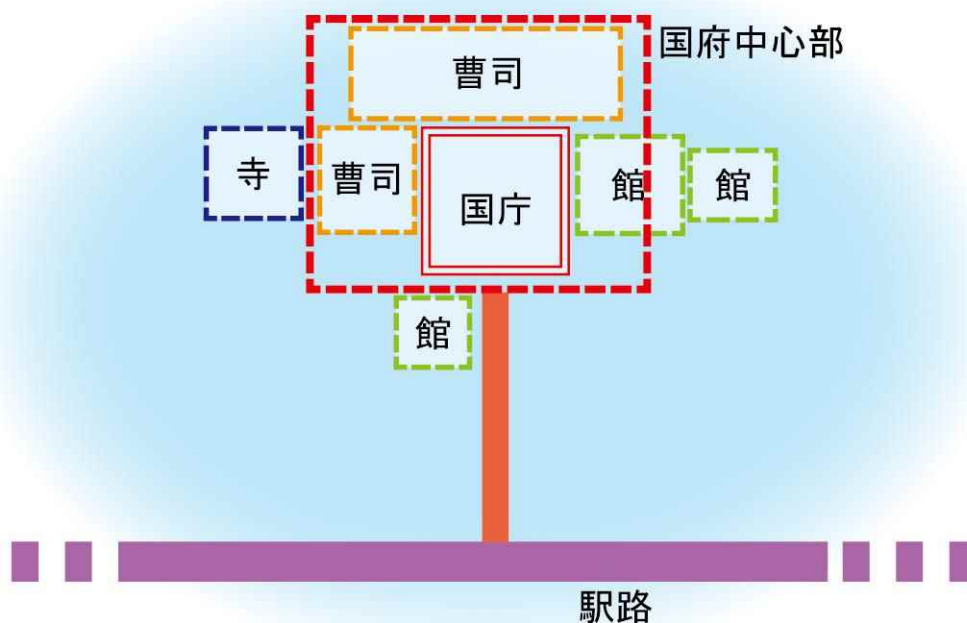
●館（たち）

都から派遣されてくる国司にはそれぞれ位と役割があつて、上から長官である「^{かみ}守」、長官を補佐する「^{すけ}介」、記録や文書の審査・作成を行う「^{じょう}掾」・「^{さかん}目」などがある。国庁周辺には、「^{かみのたち}守館」や「^{すけのたち}介館」のように、それぞれに官舎があてがわれていた。

●備後国府と国庁の存在していた場所

これまでの発掘調査から、元町を中心とした府中市街地北半に所在したと考えられ、「備後国府跡」として国の史跡に指定されている。

備後国府の中心建物である国庁はまだ見つかっていないが、元町周辺にあったと推測されている。



国府の構成模式図

第1章 序論

第1節 計画策定の沿革

府中市の名称は、奈良・平安時代にこの地に備後国府が置かれたことに由来しており、備後国府跡は、本市のルーツ、原点ともいえる重要な遺跡である。

備後国府跡は、広島県南東部、現在の府中市街地に位置する。10世紀に成立した『和名類聚抄』^{わみょうるいじゅしょう}に、「国府在葦田郡」と記述されていたことや、現在に残る「府中」という地名から、備後国府は現在の府中市街地に所在していたと推定され、1980年代以降、広島県教育委員会や府中市教育委員会による発掘調査が実施されてきた。

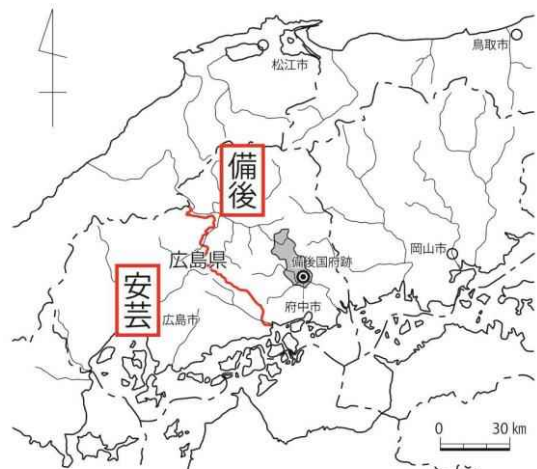


図1-1 府中市の位置

その結果、府中市街地の東西約3km、南北約1kmの範囲に展開している8世紀から12世紀にかけての遺構群は、国庁こそ未確認ながら、備後国府の多様な構成要素として理解できるとして、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要な国府跡であることが明らかになり、様相が判明して条件の整ったツジ地区と金龍寺東地区の2地区が、平成28年（2016）10月3日に文部科学省告示第140号により、国の史跡に指定された。

これを受けて、府中市では、平成29年（2017）から2か年をかけて、『史跡備後国府跡保存活用計画』（以下、『保存活用計画』という。）を策定し、指定地の現状、本質的な価値や構成要素などを整理し、公有地化の方針など、史跡の適切な保存と整備、有効に活用するための基本指針等を示したところであり、平成29年度からは、史跡指定地の公園整備計画対象地について公有地化事業も進めている。

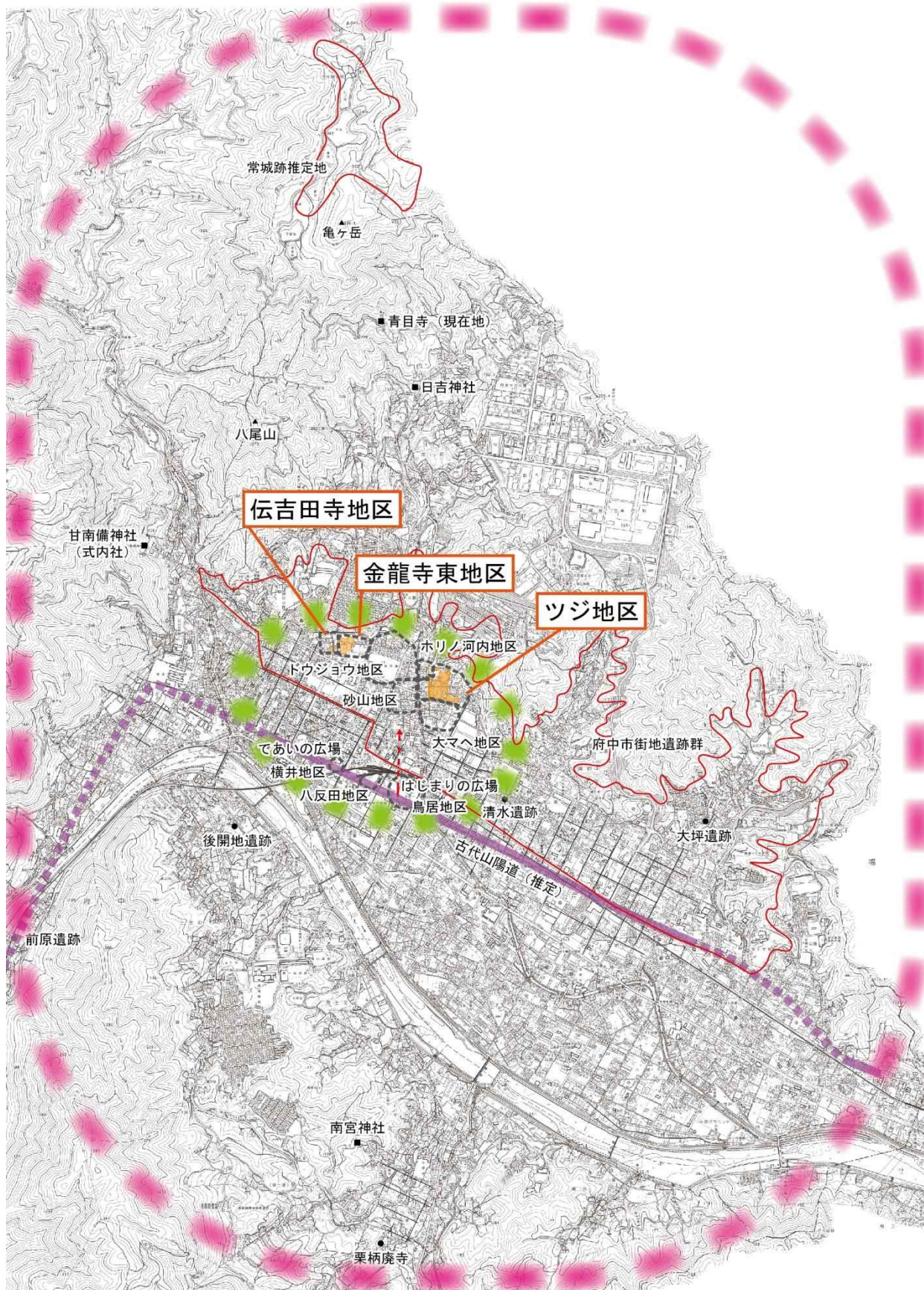
さらに、平成30年度（2018）に行った発掘調査により、国府を構成する施設の1つとして機能した伝吉田寺跡に関わる遺構が確認されたことから、伝吉田寺地区が、令和元年（2019）10月16日の文部科学省告示第83号によって、追加指定された。

そして、史跡指定から5年が経過する中、平成31年（2019）3月に策定した『保存活用計画』に基づいて、史跡の価値を現地で市民に共有できる環境整備に繋げるために、『史跡備後国府跡整備基本計画』を策定する。

第2節 計画の目的

本計画の目的は、備後国府跡を確実に保存し、そのうえで史跡とその周辺地域がもつ歴史や文化的価値を市民に知ってもらい、体感してもらうなかで、史跡の本質的価値を次世代に伝えていくとともに、市民が魅力ある地域資源として活用できるよう具体的な整備のあり方を示すことにある。

本計画は、『保存活用計画』を踏まえ、備後国府跡の保存・活用のための整備に関する指針や内容等を明らかにし、事業（設計・工事）及び整備した史跡の利活用や管理運営につなぐものである。



- | | |
|--|-------------------------|
| ■ 史跡指定地 | 【二】 発掘調査地区 |
| ■ 古代山陽道推定地 | ■ 備後国府推定エリア（遺構確認・推定ゾーン） |
| ■ 備後国府関連歴史遺産ゾーン
※歴史を活かした景観・まちづくり検討ゾーン | ■ 古代地割（条里） |



図 1-2 史跡備後国府跡の位置と計画範囲

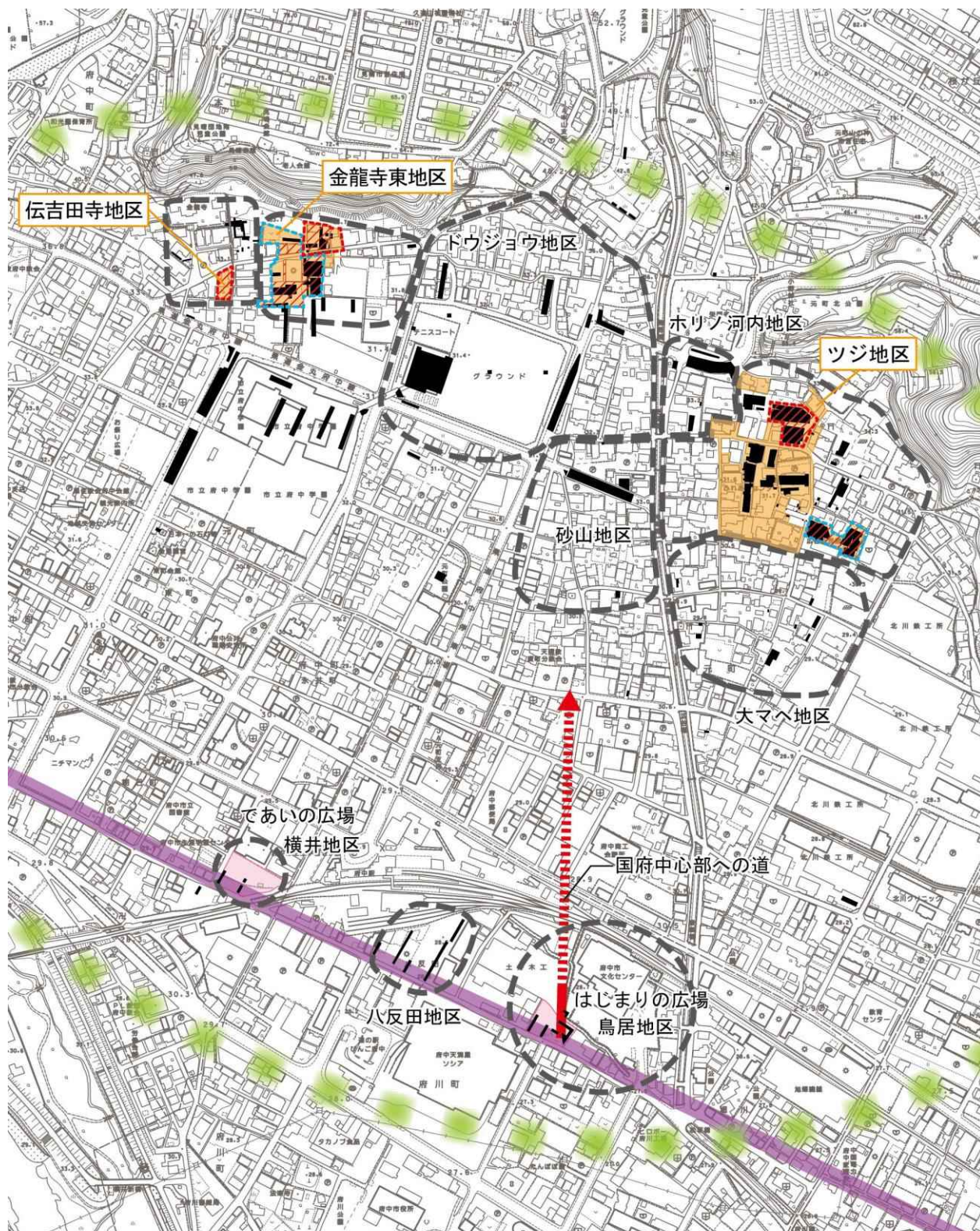
第3節 史跡の位置と範囲

史跡備後国府跡は、元町・府中町に指定地（指定面積 20,068.78 m²、うちツジ地区 14,128.40 m²、金龍寺東地区 5,359.96 m²、伝吉田寺地区 580.42 m²）が点在しているが、国府は古代の地方都市ともいえる遺跡で、備後国府のまちは、芦田川の左岸の東西約 3km、南北約 1km におよぶ府中市街地の広範囲に展開しており、指定地以外の場所においても、調査の進展によって、国府の重要施設の所在が明らかになると考えられる。

そのため、史跡整備においては、史跡指定地の隣接地や追加指定を検討している区域、そのほかの備後国府推定エリアなど、指定地以外の区域（市域）の文化財等も考慮し、備後国府跡の整備効果の波及、及び備後国府跡とのネットワーク的な活用等についても検討する必要がある。

表 1-1 備後国府跡各地区の概要

指定の有無	地区名	地区の概要	備考
史跡	ツジ地区	・ 正方位を意識した約 110m 四方の区画および建物群が確認されるなど、曹司や国司館が想定される地区。 ・ 7 世紀末から 12 世紀後半までの遺構や遺物が確認されており、国府の成立から衰退までの変遷が窺える。	指定地内に公民館が所在する
史跡	金龍寺東地区	・ 国府における宗教施策に関する施設もしくは饗宴施設が想定される地区。 ・ 石積基壇上に建つ礎石建物跡や、掘立柱建物跡、中島を有する苑池などが確認されている。	
史跡	伝吉田寺地区	・ 7 世紀後半創建の古代寺院伝吉田寺跡が所在する地区。 ・ 伝吉田寺は国府設置時には伽藍を整備しており、国府設置後は国府の宗教行事の一端を担っていたと考えられる。 ・ 金龍寺東地区との関係性を明確にすることが課題。	塔・講堂跡の一部は県史跡
	鳥居地区	・ 古代山陽道及び山陽道から国府中心部へ至る道の分岐点が確認された地区で、砂川と才田川の合流地点でもある。 ・ 文化センター工事中に湿地状の土層から大型の人形を含む多量の木製品が出土したことから、祓所も想定される。 ・ 「権介」と読める墨書土器が出土している。	はじまりの広場として、平成 29 年度に遺跡を活かした整備を実施
	砂山地区	・ 古代山陽道から分岐した真北へ向かう道の延長線上にあり、国府系軒瓦の分析からも、国府が推定される地区。 ・ 今後、優先的に調査を実施する必要がある。	
	ドウジョウ地区	・ 南北約 80m の区画をもつ、国府関連施設が所在することが想定される地区。 ・ 「京」「所」などの墨書土器が出土している。	
	大マへ地区	・ 区画を意図したと考えられる真北方向の溝が確認されている。10 世紀頃の緑釉陶器がまとまって出土した。	
	ホリノ河内地区	・ 「堀」のような機能をもった溝が確認された地区。 ・ 奈良～平安時代中頃にかけては、国府施設が展開しているツジ地区の周辺部であったと考えられる。	
	横井地区 （古代山陽道跡）	・ 古代山陽道の側溝と考えられる溝を確認した地区。 ・ ある時期に、古代山陽道の道幅が約 10m であったことが判明している。	令和元年度のであいの広場整備にて古代山陽道を表示
	八反田地区 （古代山陽道跡）	・ 古代山陽道の北側側溝と考えられる溝を確認した地区。 ・ 13 世紀から 14 世紀頃の石組井戸が溝に重なる位置で確認され、鎌倉時代頃には北側側溝が埋まり、道幅が狭まっていたことが判明している。	



凡 例

- | | |
|--|---|
| 史跡指定地 | 発掘調査地区 |
| 第1期史跡整備区域 | はじまりの広場・であいの広場 |
| 第2期史跡整備区域 | 古代山陽道推定地 |
| 公有地 | 国府中心部への推定ルート |
| 発掘調査区 | 備後国府推定エリア(遺構確認・推定ゾーン) |

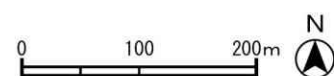


図 1-3 史跡備後国府跡の史跡整備区域

第4節 計画対象地と実施期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地とその周辺地である。本史跡の整備を目指す範囲については、平成30年度（2018）に策定した保存活用計画から、ツジ地区は旧広谷公民館跡地及び北側隣接地、金龍寺東地区は史跡指定地全体とするのに加え、その後に追加指定された伝吉田寺地区の公有地も加える。そして、史跡備後国府跡の価値の顕在化を考慮し、史跡地以外の備後国府関連遺跡が広がる備後国府推定エリア及びその他の備後国府関連遺跡・関連文化財の所在区域（備後国府関連歴史遺産ゾーン）も含めて、公開・活用のための施設整備などを検討する。

したがって、計画策定の範囲（計画地）は、備後国府推定エリア及び推定エリア外の備後国府関連文化財を含むエリアとする。そして、「ツジ地区」「金龍寺東地区」「伝吉田寺地区」の指定地で、面的な整備を計画している区域については、整備を効果的に進めるため、優先して整備をすすめる区域「第1期史跡整備区域」、中・長期的に整備する区域「第2期史跡整備区域」を設定し、整備の具体を検討する。

なお、第1期および第2期史跡整備区域は、面的な整備を行う場所として設定するものであり、将来的には、追加指定の状況やガイダンス施設整備場所の決定等により、整備区域は広がる可能性が高い。

今回策定する整備基本計画の主な対象範囲は、「第1期史跡整備区域」とするが、備後国府跡の整備効果の波及浸透と価値の顕在化を図るために、史跡整備区域外の備後国府関連遺跡等が所在する広範囲も対象として、市民に愛される史跡整備と公開活用を行うために必要な事項を検討し整理する。

計画期間については、令和5年度（2023）から概ね令和14年度（2032）までを実施期間（対象期間）として、具体的な整備活用において目指すべきイメージを明確にする。

なお、本史跡の整備は、追加指定や公有地化の進捗状況、発掘調査の進み具合、財政状況や社会的状況の変化などを踏まえながら、中・長期にわたって段階的に実施していくことになるため、事業の進捗状況や各種調査の進展、社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。将来的には、本計画の実施状況や諸般の状況変化などを踏まえて、新たな整備計画の策定が求められる。

＜整備区域の考え方＞

『保存活用計画』で面的な整備を目指す場所とした範囲を基準に、次のように区域を設定する。

表 1-2 整備区域の考え方

第1期史跡整備区域	・保存活用計画にて面的な整備を目指す場所とした範囲を基にするが、「金龍寺東地区」は史跡地全体としており広範囲であるため、最も特徴的で規模を示しやすい遺構である石積基壇を持つ礎石建物跡とその周辺地を優先的に整備する区域とする。 ・「ツジ地区」は旧広谷公民館跡及びその北側隣接地、「伝吉田寺地区」は史跡指定地全体とする。
第2期史跡整備区域	・「金龍寺東地区」は掘立柱建物跡や苑池が所在する場所、「ツジ地区」は広谷公民館敷地とする。

第5節 委員会の設置と事業の経過

本計画を策定するにあたり、学識経験者、地元関係者、オブザーバー等で構成する「史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会」（以下、本文中では「策定委員会」という。）を設置した。策定委員会を計5回開催し、本計画の策定に必要な事項について審議を行うとともに、文化庁及び県教委の指導・助言を得た。また、委員会と併行して、庁内関係部署担当者との庁内ワーキングを実施し、内容の共有及び実施体制や関係法令との整合性他を議論するなどして、令和3年度（2021）、令和4年度（2022）の2か年で策定した。

なお、策定委員会は、「史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会設置要綱」に基づき設置した。

表 1-3 史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会 名簿 (敬称略・順不同)

区 分	名 前	所属・職名等	専門分野
委員	学識経験者	◎西別府 元日	歴史学（古代史）
		佐藤 昭嗣	考古学
		松下 正司	考古学
		三浦 正幸	建築学
		坂井 秀弥	考古学
		大橋 泰夫	考古学
		内田 和伸	遺跡整備・造園学
	地元関係者	坂本 進	地元代表
		佐藤 良三	地元代表
		大長 良治	地元代表
		○門田 亨	天然記念物
オブザーバー		岩井 浩介	文化庁文化資源活用課 文化財調査官
		森本 直人	広島県教育委員会文化財課 主任
		伊藤 大輔	広島県教育委員会文化財課 主任
		西隅 祐介	広島県教育委員会文化財課 主任
事務局		府中市教育委員会 教育部 教育政策課 文化財室 教育長/荻野雅裕、教育部長/門田雄治、教育政策課長/近藤陽子 文化財室長/道田賢志、文化財係長/磯久容子、主任/石口和男、主事/伊藤凌	
府中市関係課 (庁内ワーキング)		総務部 政策企画課 主査/榎本直揮 地域振興課 課長/大崎聡（～令和4年3月31日） 課長/西本員章（令和4年4月1日～） スポーツ振興課 係長/亀山仁（令和4年4月1日～） 経済観光部 観光課 主事/矢崎尚子 建設部 都市デザイン課 係長/信岡知典 土木課 係長/徳毛靖弘 上水下水道課 係長/小川朋樹・石岡茂 教育部 学校教育課 係長/下村貴子	

※◎は委員長、○は副委員長。所属は委員会在籍時。

※任期：令和4年（2022）1月1日～令和5年（2023）3月31日

表 1-4 史跡備後国府跡整備基本計画策定事業の経過

委員会等	開催日	場所	内容
文化庁現地指導	令和 4 年 2 月 9 日	史跡現地 府中市教育センター	指定地の現地視察
第 1 回 策定委員会	令和 4 年 2 月 22 日	府中市生涯学習センター	第 1 ～ 3 章素案の検討 ・ 計画の目的と位置付け ・ 計画地の現状 ・ 整備課題
第 1 回 庁内ワーキング	令和 4 年 3 月 10 日	府中市役所	計画策定の目的 スケジュール等について
第 2 回 策定委員会	令和 4 年 3 月 24 日	府中市教育センター	第 1 ～ 4 章素案の検討
府中学園 6 年生 総合的な学習	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	府中学園・遺跡現地 府中市役所	発掘調査体験・出前授業ほか 備後国府を広める方策を検討実施 公園整備への提案発表 など
文化庁指導	令和 4 年 6 月 22 日	オンライン	第 1 ～ 4 章素案への指導
第 2 回 庁内ワーキング	令和 4 年 8 月 10 日	府中市役所	第 1 ～ 5 章素案の検討
第 3 回 策定委員会	令和 4 年 8 月 22 日	府中市教育センター	第 1 ～ 4 章案の確認 第 5 章素案の検討
住民説明会・ 意見交換会	令和 4 年 9 月 6 日	広谷公民館	元町町内会役員会対象
住民説明会・ 意見交換会	令和 4 年 10 月 6 日	元さくら幼稚園	老松町町内会対象
住民説明会・ 意見交換会	令和 4 年 10 月 7 日	広谷公民館	元町町内会対象
地元説明会	令和 4 年 10 月 28 日	府中市商工会議所	府中市商工会議所青年部対象
地元説明会	令和 4 年 11 月 14 日	府中市商工会議所	青年会議所対象
第 4 回 策定委員会	令和 4 年 11 月 15 日	府中市役所	計画素案の修正
文化庁指導	令和 5 年 1 月 20 日	オンライン	第 1 ～ 7 章素案への指導
パブリック コメント募集	令和 5 年 1 月 16 日 ～2 月 6 日	教育委員会・上下支所 ホームページ	市民からの意見募集
地元意見収集	令和 5 年 2 月 16 日 ～2 月 26 日	アンケートフォーム	府中学園 5～8 年生と保護者対象
第 5 回 策定委員会	令和 5 年 2 月 24 日	府中市役所	計画案の最終確認 府中学園 6 年生による提案

1 本計画の位置づけ

府中市のまちづくり計画の位置づけ

＜府中市全体（行政）の上位計画＞
第5次府中市総合計画（しあわせ府中 2030 プラン） 令和2年(2020)6月策定
 計画期間：令和2年度(2020)～令和11年度(2029)までの10年間

↓

第2期総合戦略 令和3年(2021)3月策定
 計画期間：令和3年度(2021)～令和7年度(2025)の5年間

↓

即する（整合性の確保）
 ※令和2年より以前の計画は第4次総合計画のもとに策定（他も同様）

↓

即する

＜広島県＞
 ○広島県文化財保存活用大綱
 広島県教育委員会
 令和3年(2021)3月策定

↓

提案する

＜教育分野の上位計画＞
 ○府中学びプラン
 （府中市教育推進計画）
 平成25年(2013)3月策定
 計画期間：平成25年度(2013)～平成34年度(2022)

↓

即する

史跡備後国府跡 保存活用計画
 平成30年度(2018)策定

↓

即する

史跡備後国府跡 整備基本計画
 令和4年度(2022)策定

↓

史跡備後国府跡 基本設計・実施設計

↓

史跡備後国府跡 第1期整備工事

↓

史跡備後国府跡 第2期整備計画へ

→

整備した史跡の公開・活用

＜関連計画＞

■まちづくり・都市計画
 ○府中市都市計画マスタープラン
 平成26年(2014)改定
 目標年次：平成37年(2025)
 ○府中市グランドデザイン
 令和2年(2020)策定
 目標年次：令和32年(2050)
 ○第3期府中地区都市再生整備計画
 令和3年(2021)策定
 計画期間：令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

■観光
 ○府中市観光振興ビジョン
 令和2年(2020)6月策定

図 1-4 上位計画・関連計画と本計画との関係

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 上位計画

① 第5次府中市総合計画（第2期総合戦略）

府中市の行政全体の最上位計画である第5次府中市総合計画「しあわせ府中 2030 プラン」は、令和2年（2020）6月に策定している。計画期間は令和11年度（2029）までの10年間で、戦略的ビジョン等は5年間程度の中期的な期間を計画期間としている。

また、基本目標と連動して、本市が主体的に取り組む地方創生に関する事業を、令和3年（2021）3月に策定した第2期総合戦略（計画期間：令和3年度～令和7年度）にて総合戦略事業と位置づけ、備後国府跡に関しては、要素別の政策分野と施策方針の「基本目標3 活気・賑わいを生むまち」において、次のように明記している。

○はじまりの広場～備後国府跡周辺エリアでは史跡の現地における保存を前提とした公園やガイダンス施設等の整備と活用を進める。

○市民共有の財産であり府中市の発展、経済興隆の象徴でもある恋しき、旧芦品郡役所庁舎の維持保全と活用、府中市の成り立ちの原点である備後国府跡の調査・研究・整備・活用を計画的に進める。

② 府中学びプラン（府中市教育推進計画）

府中市では、教育委員会が所管する事項の全般にわたって、「まちづくり」との関連も考慮した、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である府中市教育推進計画「府中学びプラン」を、平成25年（2013）3月に策定している。

「府中学びプラン」における備後国府跡及び文化財に直接的に関係する内容を整理すると次のようになる。

□政策の柱Ⅱ 伝統と文化を継承し、未来を拓く、きらめく人材の養成

基本方針1 郷土の歴史を学び、伝統と文化を継承

重点目標(1) 備後国府を活かしたまちづくりのための整備と活用

○備後国府跡保存（史跡公園）整備事業

○（仮称）文化財センター整備事業

・備後国府跡を中心とした埋蔵文化財の調査研究、保存管理、公開・活用など総合的な機能を有した拠点施設の整備を行う。

○府中市歴史民俗資料館改修事業

・歴史的遺産の集中する出口町・府中町地区へ府中市歴史民俗資料館を移設し、「歴史・文化拠点ゾーン（仮称）」として一体的に公開・活用を図る。

※令和5年度（2023）～令和9年度（2027）を実施期間とする府中市教育推進計画（現在、策定中）においても、取組項目のひとつである備後国府跡の保存・活用事業に史跡公園整備等が位置付けられている。

③ 史跡備後国府跡保存活用計画

史跡備後国府跡を将来にわたって確実に保存し、有効かつ適切に活用していくための最も基本となる計画であり、平成31年（2019）3月に策定している。

この計画は、当該史跡の現状や本質的価値、現状の課題を明らかにし、それらを踏まえた望ましい将来像を描き出すとともに、その実現に向けた保存、活用、整備及び運営・体制等のあり方や内容を明示している。

整備に関しては、保存及び活用の観点から次のような事項のもとに整備の方向性や内容を明らかにしている。

＜主として史跡の保存のための整備＞

- 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する地下遺構の保存・整備
- 保存施設（標識、説明板等）の整備
- 防災・防犯対策の強化

＜主として史跡の活用のための整備＞

- 地下遺構の表現の検討
- 植栽・修景
- 便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備・充実
- 見学（周遊）ルートや眺望点、案内表示板等の整備
- 市街地周辺や市域の広がりの中での周遊ルートの整備・充実
- 受け入れ体制や情報提供機能の整備（充実・強化）
- ガイダンス機能の整備・充実
- 維持管理施設等の整備への対応

（２）関連計画

① 府中市都市計画マスタープラン

府中市都市計画マスタープランは、上位計画である広島県の整備、開発及び保全の方針や第３次府中市長期総合計画（府中みんなの未来づくり計画）などの内容を受けて、本市のまちづくりについての「基本的な考え方」を示したものである。現行の計画は平成26年（2014）に改定し、目標年次を平成37年（2025）、将来展望を平成47年（2035）としている。

なお、当初計画は平成9年（1997）策定で、現行計画は第2回の見直しである。

この計画では、目指す都市像を「魅力がぐっとつながったコンパクトシティ」とし、その実現に向けて、5つの都市づくりの目標を設定し、目標2 府中市全体の生活を支える生活中心街の形成の取組として、備後国府跡の史跡指定と備後国府跡の公園整備が位置付けられている。

② 府中市グランドデザイン

府中市グランドデザインは、「府中の本物（まんなか）を感じ、「楽しみ」「暮らせる」まち」をキャッチフレーズに、概ね20～30年後の府中市中心市街地の将来像を描くと同時に、将来像に向かって取り組むべき方向性を示したもので、令和2年（2020）に策定している。

史跡備後国府跡については、はじまりの広場～備後国府跡周辺地区が歴史・文化的記憶の継承エリアとして設定され、その将来像に向けた取組例として、歴史・文化学習の場としての整備・開放、歴史・文化散策ルートの整備をあげている。

③ 第3期府中地区都市再生整備計画

都市再生整備計画事業は、国の社会資本整備総合交付金に位置づけられた事業である。これは地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することで、地域住民の生活の質の向上と

地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている。

府中市では、第3期府中地区都市再生整備計画を令和3年（2021）に策定し、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）にかけて、第3期事業として、道路、こどもの国公園、同河川敷、道の駅広場、図書館周辺、まちなか案内板等の整備を行うこととしており、「市民や来訪者が交流し、アクティブに活動できる場の創出」という方針に合致する事業には、史跡備後国府跡整備基本計画策定、文化財普及活動事業が含まれている。

④ 府中市観光振興ビジョン

府中市観光振興ビジョンは、本市を支える産業の一つとして観光を発展させていくため、今後進めるべき観光振興施策の方向性を示したものであり、第5次府中市総合計画における観光分野の計画として、令和2年（2020）6月に策定している。計画期間は令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間である。

歴史・文化・自然を中心とした地域資源を他の地域に誇るべき観光素材として磨き上げるとともに、市外から訪れる観光客のニーズを踏まえた、効果的な誘客を進めていく必要があるとし、備後国府及び備後国府跡を本市の主要な魅力の一つとし、その活用を方向づけている。

（3）広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、文化財の保存・活用を取り巻く厳しい状況、活用に対する新たな要望と課題の顕在化に対応するため、文化庁の指針に沿って、本県域における文化財の基本的かつ総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として、令和3年（2021）3月に策定された。

大綱では、「文化財の確実な保存を図る」、「文化財の価値の情報発信、活用を図る」、「市町や地域社会と連携した総合的・広域的な取組を推進する」という3つの基本方針をもとに、次の8つの取組方針が明らかにされている。

- 文化財所有者等への支援の充実を図る
- 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る
- 新たな活用について積極的に推進する
- 情報発信と普及啓発の充実を図る
- 広域的な取組を積極的に推進する
- 市町に対する支援を積極的に推進する
- 地域における支援団体等の積極的な指定・育成・連携を推進する
- 防災、災害発生時の対応の充実を図る

第2章 計画地の現状と取り巻く環境

第1節 府中市及び計画地の位置

府中市は、広島県の東部に位置し、東は福山市及び神石高原町、西は三次市及び世羅町、南は尾道市、北は庄原市と市境を共有する。

交通条件をみると、市域内を国道 432 号、同 486 号等が通り、JR 福塩線が福山市と三次市方面をつなぐ。

備後国府跡は、市域の南東側の元町に位置する。元町には県道木野山府中線や同金丸府中線などが通る。備後国府跡までの直線距離は、JR 府中駅からツジ地区が約 600m、金龍寺東地区が約 730mとなる。



図 2-1 府中市の位置

次に、同じ芦田川水系で古代山陽道の通る福山市まで広げて、府中市の立地性をみると、備後国府跡（中心市街地）から福山市との境界までは約3kmと近く、瀬戸内海までは直線距離でおよそ20kmとなる。

また、関連する主要な文化財をみると、備後国府跡の東側約3km（直線距離）の福山市新市町には備後一宮（吉備津神社）、さらに東側の同・神辺町には備後国分寺が位置し、これらをつなぐように古代山陽道が通っている。



図 2-2 史跡備後国府跡等の位置

第2節 自然環境

1 地形

北部の竜王山（768m）、中央部の岳山（738m）をはじめとした 400～700mに及ぶ山々が起伏している。中央部から南部にかけては瀬戸内海に注ぐ芦田川水系本流及びその支流、北部には日本海に注ぐ江の川水系上下川が流れ、陰陽の分水界を形成している。計画地は、本市における芦田川下流部の平野及びその周辺に位置し、標高は山地部を除き 100m以下となる。

2 景観

計画地の北側には山地が連なり、そこに位置する亀ヶ岳は周辺に古代山城である常城が築かれたとされ、八尾山には山城跡が残り、かつ、両山とも眺望点でもある（図 1-2 を参照）。加えて、ツジ地区の北側の丘陵地の先端（南端）付近には元町北公園があり、ツジ地区等を良好に眺望することができる（眺望点：図 2-5 を参照）。

3 地質

花崗岩質系岩石を中心に、南部では泥質岩、輝緑凝灰石、斑れい岩質岩石、北部では泥質岩、流紋岩質岩石、安山岩質岩石などが分布している。備後国府跡のある平地部は、芦田川やその支流によって形成された平野の一部であり、礫・砂・粘土による沖積層となっている。

4 気象・自然災害

府中市の気象に関わる平年値（昭和 55 年（1980）～平成 22 年（2010））をみると、年間平均気温平年値が 14.6℃、年間降水量平年値が 1,248.4mm となっている。5～7 月の梅雨時期とその前後、9 月の台風時に降水量が相対的に多いが、8 月及び 10 月以降の秋・冬及び春期に降水量が少ないなど、瀬戸内海式気候の特徴を有する。

史跡指定地周辺の自然災害の事例としては、昭和 40 年代に大雨によってツジ地区北側（小野神社の南側）の崖が崩れ、倒木や流出した土砂によって家屋 1 軒が倒壊する被害があった。金龍寺東地区北側の山でも、平成 10 年代頃にがけ面が崩れ、墓地の墓石が倒れる被害が発生しているほか、現在も小規模な落石が発生することがある。近年は、平成 30 年 7 月豪雨など、短時間の大量降雨による災害発生が懸念される。

5 植生

計画地のうち、史跡指定地を含む平野部の大部分が「市街地・造成地等」と「農耕地」の接点となっている（図 2-3 参照）。ツジ地区の北東側には二次林が広がり、金龍寺東地区・伝吉田寺地区の北側近接地（斜面地）にも部分的ではあるが二次林が広がっている。

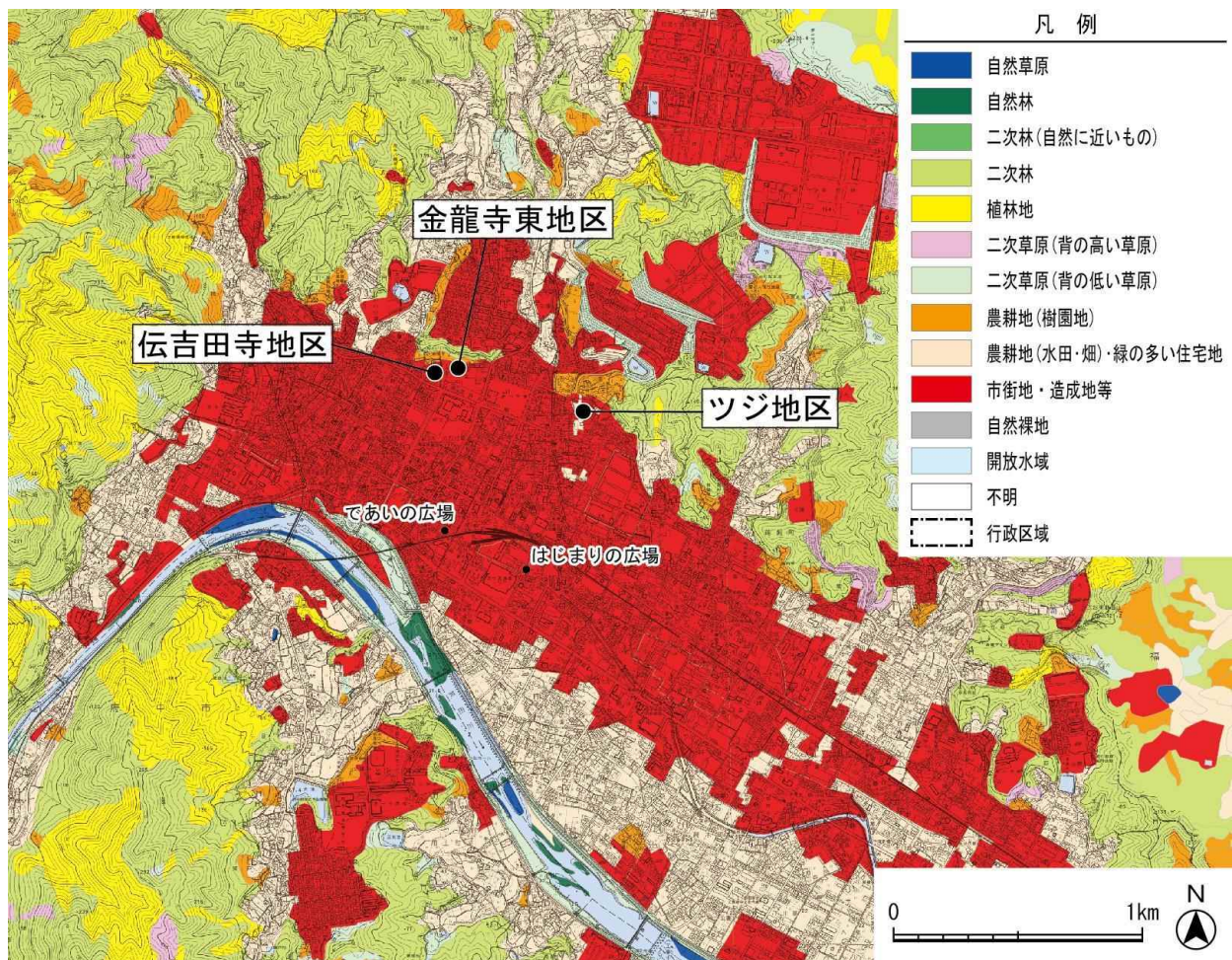


図 2-3 史跡備後国府跡周辺の植生自然度

第 3 節 歴史環境

府中市街地は中国山地から瀬戸内海に注ぐ芦田川の下流に広がる沖積平野上に広がる。発掘成果やボーリングデータから、更新世には平野部のほとんどは大きな河道の一部であり、その後河道が埋積するにつれ、平野部に人類の活動拠点が築かれたと思われる。

縄文時代後期から晩期あるいは弥生時代前期の土器が少量出土しており、この時期には人の営みがあったとみられる。

弥生時代中期末以降には、土器の出土量も飛躍的に増大し、平野周辺の丘陵上に墳墓・古墳が多く築かれるようになる。市街地及びその周辺の弥生時代から古墳時代の遺跡はほとんどが小規模な墳墓・古墳というのが特徴で、遺跡の分布状況からみると、個々に独立性の強い小集団が大きく統合されることなく存在していたと考えられる。古墳時代終末期になると、尾市 1 号古墳（福山市新市町）や打堀山 B 第 2 号古墳や東槇木山 A 第 4 号古墳（鵜飼町）のような畿内系勢力とのつながりが想定される古墳が市街地及びその周辺部において築造され、国府設置前段階の様相がうかがえる。

古代に入ると、府中市街地は備後国葦田郡に属し、7 世紀後半頃には市街地を東西に横切るように古代山陽道が敷設されたとみられる。

同じく 7 世紀後半には備後南部の中核的寺院と捉えられている伝吉田寺（元町）が創建される。また、国府との関係性が指摘される古代山城の常城が府中市街地北方に所

在したと推定されている。交通路の結節点などの備後国内での地理的好条件などにより、府中市街地を含む葦田郡に国府が設定されたと考えられる。

府中市街地における備後国府を明らかにするための発掘調査が昭和 57 年（1982）から開始され、調査の結果、7 世紀末頃から 13 世紀に至るまでの古代から中世前期の遺構群や遺物が確認された。ツジ地区（元町）とその周辺地区、伝吉田寺と隣接する金龍寺東地区（元町）で調査が進展したことで、国府跡の一端が具体的に把握することができ、確認された遺構群・遺物が備後国府の中枢を構成するものであると判明した。また、国府中心部の西方に所在する伝



ツジ地区掘立柱建物跡（元町）

吉田寺は、7 世紀末から 8 世紀初頭には伽藍を備えた寺院となり、国府の重要な仏教施設として機能していた事が分かった。鳥居地区（府川町）では、古代山陽道の北側側溝及び古代山陽道と国府中心部（砂山地区）へ向かう道との分岐点と考えられる遺構が発見された。横井地区（府中町）では古代山陽道の南北両側溝が確認され、国府の南側において、古代山陽道が約 10m の道路幅をもって直線的に敷設されていたことが判明した。古代山陽道に関連する遺跡としては、前原遺跡

（父石町）があり、奈良時代の平城宮系軒瓦（国府系軒瓦）が大量に出土したほか、巨大な礎石建物や施設を囲む溝や築地塀などが見つかっており、古代山陽道の「葦田駅」と考える説が有力になっている。



前原遺跡出土軒瓦（父石町）

国府中心施設である国庁については未確認であるが、砂山地区で出土した軒瓦の分析や、鳥居地区で確認された古代山陽道から備後国府中心部へ向かうとみられる進入路の延長線上にあたることから、最有力候補地となっている。



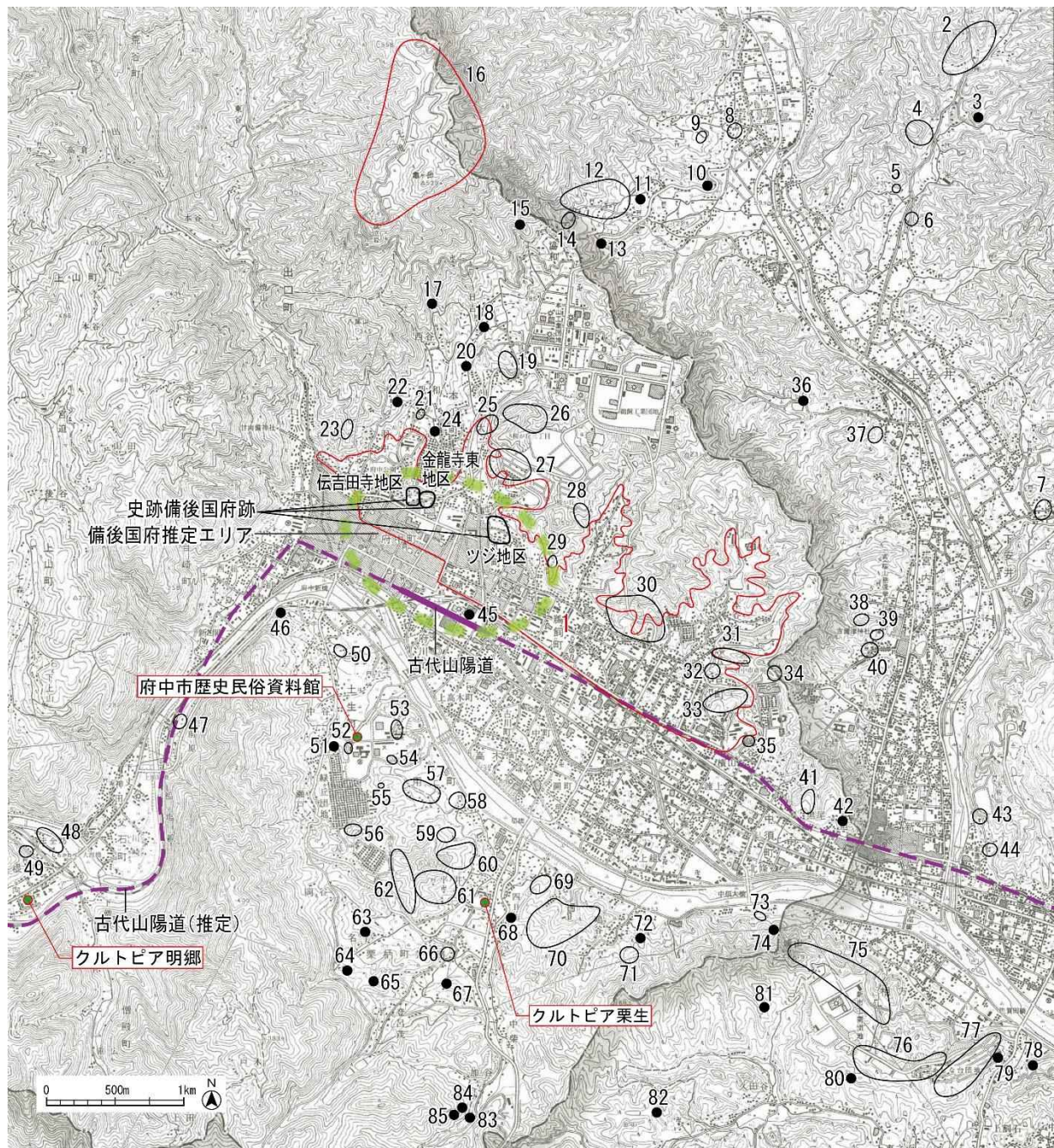
前原遺跡大型礎石建物跡（父石町）

中世の国府や府中の様子がわかる史料は残っていないが、備後国府跡の調査では、大規模な建物が集中する地域の周辺に、平安時代末から鎌倉時代にかけて小規模な建物が密集している状況が確認されている。現況において、移転した活動拠点を市街地及び周辺に想定することはできない。しかし、14～15 世紀の資料に「備後国符中」や

「備後国府城」の記述が見られることから、鎌倉時代以降しばらくは、町が拡大を続け都市的な機能が維持されていたと考えられる。

近世の初め頃には平野部はほとんど農村化しているが、近世半ば以降に「府中市村」が福山藩内の交易拠点として発展し、手工業産地として今日の産業都市の基礎が築かれる。明治期の地形図において、出口町から府中町にかけての旧市街地とは別に、元町の音無川周辺は、「町村」として正方位の地割を持って集落・宅地化している。備後国府中心部設置時の計画的な地割が中世から近世を経て、現在の地割として継承されたと考えられる。また、式内社である甘南備神社（出口町）、ツジ地区の北側丘陵上に存在する総社（元町）、平安末～鎌倉の神像が祀られている南宮神社（栗柄町）、備後一宮吉備津神社（福山市新市町）など国府に関わりの深い神社が現在も点在し、その

景観を留めている。



- | | | | | | | |
|-----------------|--------------------|----------------|------------------|--------------|---------------|----------|
| 1 府中市街地遺跡群 | 2 神出古墳群 | 3 尾市1号古墳 | 4 芦浦古墳群 | 5 屋敷荒神古墳 | 6 打部遺跡 | 7 大森遺跡 |
| 8 宮脇遺跡 | 9 矢倉田遺跡 | 10 天地遺跡 | 11 垣手古墳 | 12 権現古墳群 | 13 向田古墳群 | 14 芋平遺跡 |
| 15 宝泉坊古墳 | 16 セツ池遺跡群(青目寺・常城等) | 17 竹田峠古墳 | 18 日吉中谷古墳 | 19 ヒランマル遺跡 | 20 助宗古墳 | |
| 21 石垣遺跡 | 22 黒金塚古墳 | 23 尾立山古墳 | 24 本山古墳 | 25 門田遺跡群・古墳群 | 26 松山古墳・中山遺跡群 | |
| 27 坊迫遺跡群・山の神古墳群 | 28 東横木山古墳群 | 29 福輪塚古墳群 | 30 龍王山古墳群・打堀山遺跡群 | 31 伊豆迫山遺跡 | | |
| 32 平佐山遺跡 | 33 雄立山古墳 | 34 別所遺跡 | 35 岡谷遺跡 | 36 真光寺池古墳 | 37 久保田遺跡・古墳 | 38 輪蔵遺跡 |
| 39 吉備津神社裏山遺跡 | 40 多理比理神社裏遺跡 | 41 ウロウギ遺跡 | 42 御旅古墳 | 43 神谷川遺跡 | 44 神谷川南遺跡 | |
| 45 備後国府跡鳥居地区 | 46 野屋の木古墳 | 47 前原遺跡 | 48 法全坊遺跡群 | 49 下川辺遺跡 | 50 後開地遺跡 | |
| 51 巳の口山古墳 | 52 巳の口山遺跡 | 53 城山古墳群 | 54 森脇遺跡 | 55 黄番後山遺跡 | 56 千原遺跡・古墳 | 57 山手遺跡群 |
| 58 御門遺跡 | 59 大久保遺跡 | 60 茶臼山古墳群・平井古墳 | 61 平井遺跡群・御池遺跡 | 62 長迫遺跡群 | | |
| 63 七御陵古墳 | 64 名字向古墳 | 65 寺山遺跡 | 66 栗柄廃寺 | 67 ノーラ古墳 | 68 安江古墳 | 69 四日市遺跡 |
| 70 先厚葉古墳群・厚葉古墳 | 71 鳴谷遺跡 | 72 鳴谷古墳 | 73 向山遺跡 | 74 首塚古墳 | 75 城山遺跡群 | |
| 76 後池遺跡群 | 77 汐首遺跡群 | 78 潮崎山古墳 | 79 汐首古墳 | 80 曽根田白塚古墳 | 81 城谷古墳 | 82 本安寺古墳 |
| 83 アテガワテ古墳 | 84 大迫古墳 | 85 加谷奥山古墳 | | | | |

図2-4 周辺遺跡分布図

第4節 社会環境

1 人口

府中市の人口は、令和2年（2020）の国勢調査で 37,665 人であり、推移をみると減少傾向が続いており、備後国府跡のある府中市街地の人口も市全体と同様に人口減少傾向が続いている。世帯数は、令和2年（2020）に 15,030 世帯と概ね横ばい又は漸減傾向で推移している。

2 立地

備後国府跡が所在する地域は市街地であり、住宅や福祉施設（介護サービス等）、商業施設、工場、公共施設など立地している。

特に、金龍寺東地区では史跡指定地内に駐車場（公有地：商業施設に賃貸）があり、その南側の隣接地（史跡指定地外）にはその商業施設が立地している（図 2-5 を参照）。また、第1期史跡整備区域にゴミステーション、交通誘導板（第3章第1節2「（3）第1期史跡整備区域の状況」を参照）といった社会的機能をもつ施設が所在する。

3 産業

府中市の産業構造の特徴として、第2次産業（製造業、建設業）の構成比の高さ（域内総生産：平成28年度（2016）56.2%）があり、ものづくりの盛んな地域として知られている。

日本一を誇る工業製品が多くあり、その他にも味噌、繊維製品など特産品も多数ある。備後国府跡やその周辺においては、福祉（介護サービス等）、鉄工業、印刷業、小売業（スーパーマーケット等）などの事業所が立地している。

4 社会教育施設等

府中市街地周辺の主な社会教育施設等は、以下の表に示したとおりである（図 2-4 及び図 2-5 を参照）。

また、ツジ地区の指定地内には「元町ふれあいセンター」（介護保険事業所）、北側隣接地には「ぽぽろ元町」（指定障害福祉サービス事業所）が立地している（図 2-5 を参照）。

表 2-1 府中市の主な社会教育施設等 ※図 2-4、図 2-5 を参照

名 称	住 所	備後国府跡の活用に係る活動
府中市歴史民俗資料館	府中市土生町 882 番地 2	国府跡出土品の展示など国府跡に関する展示をメインとして行っている主要なガイダンス施設で国府イベントなども開催。
府中市文化センター	府中市府川町 70 番地	国府跡に関する展示・講演会など
府中市立図書館	府中市府中町 43 番地	常設ミニ展示・講演会など
府中市教育センター	府中市元町 1 番地 5	教育委員会事務局（文化財保護部局）国府イベントの企画、遺物の整理作業など
府中市生涯学習センター	府中市府中町 27 番地 1	サテライト国府展の開催など
広谷公民館	府中市元町 207 番地 1	国府跡に関する展示・講演会など
クルトピア栗生	府中市栗柄町 3096 番地 1	国府跡に関する講演会など
クルトピア明郷	府中市篠根町 630 番地 4	国府跡に関する講演会など

5 観光

府中市の総観光客数は、平成 24 年（2012）に「恋しき」（登録有形文化財）のリニューアル、平成 27 年（2015）に「キテラスふちゅう」（観光案内、飲食、府中焼き体験）、平成 28 年（2016）に「道の駅びんご府中」（観光案内、物販、飲食）の整備を行ったことから、平成 22 年（2010）の約 68 万人を底に平成 29 年（2017）にかけて約 133 万人に増加した。その後、令和元年（2019）までは 120 万人前後で推移していたが、令和 2 年（2020）の総観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少し、約 87 万人となっている。

府中市の主要な観光資源である恋しきやキテラスふちゅう、道の駅びんご府中と備後国府跡の位置関係についてみると、半径 1～2 km 圏内に収まる（図 2-5 を参照）。このことから、恋しきなどを訪れた人々が備後国府跡を訪れる事も想定されるため、備後国府跡が所在するエリアへの回遊を促すガイドンス機能等の整備を検討する必要がある。

その他の観光資源として、府中市では年間を通じて様々なイベントを開催しており、備後国府の名前を冠したイベントもある。お祭り広場を拠点としてパレードなどを行う備後国府まつり（7 月）、桜の鑑賞会などを行う備後国府さくらまつり（4 月）といったイベントである。イベントを目的として府中市を訪れる観光客にも、備後国府跡を PR する工夫が必要となる。

表 2-2 史跡指定地周辺の主な観光イベントと来客数

イベント名	開催時期	主な内容	来場者数
備後国府さくらまつり	4 月上旬	桜の鑑賞、時代衣装体験、ステージイベント、屋台など	
備後国府まつり （令和 2～3 年は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止）	7 月下旬	パレード、花火大会など	平成 29 年 78,000 人 平成 30 年 71,000 人 令和元年 67,000 人 令和 4 年 30,000 人

6 史跡へのアクセス

府中市へのアクセスの手段としては、JR 福塩線などの公共交通機関があるが、自家用車の利用が 9 割近くを占めている（出典：令和 2 年度（2020）「広島県観光客数の動向」）。このことから、駐車場の確保が課題となる。史跡利用に資する公共駐車場は、金龍寺東地区・伝吉田寺地区の約 200m 南にお祭り広場があり、駐車場（普通車 38 台、バス 3 台）がある。ツジ地区については、史跡指定地内に広谷公民館の駐車場（普通車 20 台）があるが、公民館利用との調整が必要である。ツジ地区の北側に隣接するホリノ河内地区内には、市所有の空間地があり、駐車場として利用できる。

史跡指定地へのアクセスは、大きくは JR 福塩線（府中駅）から徒歩や府中市循環バス（ぐるっとバス）又はタクシー利用、及び駐車場からの徒歩がある（図 2-5 を参照）。また、自転車利用も考えられる。近年は観光施設にレンタサイクルを設置しており、お祭り広場の南側に所在する府中市観光協会を利用できる（電動アシスト自転車 3 台）。府中市観光協会は府中駅の北西に約 600m に位置しており、公共交通機関利用者も徒歩で移動できる。また、史跡との位置関係については、金龍寺東地区・伝吉田寺地区から南に約 250m、ツジ地区から南西に約 900m に位置する。JR 福塩線・府中駅から史跡指定地への実際の距離は、ツジ地区が約 750m、金龍寺東地区及び伝吉田寺地区が約 950m となる。自家用車を利用できない観光客のために、公共交通機関やタクシーを活用したアクセスの確保策を検討する必要がある。

7 サイン類

史跡備後国府跡及び関連する遺跡の保存・活用、及び第1期史跡整備区域に関して、整備しているサイン類（公共）は次のとおりである（図2-5を参照）。

<史跡指定地>

○説明板

- ・ツジ地区：2基…第1期史跡整備区域（史跡指定地の北東側）、広谷公民館
- ・金龍寺東地区：1基…第1期史跡整備区域（史跡指定地の北東側）

○交通誘導板（一方通行の注意喚起）

- ・金龍寺東地区：1基…第1期史跡整備区域

※史跡の標識、境界標は未整備である。

<史跡指定地外>

○はじまりの広場（鳥居地区）

- ・説明板：3基…備後国府跡（鳥居地区）、古代山陽道から国府に至る分岐点、日吉神社府川石鳥居
- ・誘導標識：1基（3方向）…備後国府（中心部）、大宰府、平城京・平安京

○であいの広場（横井地区）

- ・案内板：2基…広場及び周辺案内図
- ・説明板：2基…備後国府と古代山陽道（横井地区）



ツジ地区の説明板



広谷公民館の説明板



金龍寺東地区の説明板と交通誘導板



はじまりの広場の説明板とパンフレットボックス



はじまりの広場の説明板と誘導標識



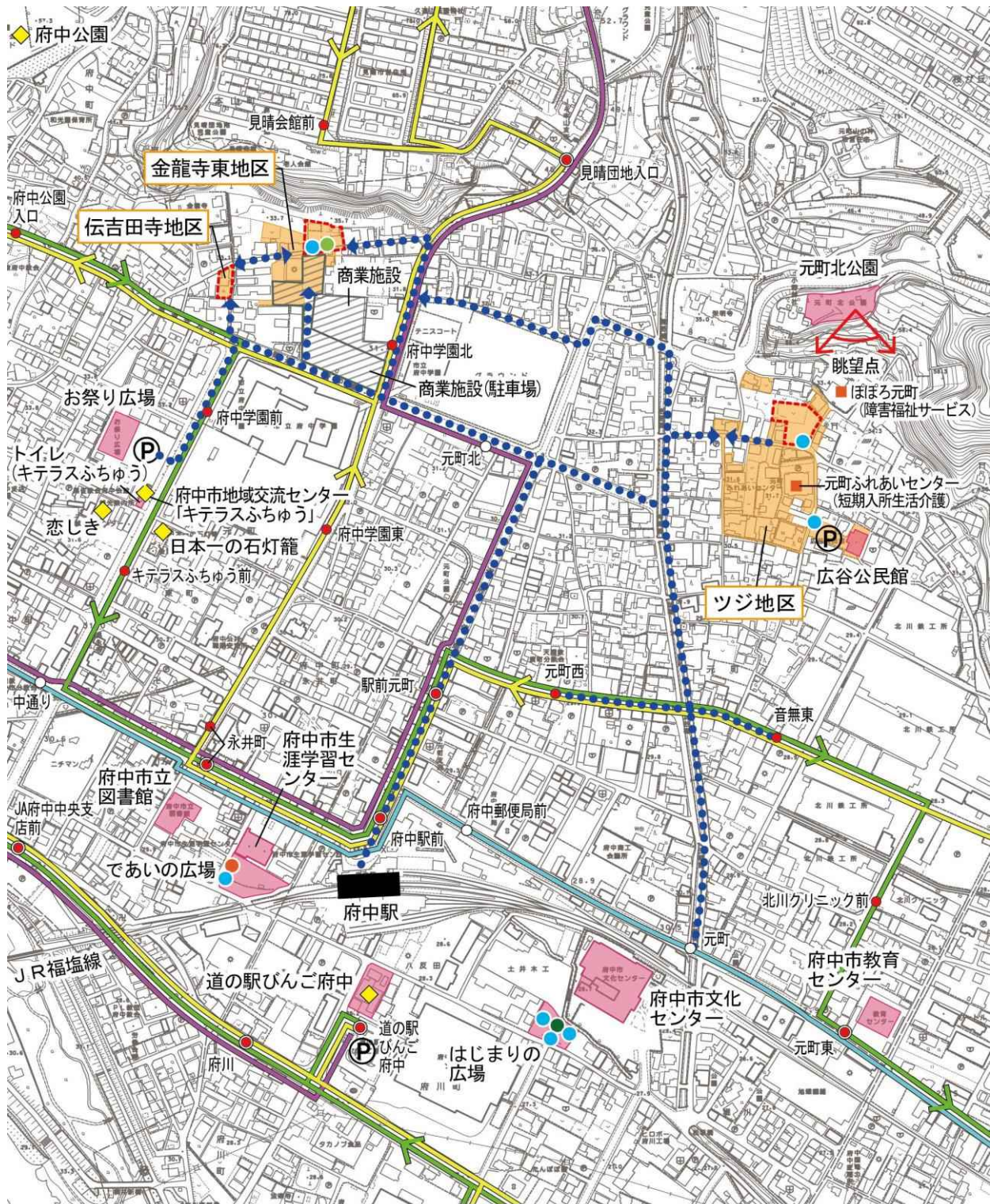
はじまりの広場の説明板（日吉神社府川石鳥居）



であいの広場の案内板



であいの広場の説明板



凡 例

- | | | |
|------------------------|-------------------|-----------|
| 史跡利用に関する主要公共施設(広場等を含む) | (P) 史跡利用に資する公共駐車場 | 第1期史跡整備区域 |
| 主な観光資源 | 案内板 | 史跡指定地 |
| 主要アクセス動線 | 説明板 | |
| 府中市循環バス(バス停):右・左まわり | 交通案内板(史跡指定地内) | |
| 福山・府中線(バス停) | 誘導標識 | |
| 道の駅びんご府中・本山・金丸線(バス停) | | |

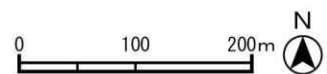


図 2-5 備後国府跡に関わる社会環境(社会教育施設、観光資源、アクセス、サイン類等)

第3章 史跡の概要と整備課題

第1節 史跡の概要

1 指定の状況

(1) 指定及び追加指定

史跡備後国府跡の指定の概要は、下表のとおりである。

表 3-1 史跡備後国府跡の指定概要

項 目	内 容
名 称	備後国府跡
種 別	史跡
指定年月日	史跡指定 平成 28 年 10 月 3 日（平成 28 年 10 月 3 日付 文部科学省告示第 140 号） 追加指定 令和元年 10 月 16 日（令和元年 10 月 16 日付 文部科学省告示第 83 号）
指定面積	20,068.78 m ²
指定地番	○広島県府中市元町字五反田 207 番 1、207 番 2、207 番 3 ○同 字コヤ田 210 番 4 ○同 字松原 205 番 5、212 番 1、270 番 5、270 番 6、270 番 8、271 番 1、271 番 2、271 番 3、271 番 4、271 番 5、 272 番 1、272 番 2、278 番 1、278 番 2、278 番 3、278 番 4、278 番 5、278 番 6、278 番 7、278 番 8、278 番 9、 278 番 10、278 番 11 ○同 字ツジ 260 番 2、261 番 5、262 番、276 番、277 番 1、277 番 2、277 番 3 ○同 字ウシロ 264 番 ○同 字古ヤ 265 番 ○同 字東シ 266 番、267 番、618 番 1、618 番 2 の一部（実測 38.57 m ² ）、618 番 6、618 番 10 ○同 字市場 268 番 1、268 番 2、268 番 3、269 番 1、269 番 3、269 番 4 ○同 字スミ田 273 番 1、273 番 2、274 番 ○同 字寺ノマヘ 279 番 2 ○同 字仁王堂 321 番 1、321 番 2 ○同 字アタラシヤ 322 番 1 ○同 字北ノ角 323 番 ○同 字マヘ 329 番 1、329 番 3、330 番 1、330 番 2、330 番 3、330 番 4、330 番 5、330 番 6 ○同 字道ノ下タ 333 番、334 番 1、334 番 2、334 番 3 ○同 字ホリノ河内 337 番 2、337 番 7、337 番 8 ○同 字スミヤ 263 番 ○同 字ワキ 275 番 ○同 字明セン 331 番 3 ○同 字古ル川 600 番 1、600 番 3 ○同 字一丁田 602 番 1、602 番 2、602 番 3、602 番 4、603 番、605 番 3 ○同 字石井 616 番 1、616 番 3 の一部（実測 57.38 m ² ）、616 番 12、617 番 2、617 番 3、617 番 4、617 番 5、617 番 7、617 番 8、617 番 9 右の地域に介在する水路敷、広島県府中市元町字松原 212 番 2 と同字市場 269 番 2 に挟まれ同字仁王堂 283 番 2 に西接するまでの道路敷、同字松原 278 番 2 に北接し同字ホリノ河内 337 番 8 に南接するまでの道路敷、同字古 ヤ 265 番と同字宮ノワキ 229 番に挟まれ同字市場 223 番 1 に北接するまでの道路敷、同字古ヤ 265 番に西接し同 字サヽヤキ 257 番 2 に東接するまでの道路敷、同字東シ 618 番 2 に南接し同字一丁田 605 番 4 に北接するまでの 道路敷、同字東シ 618 番 2 に東接し同字石井 51 番 3 に南接するまでの道路敷、同字ホリノ河内 337 番 7 に東接 し同字ホリノ河内 337 番 8 に東接するまでの道路敷、同字松原 270 番 2 に東接し同字松原 278 番 2 に東接するま での水路敷、同字ツジ 260 番 1 に北接し同字ツジ 276 番に西接するまでの水路敷、同字古ヤ 265 番に西接する道 路敷に西接し同字スミヤ 263 番に西接するまでの水路敷、同字東シ 618 番 2 に南接する道路敷に南接する水路 敷、同字市場 268 番 3 に南接し同字市場 269 番 2 に南接するまでの水路敷、同字仁王堂 321 番 2 に東接し同字明 セン 331 番 3 に南接するまでの水路敷、同字ホリノ河内 337 番 7 に東接する道路敷に東接し同字明セン 331 番 3 に西接するまでの水路敷、同字一丁田 605 番 4 に北接する道路敷に北接し同字石井 51 番 3 に南接するまでの水 路敷を含む。 ○広島県府中市府中町字下才田 237 番 1、237 番 16
指定基準	二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
管理団体	府中市（管理団体の指定は平成 28 年 12 月 8 日）

(2) 史跡指定及び追加指定

① 指定説明文

備後国府跡（平成 28 年度指定 ツジ地区・金龍寺東地区） 広島県府中市

備後国府跡は、広島県南東部を流れ瀬戸内海にそそぐ芦田川が形成した沖積平野に位置する古
代備後国の国府跡である。『延喜式』では備後国の等級は上国とされ、守、介、掾、目、各一名
の国司が赴任したとされる。現在、府中市の市街地となっているこの場所は、『倭名類聚抄』に
「国府在」と記載がある古代の葦田郡に属することに加え、古代末の成立とされる総社（小野神

社)が存在すること、「府中」という地名が現在まで残ることから、長らく国府の存在が推定されてきた地域であった。

昭和 42 年度(1967)以降、広島県教育委員会や府中市教育委員会等が継続的に実施してきた発掘調査によって、府中市市街地の広い範囲において古代の遺構を確認している。すなわち、8 世紀から 12 世紀に及ぶ遺構変遷が明らかになった金龍寺東地区とツジ地区を筆頭に、備後南部最古段階の創建である伝吉田寺跡、土塁を伴う区画溝から「所」「京」といった墨書土器が出土したドウジョウ地区、倉庫とみられる総柱掘立柱建物 2 棟が確認された砂山地区、区画溝から 10 世紀後半の近江産緑釉陶器が多量に出土した大マへ地区、古代山陽道推定地に近接して長さ 60 cm を超える人形や国司に関わる「権介」の墨書土器が出土した鳥居地区等、地方政治の拠点が存在したことを色濃く示す遺構・遺物が集中することが判明している。

発掘調査で内容が明らかになった市街地北西部の金龍寺東地区と同北東部のツジ地区では、Ⅰ期(7 世紀末～8 世紀後半)、Ⅱ期(8 世紀末～10 世紀)、Ⅲ期(11 世紀～12 世紀後半)、Ⅳ期(12 世紀末～13 世紀)の遺構変遷を把握している。

金龍寺東地区では、まずⅠ期に数棟の掘立柱建物群が建てられ始める。Ⅱ期には中心建物として乱石積基壇をもち四面廂を巡らせた瓦葺礎石建物等、2 棟の礎石建物が造営され、その南には南北棟長舎建物と、中島をもつ苑池が築造されたのち、Ⅲ期以降に廃絶を迎えた。苑池からの出土遺物には墨書土器や唐三彩等が含まれる。また、金龍寺東地区の西側に近接して、昭和 17 年(1942)に広島県立府中高校教諭であった豊元国氏によりいち早く発掘調査が行われた伝吉田寺跡が位置する。これまでの調査では塔と講堂の基壇が確認されており、塔基壇は一辺 14.5m と地方古代寺院としては規模が大きい。出土瓦から、創建は七世紀後半に遡ると考えられる。

ツジ地区は、市街地全体に残る条里型地割とは異なる正方位地割が存在することから、備後国府政庁域の存在が指摘されたこともある地区である。まずⅠ期に、ほぼ方一町に巡る区画溝に囲まれた正方位の掘立柱建物が出現する。溝で囲まれた区画中央部では、地鎮遺物と考えられるガラス小玉 54 個を納めた奈良三彩蓋付小壺が出土した。Ⅰ期後半の 8 世紀中頃になると区画内の建物は再構成され、区画の中心付近を通る南北軸線上に、廂付を含む東西棟掘立柱建物群が南北に建ち並んで区画の中心施設を構成するとともに、区画北東部や南東部にも掘立柱建物群が設置される。瓦の出土量からみて瓦葺建物も存在したと考えられ、ほかの地区や備後国分寺で共通して用いられる平城宮系軒瓦(いわゆる国府系瓦)のうち最初期のものが本地区と砂山地区で使用されている。Ⅱ期には区画溝が失われるが、掘立柱から礎石建ちに造りかえられた二面廂付東西棟建物と、小規模な掘立柱建物群から成る施設が営まれた。Ⅲ期以降には大型の建物群は認められなくなり、小規模な掘立柱建物が建てられる。

ツジ地区の出土遺物には国府系瓦、腰帯具、陶硯や、須恵器・土師器の供膳具などがあるだけでなく、備後国内ではほかに例を見ない量の国産施釉陶器や貿易陶磁器が出土したことが注目される。緑釉陶器は京都産や近江産、灰釉陶器は東海産が多数を占め、皿・碗類といった供膳具を主とする。貿易陶磁器も白磁と越州窯系青磁等の高級食器を中心としている。こうした遺物の出土からみてツジ地区には、文書行政、給食、饗応などに用いられた備後国内で最も格式高い施設の一つが存在したと考えられる。また、陶硯類や国産施釉陶器・貿易陶磁器はⅠからⅢ期を通じて出土することから、建物配置等に変化は認められるものの、この施設は当該時期を通じて同様の機能を有していた可能性が考えられる。

これに前後して、金龍寺東地区や伝吉田寺跡をはじめほかの地区でも、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、8 世紀後半以降はその多くにツジ地区と同範の平城宮系軒瓦が共通して使用されることから、これらの施設が相互に関連して一体的に機能していたことが分かる。

したがって、国庁こそ未確認ながら、府中市市街地に展開している以上の遺構群は、備後国府の多様な構成要素として理解することが適当と考えられる。8 世紀から 12 世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡といえる。よって、様相が判明し条件の整った地区につき史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

出典：『月刊文化財』(平成 28 年 9 月号)より ※一部追記(補足)

② 追加指定説明文

備後国府跡（令和元年度指定 伝吉田寺地区）

広島県府中市

備後国府跡は、広島県南東部、現在の府中市街地に位置する。10世紀に成立した『和名類聚抄』に、「国府在葦田郡」と記述されていたことや、現在に残る「府中」という地名から、備後国府は現在の府中市街地に所在していたと推定され、1980年代以降、広島県教育委員会や府中市教育委員会による発掘調査が実施されてきた。

その結果、東西約3km、南北約1kmの範囲に、奈良・平安時代の遺跡が分布することが判明した。ツジ地区では7世紀末から8世紀初頭に正方位を意識した区画溝を伴う掘立柱建物群が造られ、8世紀中頃には瓦葺のものを含む規格性をもつ建物配置へと再構成されたことが明らかになった。また奈良三彩・緑釉単彩陶器・緑釉陶器・灰釉陶器などの国産施釉陶器や初期貿易陶磁器がまとまって出土するとともに、硯や須恵器・土師器の供膳具・煮炊具が一定量出土したことから国府関連施設であることが明らかになった。また、金龍寺東地区では、8世紀の掘立柱建物跡のほか、9世紀から10世紀まで機能した苑池・瓦葺礎石建物跡などが確認され、備後国府に伴う宗教施設もしくは饗宴施設と推定された。この2地区は備後国府跡として平成28年10月3日に史跡に指定された。

今回追加指定しようとする地区は、国府域の北西にあたる伝吉田寺地区である。この地区は、かつて吉田寺という大寺があったと伝わることから名付けられ、これまでの発掘調査で塔跡・講堂跡が確認されている。創建時期は7世紀後半であり国衙が整備される7世紀末から8世紀前半頃に塔や講堂など主要伽藍を整備していることが明らかになっており、国府における仏教行事の場として利用されたと考えられる。

平成30年度に民間の宅地開発事業に先立って実施された発掘調査により、中門が想定されている主要堂塔の中心軸線上の南で、門の可能性のある8世紀後半の南北3.6m、東西8m程度の掘立柱建物跡と築地塀の痕跡が確認され、その南北約10mの地点で8世紀代の幅約1.5m、深さ0.15mの東西溝が確認された。これらの遺構は国府を構成する施設の1つとして整備された伝吉田寺跡に関わるものと考えられることから、史跡に指定し保護の万全を図ろうとするものである。

出典：『月刊文化財』（令和元年9号）より

（3）指定の範囲・面積

史跡指定地の範囲は、告示された地域（地番）であり、図示すると図3-1のようになる。指定の対象地域の面積は、次のとおりである。

○指定面積20,068.78㎡（ツジ地区14,128.40㎡、金龍寺東地区5,359.96㎡、伝吉田寺地区580.42㎡）

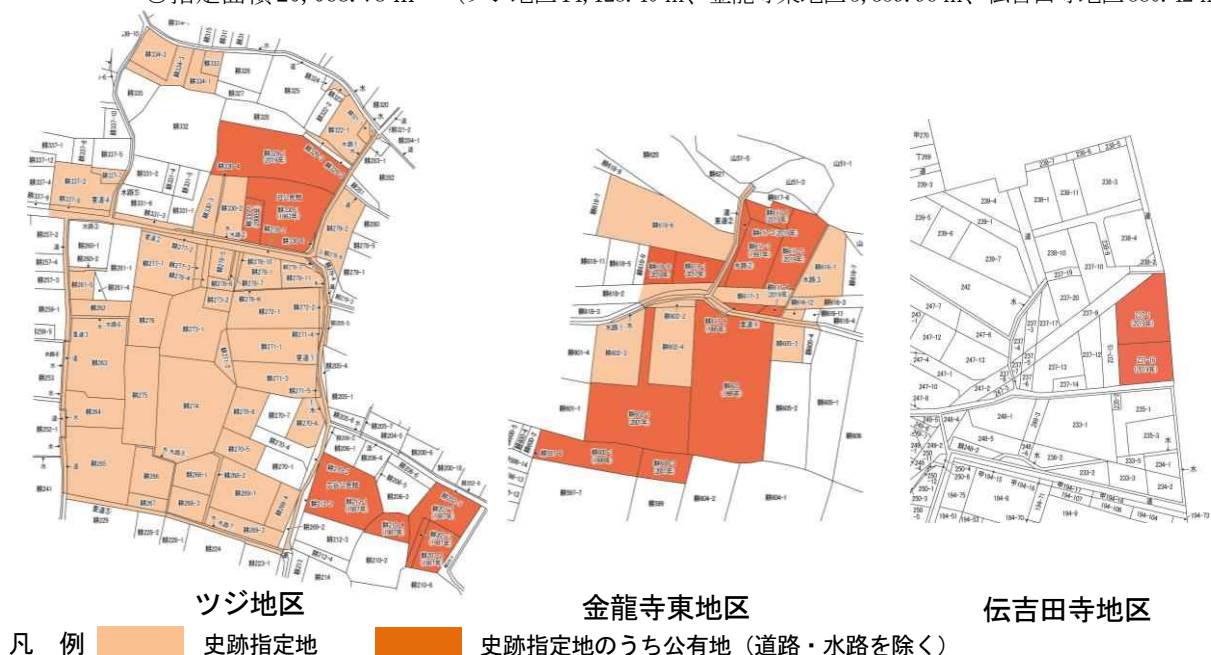


図3-1 史跡指定地と公有地

2 指定地の状況

(1) 計画範囲に関わる法規制等

史跡指定地に関わる土地利用及び防災に関わる法規制としては、次のとおりである。

○都市計画法（市街化区域）：用途地域 ※図 3-2 を参照

- ・ツジ地区：第一種住居地域
- ・金龍寺東地区：第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域

※遊戯施設・風俗施設、工場・倉庫などの制限がある。

○土砂災害防止法 ※図 3-3 を参照

- ・ツジ地区：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）…北西側の一部
- ・金龍寺東地区：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）…概ね北側半分

また、ハザードマップ（図 3-3 を参照）における浸水想定区域及び避難場所は、次のとおりである。

○浸水想定区域

- ・ツジ地区：ほぼ全体が 0.5m 未満
- ・金龍寺東地区：概ね南側半分が 0.5m 未満

○避難場所

- ・広谷公民館（史跡指定地内：ツジ地区）
- ・府中学園（史跡指定地外：ツジ地区と金龍寺東地区の間）

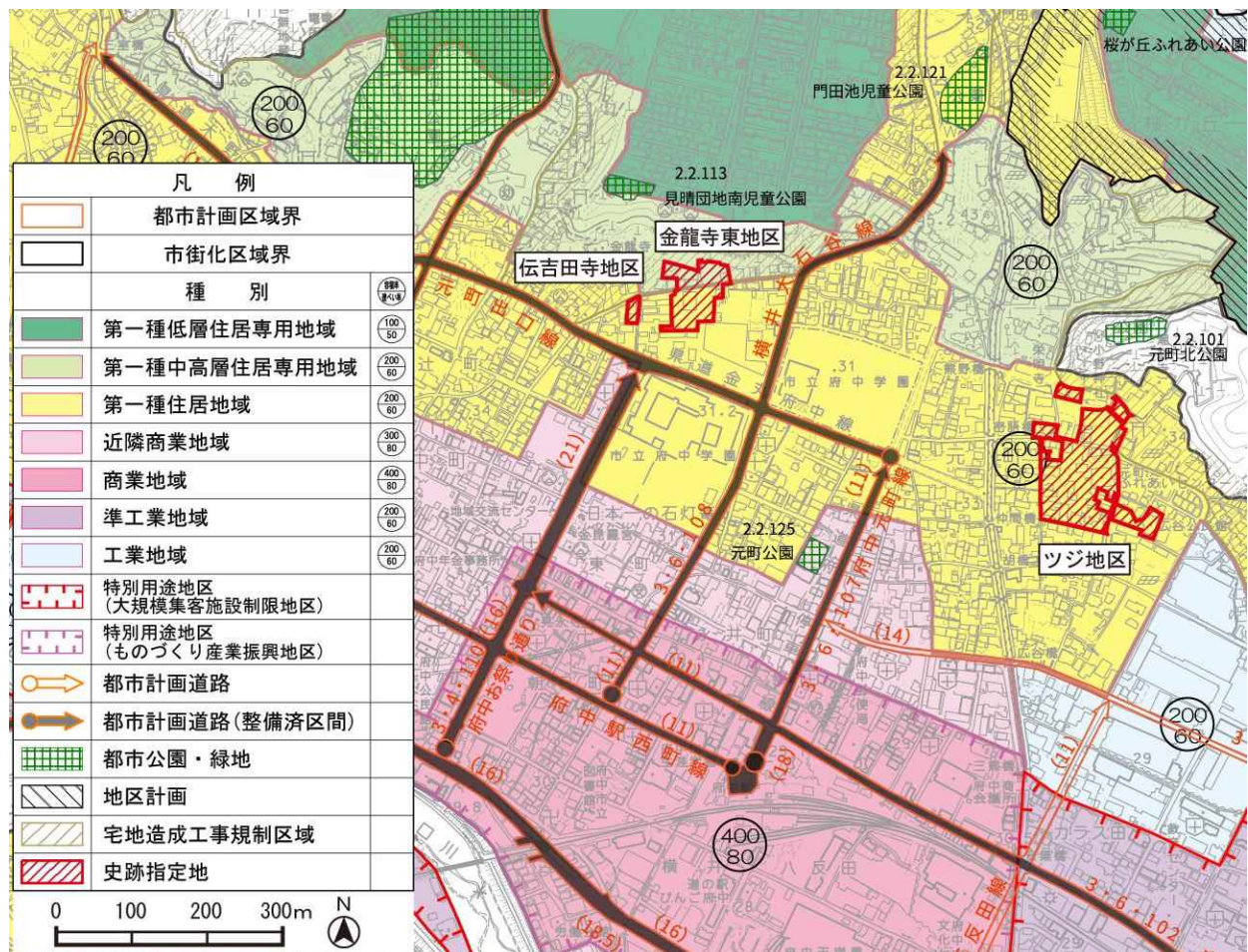
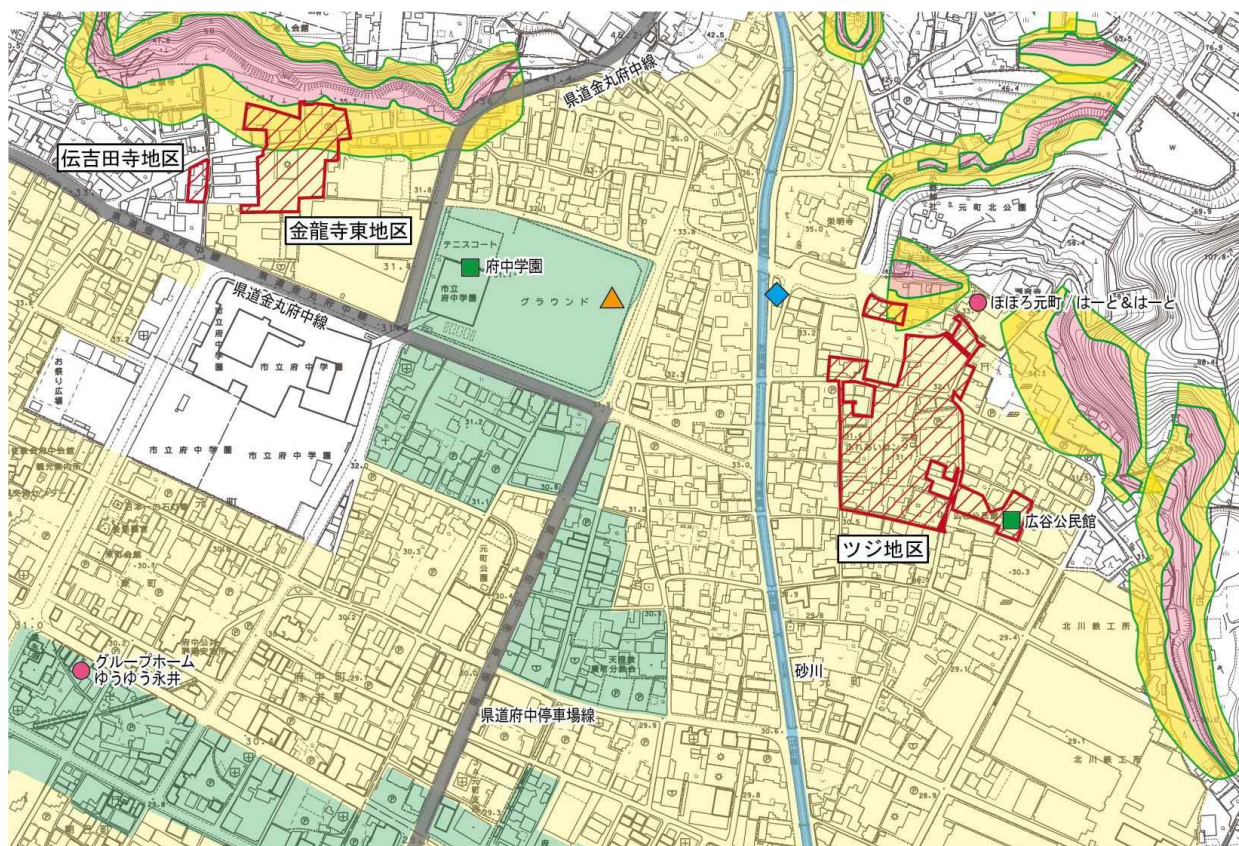


図 3-2 指定地周辺の土地利用関係の法規制（都市計画）



凡 例				
■土砂災害		■	避難場所	
がけ崩れ		土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）		避難行動要支援者利用施設
		土砂災害警戒区域（イエローゾーン）		防災行政無線
■浸水想定区域				水位観測所
深さ		0.5～1.0m未満		史跡指定地
		0.5m未満		

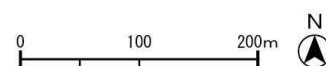


図 3-3 指定地周辺の防災・土地利用関係の法規制（土砂災害防止法、ハザードマップ）

(2) 施設整備（公共施設等）の状況

① 道路・水路

史跡指定地内には市道及び水路がある。ツジ地区指定地内の公共水路ではない溝には民地から雑排水が流されているが、傾斜がほとんどないため、水が流れずにたまる状態となっている。金龍寺東地区の指定地においては、東西方向の市道に遺構（礎石建物基壇）の南辺がかかる。

② 公共施設（建築物）

ツジ地区の史跡指定地内には、広谷公民館が立地している。

③ 説明板

備後国府跡の説明板は、ツジ地区2か所、金龍寺東地区1か所の3か所に整備している。

④ 便益施設

駐車場は、ツジ地区史跡指定地内の広谷公民館、金龍寺東地区・伝吉田寺地区の約200m南に位置するお祭り広場、ホリノ河内地区内の市が所有する空間地が利用できる。

トイレについては、ツジ地区史跡指定地内の広谷公民館や金龍寺東地区史跡指定地の南側に隣接する商業施設、金龍寺東地区・伝吉田寺地区の約250m南に位置する公衆トイレ（キテラスふちゅう）が利用できる。

休憩施設として、お祭り広場やその南側に隣接するキテラスふちゅう（府中市地域交流センター）が利用できる。

⑤ その他

市街地（史跡指定地を含む）内には消火栓及びホース格納箱を設置している。

金龍寺東地区の指定地では、礎石建物跡の上に下水のポンプアップ施設が所在する。

伝吉田寺地区の指定地東端が道路として利用されている。指定地に隣接して老朽化した木柱、カーブミラーが存在する。

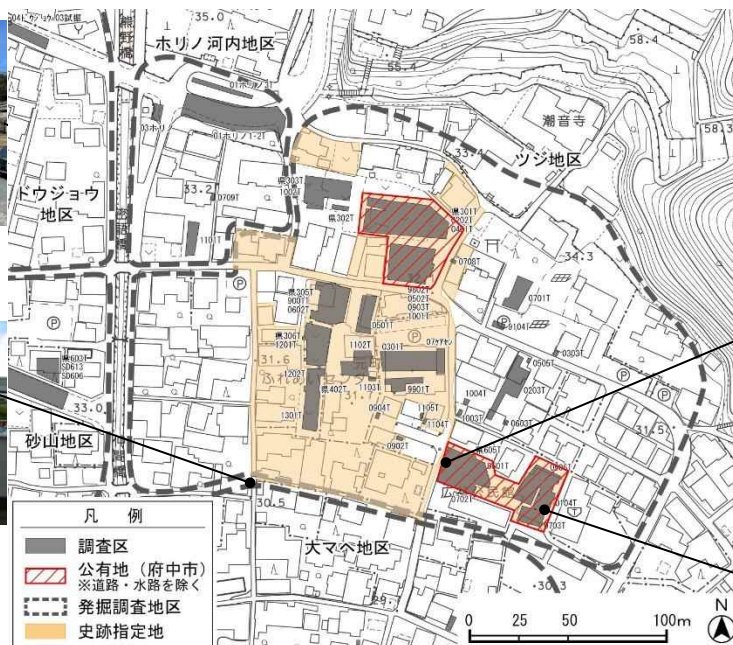
その他、電柱、交通誘導板、ゴミステーション、基準点が史跡指定地内に設置されている。



ツジ地区指定地内の市道



ツジ地区の市道



遺構説明板（ツジ地区）



遺構説明板（ツジ地区）



広谷公民館

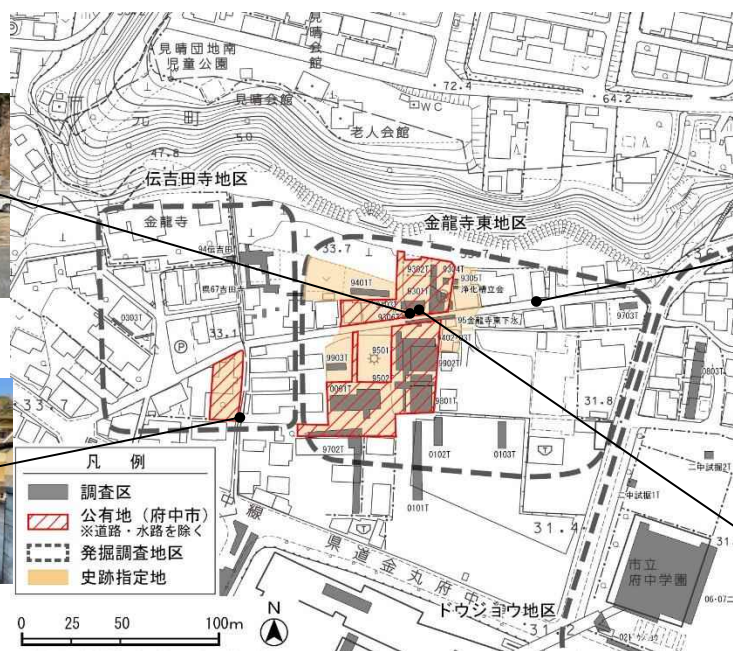
図 3-4 施設整備の状況 ツジ地区



金龍寺東地区
ポンプアップ施設
及び交通誘導板



伝吉田寺地区指定地内東側
及び東隣接地の道路状況箇所



金龍寺東地区の市道



遺構説明版（金龍寺東地区）

図 3-5 施設整備の状況 金龍寺東地区・伝吉田寺地区

(3) 第1期史跡整備区域の状況

① 第1期史跡整備区域（ツジ地区）

ツジ地区（史跡指定地）の北東側に位置する第1期史跡整備区域及びその周辺において、土地利用や地形、施設整備等の現状を整理すると次のようになる。



図 3-6 第1期史跡整備区域の状況 ツジ地区



①南東側（指定地外）から見た第1期史跡整備区域



②南東側（指定地内）から見た第1期史跡整備区域



③北東側から見た第1期史跡整備区域。左手がゴミステーション



④中央部の水路等（東側を見る）



⑤西側民地との境界付近の水路等



⑥北側民地との境界付近(水路あり)

② 第1期史跡整備区域（金龍寺東地区）

金龍寺東地区及びその周辺において、土地利用や地形、施設整備等の現状を整理すると次のようになる。



図 3-7 第1期史跡整備区域の状況 金龍寺東地区



①南側から見た第1期史跡整備区域



②南西側から見た第1期史跡整備区域



③北東側から見た第1期史跡整備区域



④北側から見た第1期史跡整備区域



⑤指定地内から北側墓地方向を見る



⑥指定地（外）南東側の水路等

③ 第1期史跡整備区域（伝吉田寺地区）

伝吉田寺地区及びその周辺において、土地利用や地形、施設整備等の現状を整理すると次のようになる。



図 3-8 第1期史跡整備区域の状況 伝吉田寺地区



①北東側から見た第1期史跡整備区域



②北東側から南方向を見る（市道）



③北側の市道との境界の溝と指定地



④北西側の仮進入路



⑤南東側から見た第1期史跡整備区域と私道



⑥指定地南側の隣地との境界付近区域と私道（水路等）

3 備後国府跡の調査結果

(1) 遺構（発掘調査）の概要

元町及びその周囲において発掘調査を実施した地区及び調査地点・範囲は、図 3-9 のとおりである。鳥居地区など古代山陽道については、平成 27～令和 3 年度（2015～2021）に府中市教育委員会が発掘調査を実施している。

なお、地区については、現段階における調査を総括したものであり、今後の調査の進展によって見直されるべきものである。

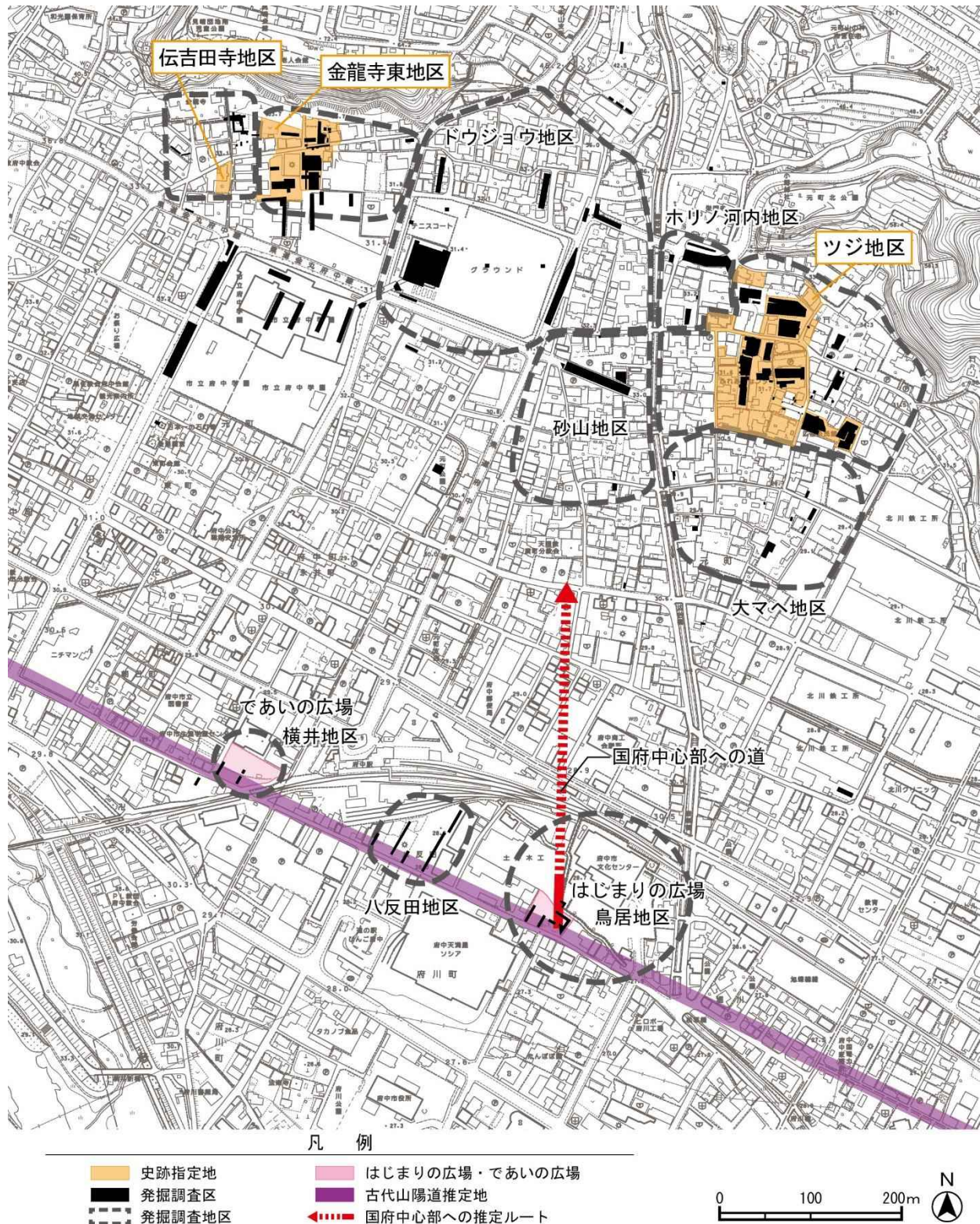


図 3-9 元町周辺調査区及び地区配置図

① ツジ地区

7世紀末ないし8世紀初頭に、正方位を意識した区画溝を伴う掘立柱構造の官衙建物群が出現する。区画溝は、幅 1.5m、深さ 0.5m程度で、発掘調査及び地中レーダ探査の結果から、北辺 108.1m、東辺 121.2m、南辺 100.6m、西辺 115.0mの方形に巡ることが明らかになった。区画内の建物群は、8世紀中頃に廂を有する大型建物を中心に、瓦葺のものを含む規格性を高めた建物配置へと再構成され、8世紀末ないし9世紀初頭まで継続して機能している。9世紀代に区画溝は消滅するが、廂付建物あるいは礎石建物など格式の高い中心的大型建物と小規模な雑舎の建物で構成される建物群が10世紀末頃まで継続する。代表的な大型建物は、桁行5間、梁行4間の五間二面廂の東西棟で、掘立柱建物から礎石建物へ建替えられている。5間×2間の身舎に北側 2.8m、南側 2.5mの廂が付けられている。全体の平面規模は、桁行 12.0m、梁行 10.3m程度と考えられる。備後国内で突出した質と量の国産施釉陶器（奈良三彩・緑釉単彩陶器・緑釉陶器・灰釉陶器）や初期貿易陶磁器とともに、硯や須恵器・土師器の供膳具・煮炊具が一定量出土していることから、国府における居所と役所機能を併せもつ国司館としての機能が想定される。さらに、7世紀末頃に備後国府が創設されていた可能性も得られている。

なお、11世紀初頭以降、ツジ地区に大型建物は見られなくなる。貿易陶磁器や国産搬入土器など高級食器・奢侈品の出土量は12世紀後半までは多く、国司館の機能が残存していたと推定されるが、12世紀末から13世紀代には急減する。備後国府の機能の

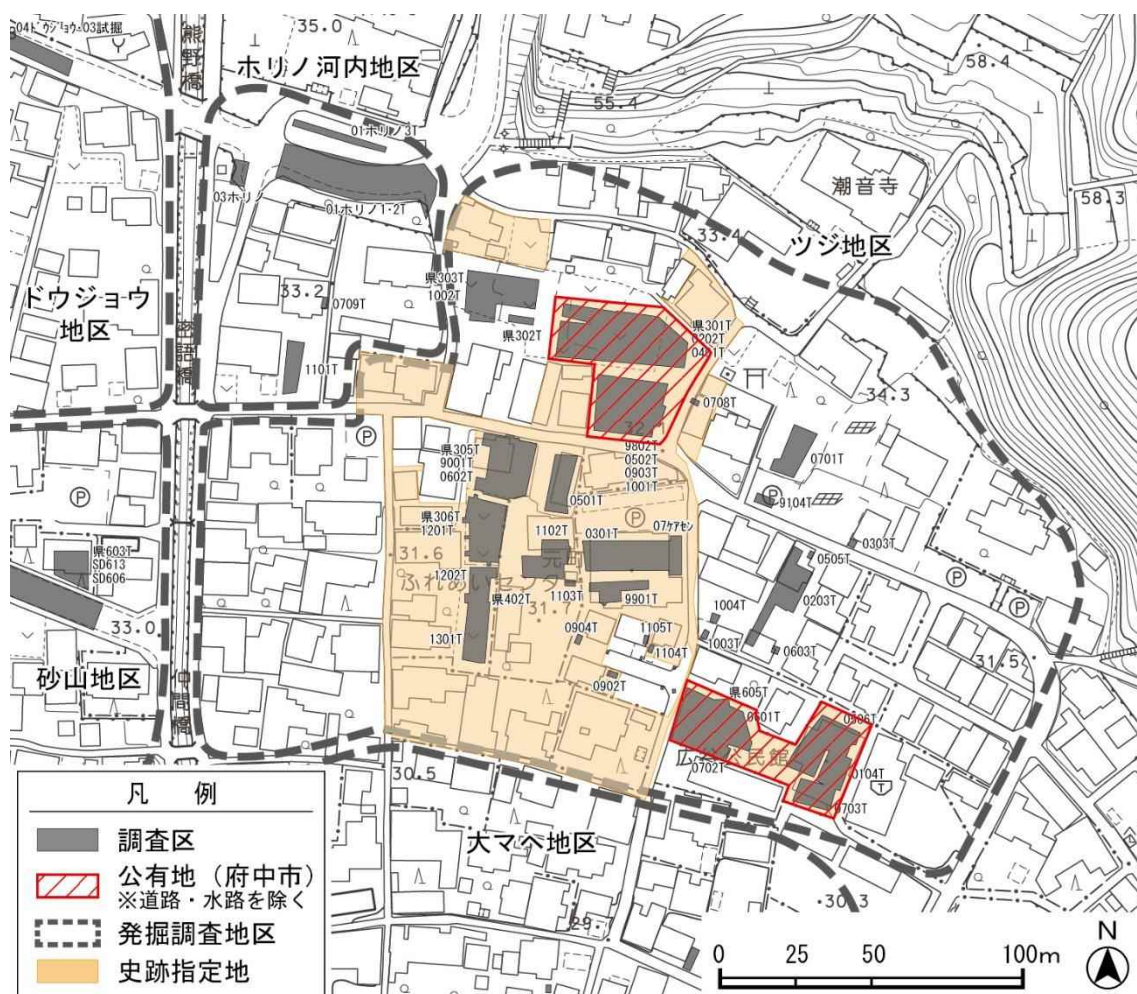


図 3-10 ツジ地区調査区配置図



図 3-11 ツジ地区遺構変遷図

低下あるいは中世府中の中心域の移転という歴史の変遷を具体的に示すものと考えられる。

地区の東側で区画溝の一部が確認されている区画については、地区の中央で確認されている区画と同規模で展開していた可能性がある。また、11世紀以降は柱穴が小型化して建物構成の検出が困難になるが、陶磁器等の出土状況から国司館としての機能が残っていたと想定されることから、建物施設の配置状況の検討が必要である。

② 金龍寺東地区及び伝吉田寺地区

金龍寺東地区では、苑池・瓦葺礎石建物跡・掘立柱建物跡などが確認された。苑池は南北15m以上、東西23m以上の規模で、9世紀代に築造され10世紀代に一部を埋め立てて形を変えている。瓦葺礎石建物は苑池の北東側にあり、乱石積基壇上に建つ。桁行5間、梁行4間の四面廂建物で、建物主軸はほぼ真北である。桁行の柱間約3.6m（12尺）、梁行の柱間約3.0m（10尺）で、3間×2間の身舎に奥行き3.0mの廂が廻る構造に復元され、全体の平面規模は、桁行16.8m（56尺）、梁行12.0m（40尺）程度と考えられる。基壇の出は、南北方向が約3.1～3.3m（11尺）、東西方向が約4.1～4.2m（14尺）で、軒の出は4.5m（15尺）程度であったと推定され、組み物を必要とする格式の高い建物であった。復元規模は川原寺（奈良県明日香村）の中金堂と類似しており、地方においては非常に立派な建物といえる。四方に階段が設けられ、南辺には犬走りがあり、石敷も施されていたとみられる。磚の出土から一部磚敷の可能性もある。建立の時期は特定できなかったが、9～10世紀代に苑池とともに機能していたことは間違いない。

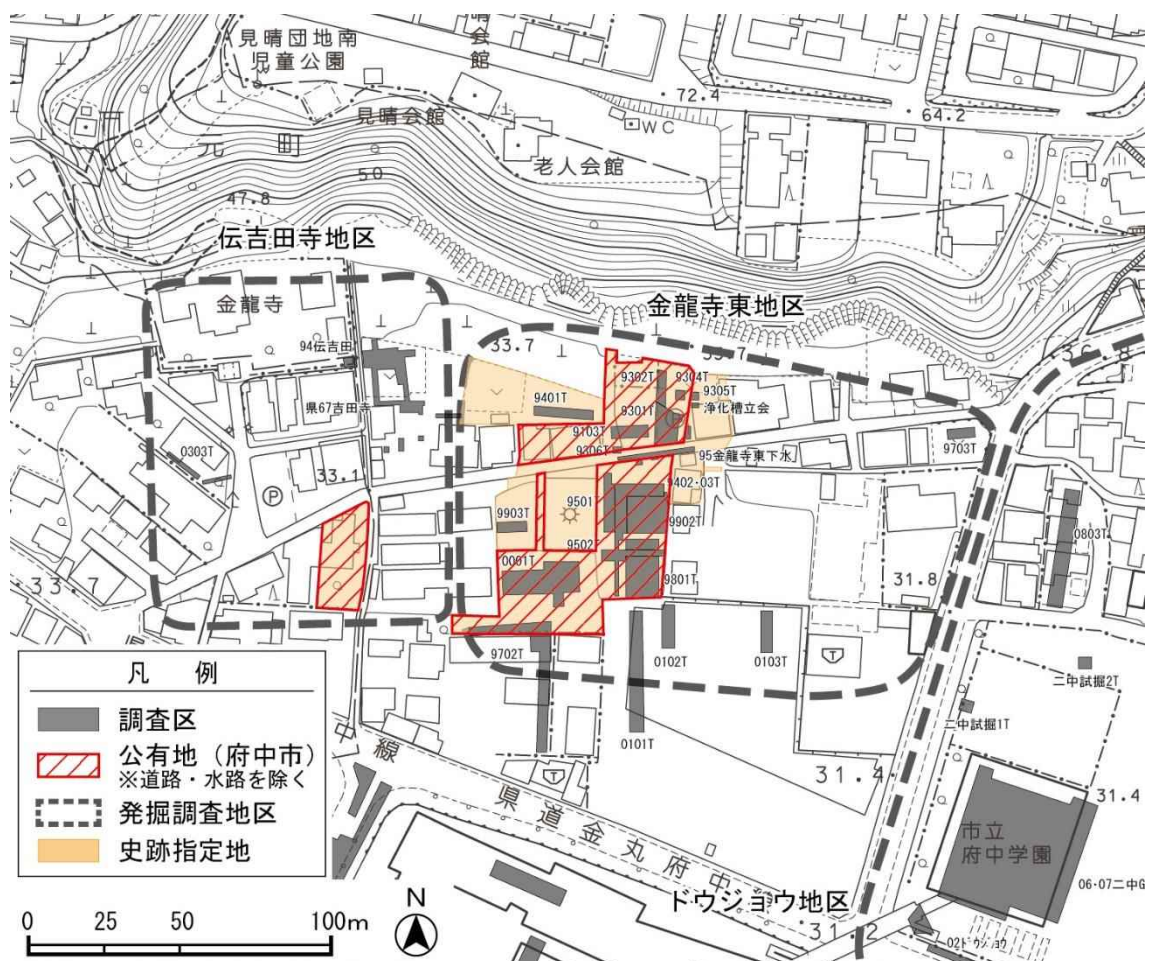


図 3-12 金龍寺東・伝吉田寺地区調査区配置図

その他の遺構の多くも8世紀から10世紀代のもので、桁行8間（約18.8m）、梁行2間（約3.8m）の長舎建物をはじめとして正方位を意識した遺構が多い。

遺跡の性格については、苑池やきわめて格式の高い瓦葺礎石建物跡が存在すること、遺構の多くが正方位を意識しており、ツジ地区の大型建物群と同じ8世紀から10世紀末頃に機能していたことなどから、備後国府における宗教施策に関する施設もしくは饗宴施設と推定される。

金龍寺東地区の施設については、伝吉田寺地区と金龍寺東地区との間に区画施設が確認されていないため、伝吉田寺と一体の可能性もある。瓦葺礎石建物については、根石を元に構造や規模を復元しているが、二面廂建物である可能性も残っている。建立時期については、出土土器からは9世紀代と考えられるが、金龍寺東地区では8世紀前半の瓦が中心となるため、検証の必要がある。苑池については全体の規模が不明である。

伝吉田寺地区は、かつて吉田寺という大寺があったと伝わることから名付けられ、塔跡・講堂跡が確認された古代寺院の伝吉田寺跡（県史跡）が所在する地区で、金龍寺東地区に西接し、密接な関わりが指摘されている。

確認された遺構としては、塔跡、推定講堂跡、推定回廊跡、門とみられる建物跡、推定築地塀跡などがある。7世紀後半に創建され、7世紀末から8世紀前半頃に塔や講堂など主要伽藍を整備し、国府中心部が整備される時期に伽藍を備えていた。塔跡の基壇規模は一辺14.5mであることが確認されている。推定講堂跡は、基壇の一部（11.6m以上）と東南隅が確認されている。西側回廊推定地では、約3m（10尺）間隔で南北に並ぶ礎石が2基確認され、回廊の礎石と推定される。中門の推定地では、8世紀後半の南北3.6m、東西8m程度に推定される掘立柱建物跡が確認され、門跡とみられる。礎石に建て替えられた痕跡も確認された。掘立柱建物跡の西側では、築地塀の痕跡の可能性のある粘土層等も確認され、この時期には主要堂塔の南を築地塀で遮蔽していた可能性がある。門から南に約10mの南門が推定される地点では、8世紀代の幅約1.5mの東西溝が確認され、南限の区画に関係する溝の可能性もある。

また、門跡および講堂跡にて、12世紀後半の礎石建物やその痕跡が確認されている。12世紀後半頃には、東接する金龍寺東地区を含む周辺が広く整地され、掘立柱建物とほぼ同じ位置に礎石建物が建築されるなど、国府が衰退していく時期に、中世の伝吉田寺が整備されたことも明らかになった。

伝吉田寺跡は、所在地、創建の時期、継続期間、規模、出土遺物からみて、国府と密接に関わる寺院跡であったことが明らかであり、伝吉田寺跡は、国府中心部に近接する寺院として、備後国府成立当初から国師らが主導する国府の仏教行事を担っていたと考えられるとともに、国分寺建立以後も準官寺として国府の仏教行事の一端を担っていた寺院であったと推定される。

伽藍については、回廊の位置が明らかになりつつあるものの、回廊の規模や塔の西側に所在すると推定される金堂については未確認である。また、寺域については、北方は丘陵の崖が迫り、南方は区画に関係する可能性がある東西溝が確認されているが、東西方向については区画の範囲を推定できる区画溝等の遺構は確認されていない。伽藍配置に加え、金龍寺東地区との関係を明らかにするためにも、伝吉田寺の寺域範囲の確認が課題となっている。

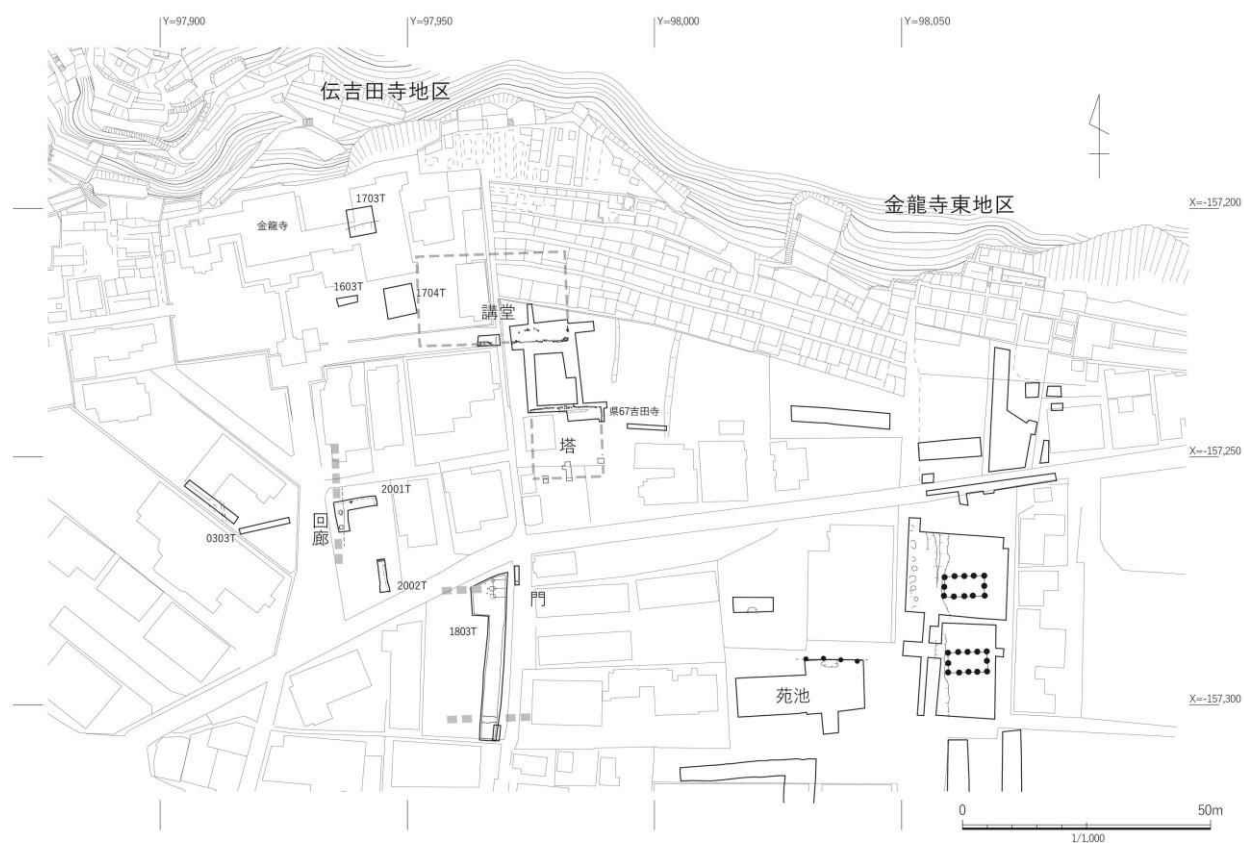


図 3-13 金龍寺東地区・伝吉田寺地区遺構変遷図①（7C 末頃～8C 後半）

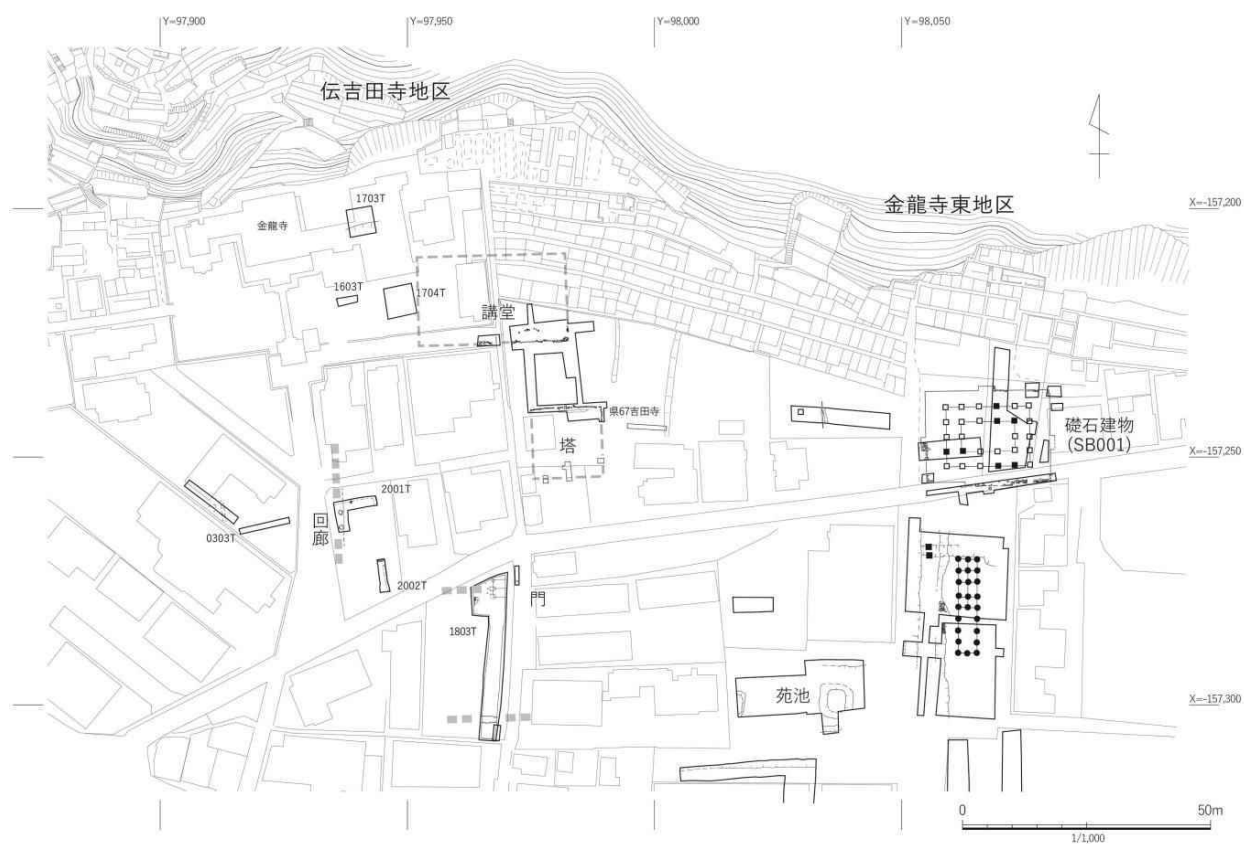


図 3-14 金龍寺東地区・伝吉田寺地区遺構変遷図②（8C 末～10C 前半）

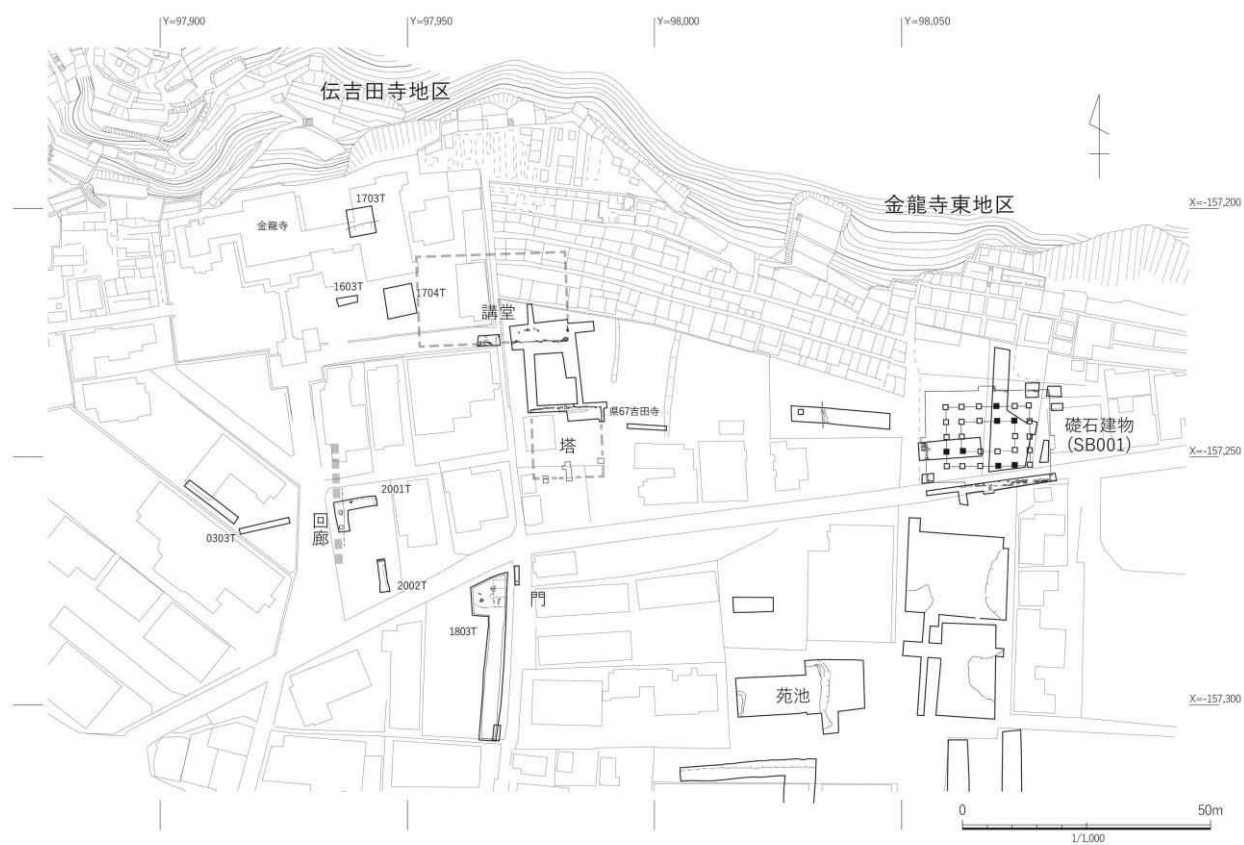


图 3-15 金龍寺東地区・伝吉田寺地区遺構変遷図③ (10C 後半～末)

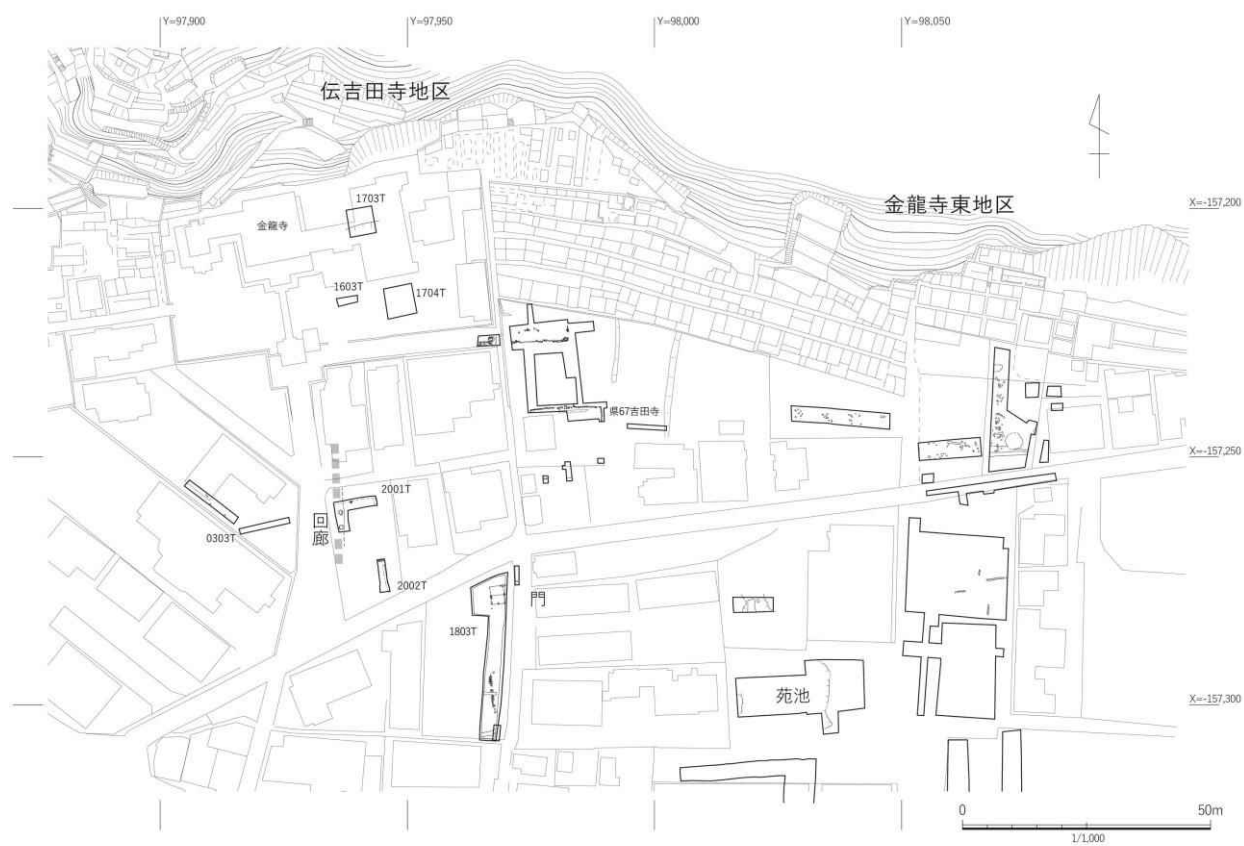


图 3-16 金龍寺東地区・伝吉田寺地区遺構変遷図④ (11C～13C 代)

③ 鳥居地区ほか（古代山陽道跡）

鳥居地区は、砂山地区から約 500m 南にあり、砂川（音無川）と才田川が合流する場所の付近で、古代山陽道の北側に位置する地区である。

昭和 55 年（1980）、豊元国説の国府推定地内に含まれる府川町に府中市文化センターの建設が計画され、これに先立つ試掘調査が昭和 55 年（1980）10 月に広島県教育委員会と府中市教育委員会で協力して実施された。この試掘調査では河川の氾濫によると思われる青灰色砂礫層の上に中世の土師質土器・陶器を含む厚さ約 20cm の包含層は確認されたが古代の遺構は確認されなかった。しかし、建設工事中に多量の木製品・土器類が自然河道と推定されるところから発見された。発見時の詳細は不明ながら、「割と広い湿地で岸に杭が並んで打ち込まれ、土器や木製品があり、人形をはじめ“板”状のもの、棒のようなものが、散らばっていた」ようである。土器の多くは平安時代のものだが古墳時代の高坏なども含まれていた。現在、人形や墨書土器「権介」など、その一部が府中市教育委員会に保管されている。砂川（音無川）や才田川などの河川のそばにあることや発見された人形などの遺物から、祭祀に関係する場所であったと考えられる。

また、平成 28 年（2016）の発掘調査で、真東西方向から南東へ約 30° 傾いた古代山陽道の北側側溝と、古代山陽道から分かれて備後国府中心部へ向かうと考えられる、ほぼ真北にのびる道路遺構（進入路）を確認した。鳥居地区の西側約 400m の横井地区でも発掘調査を実施し、古代山陽道の両側の側溝が出土し、幅員が約 10m であったこと、及び古代山陽道が備後国府の南側で直線的に延びていたことを確認した。

鳥居地区の古代山陽道から国府への分岐点については、調査成果を踏まえ「はじまりの広場」として、横井地区では「であいの広場」として整備している。

発掘調査によって古代山陽道跡を確認したことにより、現在府中市街地で見られる地割が古代山陽道を基準に整備されたとみられることが明らかになった。ツジ地区・金龍寺東地区等が所在する元町周辺では正方位を意識した地割が確認されているのに対し、府中市街地全体の条里地割は、古代山陽道と同様に真東西方向から南東へ約 30° 傾いている（図 3-17 を参照）。古代の条里地割は歴史地理学的研究から推定されているが、考古学的には未確認で、この 2 種類の地割の先後関係や整備時期を明らかにする必要がある。



はじまりの広場（鳥居地区）



であいの広場（横井地区）

④ 砂山地区

砂川（音無川）の西側にあり、ドウジョウ地区の南側、ツジ地区の西側に位置する地区である。

北寄りの地点では、県教委による確認調査や市教委による道路改良工事に伴う発掘調査が行われ、倉庫と考えられる総柱の建物を含む11世紀初頭～12世紀後半頃の掘立柱建物4棟、井戸5基、柵列などが確認されたが、正方位を意識したものではなかった。正方位を意識した遺構としては、12世紀末から13世紀代の溝が確認されている。



砂山地区・ツジ地区出土の平城宮系（国府系）軒瓦

下水道工事立会調査では、砂山地区の南半を中心に広く瓦が出土した。出土した瓦は、国府の諸施設が瓦葺建物で整備される8世紀中頃の瓦が中心で、瓦が集中して出土する地点の近くでは、部分的な確認のため詳細は不明であるが、数カ所でピットなどの掘り込みや、一辺50cm程度の上面が平坦な礎石状の石も検出されている。音無川から西に約40m地点の確認調査では、瓦を多く含む南北方向の区画溝の可能性のある落ち込みが確認されている。瓦の出土量などから瓦葺建物の存在が想定でき、地区の南半には、瓦葺建物などの国府に関係する施設が設置されていた可能性が高い。

また、砂山地区で出土した平城宮系軒丸瓦は範傷の状況から、備後国府の中でも、まず砂山地区に瓦葺建物が整備され、その後ツジ地区および周辺の遺跡に広がったことが考えられる。加えて、砂山地区は、鳥居地区で確認された備後国府中心部へ至る道の延長線上に所在することから、砂山地区に国庁が存在した可能性が考えられる。

国庁の位置を明らかにするために、調査の必要性が高い地区である。

⑤ ドウジョウ地区

砂山地区の北側、金龍寺東地区の東側に位置する地区で、金龍寺東地区から府中市街地を流れる砂川（音無川）までの間に広がる。

ドウジョウ地区では金龍寺東地区寄りでは、8世紀半ば～後半頃の東西方向の2条の併行する溝が確認されている。埋土の状況から、土塁もしくは築地塀に伴う区画溝と考えられ、区画をもった施設が存在する可能性が高い。溝の埋土やその上層からは、須恵器の蓋・坏・高坏を中心に丹塗土師器・瓦・塼等が出土したほか、「京」・「所」といった国府や役所施設の存在を推測させるような墨書土器も出土している。約80m南の地点でも、東西方向の大溝と考えられる落ち込みが確認されており、この溝を区画溝と考えた場合、南北方向に約80mの規模をもつ正方位を意識した区画施設の存在が想定される。想定区画内の試掘調査では、8世紀半ば～9世紀前半頃の丹塗土師器が多量に出土している。部分的な調査のため建物跡などは確認されていないが、金龍寺東地区に近接する場所に南北80mの区画を伴う国府関連施設の存在が推定される。



ドウジョウ地区で確認された2条の東西溝

また、東寄りの地点では、中世の整地層から白磁や青磁（龍泉窯系青磁、同安窯系青磁）といった貿易陶磁器が多く出土しており、11世紀以降も国府に関連する施設が存在していたことが推測される。

⑥ 大マヘ地区

ツジ地区の南側に位置し、砂川（音無川）の東側に広がる地区である。

大マヘ地区の中央では、区画を意図したと想定される10世紀末頃の南北溝が確認されている。遺物は包含層から9世紀前半～10世紀代の京都産緑釉陶器及び10世紀後半～11世紀初めの近江産緑釉陶器が出土している。ほかの地区と比べて、特に10世紀末～11世紀初めの近江産緑釉陶器の出土量が多く、一帯に10世紀末頃の国府関連施設が存在していた可能性が考えられる。また、砂川に近接した発掘調査では、古代の遺構は確認されなかったが、古代の層位で河川の洪水等の痕跡は認められず、安定した基盤層を確認した。砂川付近まで国府に関連する施設が存在していた可能性がある。

⑦ ホリノ河内地区

ツジ地区の北西に隣接し、砂川（音無川）の東側に位置する地区である。

8～9世紀頃に形成されたと考えられる大溝が複数確認されている。大溝は「堀」のような機能をもっていたと推定される。橋脚とみられる巨大な杭も出土している。この大溝群は、11世紀後半～12世紀前半頃には整地され、小型の柱穴で構成される掘立柱建物、溝、柵列、土師器を中心とする土器の廃棄土坑等が確認されている。また、出土遺物には11世紀後半～13世紀頃の貿易陶磁器（白磁・青磁）が多く含まれており、平安時代後半～末頃には、搬入土器や多量の土師器を消費する、何らかの機能を持った施設が存在していたことが想定される。また、14～15世紀頃に下るものも少量出土している貿易陶磁器の出土状況から、13世紀に入っても小型の柱穴で構成される掘立柱建物が存続していたとみられる。

（2）国府の宗教的施設

国府は中央国家と同様に、仏教や神祇・祭祀と深く結びついて存在した。備後国府においては、国府と関わりが窺える寺院、神社、祭祀場の所在が、発掘調査などで確認されている。

■国府中心部西方の伝吉田寺と国府背後の山林寺院青目寺

備後国府の仏教行事の一端を担っていたと考えられる伝吉田寺とともに、山林寺院の青目寺も国府に関わりが深い寺院と考えられる。

青目寺は、伝吉田寺から約2～2.5km北方に位置している山林寺院で、国府背後の亀ヶ岳（標高539m）の山頂付近にある七つ池周辺の南北約1km、東西約700mに渡って遺構の広がりが確認されている。

これまでの分布調査・確認調査によって、七つ池周辺の北御堂・中御堂・西御堂・東御堂・南御堂において、建物に伴うと推定される平坦地が20か所以上も確認されているほか、中御堂には桁行5間、梁間2間以上の礎石建物跡、東御堂には1間四面の礎石建物跡が確認されている。9世紀の緑釉陶器、南北朝期の青白磁などが出土しており、現青目寺に伝わる平安時代初期の仏像とともに、発掘調査からも平安時代初期に開基し中世にかけて伽藍を展開した寺院であったことが明らかになっている。加えて、

山腹の現青目寺（青目寺観音堂遺跡）で8世紀代の布目瓦が出土し、この寺院の創建が奈良時代に遡る可能性がある。

また、「かつて天台宗の寺院であった」との共通した伝承をもつなど、伝吉田寺と青目寺の関係が深かったことも窺え、2つの寺院間で平地の寺と山の寺の関係が成り立つ可能性が高い。

よって、青目寺が国府中心部に隣接した伝吉田寺とも深い関わりをもち、ともに国府に関わる寺院のネットワークを形成し、宗教面での国府機能の一部を担っていたことが想定される。

■神社（総社・日吉神社・南宮神社）

11世紀後半以降、国司は神社を巡行して行っていた神拝から、諸神を1か所に合祀してそこに神拝するようになる。その諸神合祀の神社が総社で、平安後期の国府付近か国府内に設けられた可能性が高いことから、総社所在地も国府跡推定の手がかりとされている。備後国府においては、国府中心部を緩やかに俯瞰するツジ地区の北側丘陵上に総社が所在している。

総社以外にも、国府との関わりが窺える神社として、日吉神社（本山町）と南宮神社（栗柄町）、備後一宮（吉備津神社：福山市新市町）、式内社の甘南備神社（出口町）などがある。

日吉神社は備後国府の北方亀ヶ岳の山麓に所在している神社で、青目寺の開基と同じ弘仁4年（813）に勧請されたという伝承があり、平安時代に神仏習合の思想が盛んになり、仏法擁護の神として寺院が鎮守神を勧請されることが多くなったことを受け、青目寺の鎮守神として勧請されたものである。備後国府鎮護を目的にしていたとみる考え方があり、日吉神社が青目寺に伴う神社と考え、国府の宗教面を担う機構の一部をなしていたともいえる。

南宮神社は、大同2年（807）創祀と伝えられ、古くより備後の国中三社（南宮神社・吉備津神社・真宮神社）の大社と称された神社である。備後国府の南に鎮座し、また、12世紀～13世紀の神像群が十軀あまり伝わっており、備後国府と密接な関係があったことが推測されている。

■祭祀場（祓所）

国府中心部の南方に位置する鳥居地区が祓所と想定される。平安時代前半の人形や墨書土器「権介」が出土している。

この鳥居地区は、砂山地区とツジ地区の間を流れる砂川沿いの推定山陽道に隣接する場所にあり、国府域の南端付近の山陽道沿いに祓所が所在したことが想定される。

第2節 史跡の価値

1 備後国府跡の価値（本質的価値）

（1）史跡指定地における文化財の価値（本質的価値）

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

したがって、指定説明文に立脚するとともに、後述の「全体的な価値」との関係を検討しながら、備後国府跡の価値（本質的価値）を総括的に再整理・再確認し、次のように明示する。

●8世紀から12世紀にかけて、国府の成立から衰退までの変遷を知ることができ、古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要である。

- ・発掘調査によりⅠ期（7世紀末～8世紀後半）、Ⅱ期（8世紀末～10世紀）、Ⅲ期（11世紀～12世紀後半）、Ⅳ期（12世紀末～13世紀）の遺構変遷を把握している。
- ・ツジ地区では、国府系瓦、腰帶具、陶硯類や須恵器・土師器の供膳具のほか、備後国内では例をみない量の国産施釉陶器・貿易陶磁器がⅠからⅢ期を通じて出土しており、国内あるいは中国大陆との流通を類推することができる。また、建物配置等に変化は認められるが、当該時期を通じて文書行政、給食、饗応などに用いられた備後国内で最も格式高い施設のひとつが存在したと考えられる。
- ・金龍寺東地区では、Ⅰ期に数棟の掘立柱建物群が建てられ、Ⅱ期には中心建物として乱石積基壇をもち四面廂を巡らせた瓦葺礎石建物等、2棟の礎石建物が造営され、その南には長舎建物と中島をもつ苑池が築造された。苑池からの出土遺物には墨書土器や唐三彩等が含まれる。

●当該史跡及び遺構群は史跡指定地外（隣接、近接地）を含め、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、これらの施設が相互に関連して一体的に機能しており、備後国府の多様な要素を構成している。

- ・ほぼ方一町の区画溝に囲まれた大型掘立柱建物群や礎石建物群、苑池、古代寺院など国府の多様な機能を示す遺構群とともに、国産施釉陶器や貿易陶磁器など、国府で使用されていたと推定される遺物が多数出土する。
- ・金龍寺東地区の西側に近接して伝吉田寺跡が存在する。塔と講堂の基壇が確認されており、塔基壇は一辺14.5mと地方古代寺院としては規模が大きい。
- ・ツジ地区以外（金龍寺東地区や伝吉田寺跡をはじめほかの地区）でも、政治あるいは宗教施設等が広域で整備され、8世紀後半以降はその多くにツジ地区と同範の平城宮系軒瓦が共通して使用されている。

（2）備後国府跡の全体的な価値

史跡備後国府跡は、古代備後国の国府の中心部を構成する重要施設が存在したことが明確になった場所が史跡に指定されたものであり、史跡指定地周辺においても、国庁を含む重要施設が広がっていると同時に、より広範囲の地域においても、備後国府に関わる遺跡、寺社、文化財、地理・地形等から知ることができる価値が内包されてい

る。そこで、史跡備後国府跡の指定地における価値に加え、備後国府跡の全体的な価値を別に明記して整理する。

●**国府の構造や地方支配の実態を知ることができる。**

国府の場所は未確定ながら、史跡指定地のツジ地区・金龍寺東地区ほか指定地外の地区を含む備後国府中心部において、国府を構成する多様な構成要素として理解できる遺構群が展開し、政治あるいは宗教施設等が広域で整備されるとともに、これらの施設が相互に関連して一体的に機能していたことが判明している。

●**主要官道と国府中心部の位置関係が明らかになっている。**

鳥居地区の試掘調査により、古代山陽道の位置が確定した。また、古代山陽道から国府への進入路の分岐点を確認され（幹線道路から国府への分岐点の確認は古代山陽道においては初の調査事例）、市街地全体に残る条里型地割が古代山陽道を基準に造られたものであること、国府への進入路をはじめ国府の主要施設が正方位を基準に造営されたことが判明し、古代の都市計画の一端が明らかになっている。

なお、発掘調査の成果を活かし、鳥居地区では「はじまりの広場」を整備した。また、鳥居地区の西側約 400m 地点にあたる横井地区（府中市生涯学習センターの南側）での試掘調査により、古代山陽道の両側の側溝を確認し、道路の幅員が約 10m であることと備後国府の南側で直線的の延びていることが考古学的に明らかになった。古代山陽道の幅員が判明したのは広島県で初の事例であり、この地点を「であいの広場」として整備した。

●**国府を取り巻く宗教施設が存在が明らかになっている。**

国府中心部（指定地金龍寺東地区）に隣接する伝吉田寺跡（指定地伝吉田寺地区）、国府中心部（指定地ツジ地区）そばには総社、北方には山林寺院青目寺跡及び平安時代の仏像群（県指定）、日吉神社、南方には南宮神社及び平安末～鎌倉前期の神像群（重要文化財）があり、さらに、西方には式内社の甘南備神社、東方には備後国一宮の吉備津神社が存在するなど、国府と関わりが深い社寺との位置関係が明らかになっており、国府の地域支配機構のあり方や、宗教的機能を具体的に復元しうる多くの資料がある。

●**国府中心部などを俯瞰できる場所が存在する。**

ツジ地区の北側には総社山が位置し、そこには備後国総社及び小野神社があり、参道（石段）の途中からは、ツジ地区が直近に見え、西方向には金龍寺東地区、南方向には鳥居地区などを望むことができ、備後国府中心部を俯瞰する視点場（視点が存在する場所、あるものを見る場所のこと）でもある。

また、備後国総社（総社山）の東側には、元町北公園があり、そこからは国府中心部の東側を眺望することができ、眺めを楽しむことができる。

さらに、国府中心部の北方面は山々が位置し、幾つかのポイントでは、国府中心部をはじめ府中市の市街地などを眺望することができる。

こうした視点場において、備後国府跡の位置や歴史などに関する説明板を設置したり、その他の手段で情報提供したりすることにより、地理的広がりの中で備後国府（跡）の存在や立地性を体感し、イメージをふくらませることができる。

●**国府の成立に関わるような遺跡が存在する。**

市内及びその周辺部において、古墳時代終末期には八角形墳の尾市古墳（福山市新市町常）が築かれ、7 世紀後半には古代山城常城が築城、伝吉田寺も創建されるなど、国府の設置と密接に関係すると考えられる施設が造営されている。

●国府が府中という市名に受け継がれているとともに、関連文化財が点在している。

この地が中世以降に府中となり、市名に受け継がれるとともに、国府に関連する文化財が残されている。国府跡は「ものづくりのまち府中」の原点ともいえる遺跡であり、府中市及び備後地域の歴史を解明する上で欠くことのできない歴史的価値がある。

このように、備後国府跡は、史跡以外にも当時の社会や現代までの変遷をたどることができる要素が多く存在している全国的にも希有な遺跡である。

2 構成要素の特定

(1) 構成要素の対象と範囲

計画地を対象として備後国府跡に関係する諸要素（対象）、及び範囲に関わる区分を次のように設定する。…『保存活用計画』の記載を整理・要約・加筆

表 3-2 備後国府跡に関する諸要素の枠組み

価値に関する区分 区域に関する区分	本質的価値又はそれに準じる諸要素		その他の諸要素（「A・A'」以外）			
	A 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素	A' 備後国府跡の価値（本質的価値）に関係する要素（「A」に準じる要素）	B 歴史的環境・資源を構成する要素（「備後国府跡の価値」以外）	C 自然環境を構成する要素	D 史跡等の保存・活用に資する要素	E その他の要素
史跡指定地	○	—	○	—	○	○
史跡指定地外	○ 史跡指定を目指した区域（ツジ地区・金龍寺東地区の隣接地の一部）	○	○	—	○	○

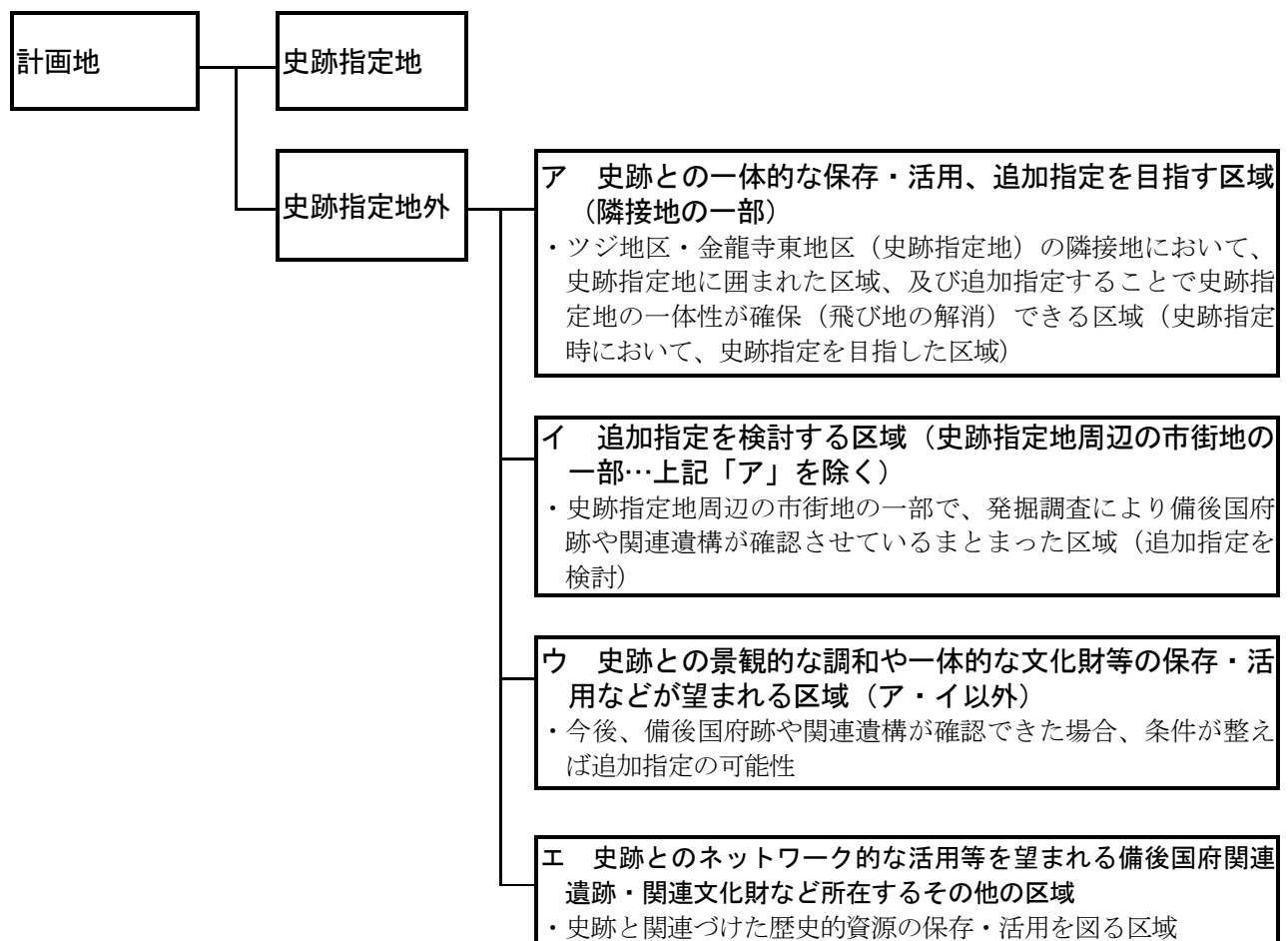


図 3-18 備後国府跡に関する区域の枠組み

(2) 構成要素の特定

構成要素の対象と範囲の区分のもとに、計画地の構成要素を特定する。

表 3-3 構成要素の特定（史跡指定地及び隣接地の一部「ア」）

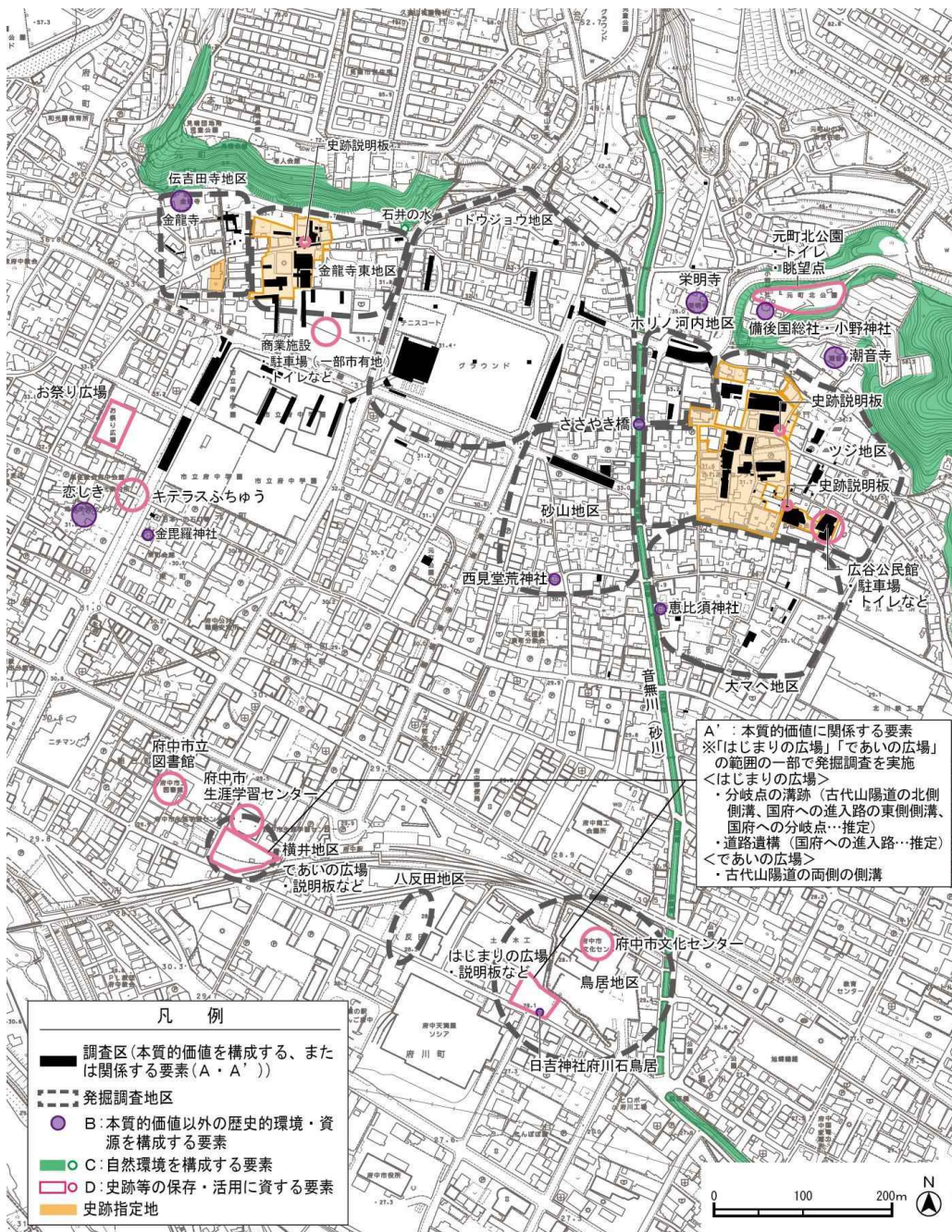
区分	A 備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素	「備後国府跡の価値(本質的価値)を構成する要素(A)」以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素（「備後国府跡の価値」以外）	C 自然環境を構成する要素	D 史跡等の保存・活用に資する要素	E その他の要素
史跡指定地内	地下遺構 ※確認している地下遺構 <ツジ地区> ・溝状遺構、区画溝跡 ・掘立柱建物跡(大型建物を含む) ・礎石建物跡 ・井戸跡 ・铸造関連遺構 など <金龍寺東地区> ・建物基壇(石積み) ・礎石建物跡 ・掘立柱建物跡(大型建物を含む) ・苑池遺構(中島) など <伝吉田寺地区> ・掘立柱建物跡（門：推定） ・築地塀跡 など ○出土遺物（地下遺構と一体となって史跡の本質的価値を形成：以下同様） ・国府系瓦 ・腰帶具 ・陶硯、銅印 ・須恵器・土師器の供膳具 ・国産施釉陶器、貿易陶磁器 ・奈良三彩 など ※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物	○弥生・古墳時代の集落跡 ○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など)	—	○駐車場（広谷公民館など） ○広谷公民館 ・トイレ ・学習等の場 ○史跡（遺構）説明板 ・ツジ地区 2か所 ・金龍寺東地区 1か所 ○ホース格納箱、消火栓(防災) ○探訪(周遊)ルート(道路等)	○駐車場(左記以外) ○町村公会堂 ○元町ふれあいセンター ○住宅、その他の建物 ○塀・柵 ○農地(畑) ○道路、側溝、交通安全施設 ○交通標識、交通誘導板 ○電柱・電線 ○敷地内の樹木・植栽 ○上下水道 ○井戸 ○合併浄化槽 など
ア…史跡との一体的な保存・活用、追加指定を目指す区域（隣接地の一部）	○地下遺構、出土遺物(確認している国府に関する地下遺構、遺物) ※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物 当該区域(左記) ツジ地区(史跡指定地)の隣接地において、史跡指定地に囲まれた区域、または追加指定することで史跡指定地の一体性が確保(飛び地の解消)できる区域(史跡指定時において、史跡指定を目指した区域)	○弥生・古墳時代の集落跡 ○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など)	—	○消火栓（防災）	○住宅 ○塀・柵 ○農地（畑） ○道路、側溝 ○電柱・電線 ○敷地内の樹木・植栽 ○上下水道 ○井戸 ○合併浄化槽 など

※『保存活用計画』に記載した表に一部追記

表 3-4 構成要素の特定（史跡指定地外：史跡指定地の隣接地の一部（「ア」）を除く）

区分	A' 備後国府跡の価値（本質的価値）に関する要素	「備後国府跡の価値（本質的価値）に関する要素（A'）」以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素（左記「A'」以外）	C 自然環境を構成する要素	D 史跡等の保存・活用に資する要素	E その他の要素
イ…追加指定を検討する区域（史跡指定地周辺の市街地の一部…隣接地の一部「ア」以外）	地下遺構 ※確認している地下遺構 ＜伝吉田寺地区＞ ・伝吉田寺跡(県史跡) ・塔跡(基壇) ・講堂跡(基壇) ・推定回廊跡 ・推定中門跡 ・推定南門跡 など ＜砂山地区＞ ・掘立柱建物跡 ・井戸跡 ・柵列跡 ・溝跡 など ＜ドウジョウ地区＞ ・柱穴(列) ・溝跡 など ＜鳥居地区＞ ・分岐点の溝跡(古代山陽道の北側側溝、国府への進入路の東側側溝、国府への分岐点…推定) ・道路遺構(国府への進入路…推定) ＜大マヘ地区＞ ・溝跡(南北) ・土坑 ＜ホリノ河内地区＞ ・大溝跡(大溝群) ・掘立柱建物跡 ・柵列跡 ・溝跡、土坑 ＜横井地区＞ ・古代山陽道の両側側溝 ＜八反田地区＞ ・古代山陽道の北側側溝 ・井戸跡 ○出土遺物 ・国府系瓦 ・土師器、須恵器 ・白磁、青磁 ・緑釉陶器 など ※今後の調査で確認できた場合の国府に関する遺構・遺物	○備後国総社・小野神社 ○栄明寺 ・銅鐘（市文化財） ・その他指定文化財多数 ○潮音寺 ○金龍寺 ○金毘羅神社 ・石燈籠（市文化財） ○日吉神社府川石鳥居（市文化財） ○その他神社 ・恵比須神社 ・西見堂荒神社 ○ささやき橋（密語橋） ・平安時代の和歌に詠まれる（古くからの備後の名所） ○恋しき（登録有形文化財） ○その他の埋蔵文化財(平安後期～鎌倉期など) など	○備後国総社・小野神社周辺の樹林 ○金龍寺東地区北側の樹林 ○音無川（砂川） ○石井の水	○遺構説明板 ○はじまりの広場 ・あずまや ・説明板など ○元町北公園 ・トイレ ・眺望点 ○府中市文化センター ・トイレ ・学習等の場 ○であいの広場 ・駐車場 ・休憩 ・説明板など ○府中市生涯学習センター ・トイレ ・学習等の場 ○府中市立図書館 ・トイレ ・学習等の場 ○お祭り広場 ・駐車場 ・休憩 ・イベント ○キテラスふちゅう ・観光案内 ・休憩 ・トイレなど ○金龍寺東地区の商業施設 ・駐車場（一部市有地） ・トイレ ○ホース格納箱、消火栓（防災） ○史跡等へのアクセス（道路・交通） ○探訪（周遊）ルート（道路等） など	○学校、病院 ○住宅、商業施設、事業所等の建物・敷地 ○塀・柵 ○道路、側溝、交通安全施設 ○道路案内板 ○屋外広告物 ○電柱・電線 ○敷地内の樹木・植栽 ○上下水道 ○井戸 ○合併浄化槽 など
他の区域	○七つ池遺跡群（青目寺・常城等） ○栗柄廃寺 ○前原遺跡 など	※B～Eは具体的な活用などを検討する際に、必要に応じて設定			

※『保存活用計画』に記載した表に一部追記



栄明寺鐘楼
(銅鐘は市文化財)



小野神社



潮音寺



広谷公民館



広谷公民館前の遺構説明板



ささやき橋(密語)



恋しき(登録有形文化財)



キテラスふちゅう



日吉神社府川石鳥居
(市文化財)



遺構説明板(鳥居地区)



遺構説明板(鳥居地区)



金毘羅神社・石燈籠



金龍寺



金龍寺東地区北側の樹林



はじまりの広場のあずまや
(鳥居地区)



ホース格納箱

図 3-19 主な構成要素

第3節 備後国府跡の保存・活用の状況

1 史跡の維持管理及び保存の状況

●土地所有の状況と公有化

本史跡は市街地の中に位置し、指定地内においても6割近くを宅地が占め、一部を除き住宅等が建ち並び、商業施設なども立地し、居住と生活及び経済活動の場でもある。また、指定地全体では約7割、ツジ地区に限ると約8割が民有地である。

金龍寺東地区では、遺跡の保存のために史跡指定の以前に土地を買収し公有化している。公有化した市有地の一部は企業に賃貸し、現在その場所は遺構の保護のもとに商業施設の駐車場として利用されている。なお、貸し出す際、史跡整備を行う場合は土地を返却してもらうことに同意を得ている。さらに、史跡指定後においても公有化に取り組んでいる。

●備後国府跡の維持管理

ツジ地区には広谷公民館（市有地：移転・整備）があり、従前の公民館の敷地（市有地…第1期史跡整備区域）は建物等を撤去し、更地として維持管理している。

金龍寺東地区の第1期史跡整備区域については、東側に民家・畑があるが、それ以外は更地及び墓地への通路（西端：里道）となっており、大部分は府中市及び教育委員会が維持管理している。市道から南の市有地の大部分については、商業施設が賃借し管理がなされている。

伝吉田寺地区については、史跡指定地全体が市有地であり、東端はその隣の私道と一体となり、道として利用されている。

また、史跡指定地の公有地の日常的・定期的な維持管理の一環として、令和4年度から地元町内会に草刈業務（年3回）を委託しており、史跡の維持管理及び点検について、地域住民及び地域団体等が参加する仕組みを構築しつつある。

●主として保存（保存管理）に関わる施設整備

史跡の管理団体（府中市）としては、説明板の設置や史跡であることの情報提供・啓発に努めるとともに、現状変更等に対応している。

ただし、史跡の標識や境界標は未整備である。また、史跡指定地内を含め一帯には、消火栓やホース格納箱があるが、史跡の整備がこれからということで、史跡の保存（活用）のための防災・防犯・安全対策は今後取り組むことになる。また、史跡の維持管理のための施設（倉庫等）も未整備である。

●史跡指定地周辺における関連遺構の保存・活用

史跡指定地周辺では、国府や古代山陽道に関わる遺構などが確認されている。

古代山陽道に関しては、古代山陽道から国府への進入路が分岐する地点（鳥居地区）を「はじまりの広場」として整備している。また、府中市生涯学習センターの南側に整備された「であいの広場」においても、調査によって確認された古代山陽道の位置を表示するなどしている。これら2箇所においては、説明板等を設置し、古代山陽道などに関する説明・案内を行っている。

2 活用の現状

本市の歴史遺産である備後国府跡を解明し、まちづくりに活かすために、調査に並行して普及活用事業にも取り組んできた。具体的な内容としては、次のような事業があげられる。

■広報資料の作成と配布

○備後国府に関連するパンフレットの作成と市内中学生等への配布

- ・市民向けに、「備後国府発掘」（平成 22 年度（2010）作成、27・29 年度（2015・2017）改訂）や「前原遺跡を巡る」（平成 23 年度（2011）作成）など、備後国府の関連パンフレットのほか、「ふるさとの歴史」（平成 25 年度（2013）作成、平成 30 年度（2018）改定）、「府中市にも縄文人みつけた！」（令和 3 年度（2021）作成）など、市内の遺跡や文化財を解説した小冊子を作成し、市内で配布しているほか、毎年 4 月には市内の中学一年生及び義務教育学校 7 年生全員に配布している。
- ・学校向けには、平成 30 年度（2018）に、市内小学 3・4 年生が授業で使用する「わたしたちの府中市」の国府紹介ページについて、想像図を入れるなどリニューアルした。



配布中の広報資料



市民参加のシンポジウム（H28）

○備後国府を広報するための映像の作成と公開

- ・平成 22 年度（2010）に「備後国府発掘」と題した 9 分間の DVD を製作し、イベントなどで上映したほか、各学校に配布し、図書館の視聴覚室でも視聴できるようにした。
- ・令和 3 年度（2021）からは、サテライト展示や発掘調査などの編集動画を、YouTube「国府まろひめチャンネル」にて公開しはじめた。



国府ウォーキング（H29）

○備後国府想像図の作成と国府イメージCGの作成

- ・備後国府の様子を視覚的に感じてもらうために、平成 28 年度（2016）から、イラストレーターの早川和子氏に往時の備後国府の姿を描いてもらい、看板やパンフレットなどに活用しているほか、地域おこし協力隊に依頼して、想像図をもとにした CG 作成にも取り組んだ。
- ・令和 2 年度（2020）には、備後国府の時代を再現した 3D パノラマ画像を作成し、はじまりの広場の説明板に設置した QR コードを読みこむことにより、現地で視聴できるようにしている。



国府衣装体験

■講演会や展示会、体験イベントなど

○記念シンポジウム・歴史フォーラムの開催

- ・平成 17 年度（2005）以降、毎年 1～2 回、備後国府跡を中心に市内文化財についての講演会を開催している。歴史フォーラムは令和 4 年度（2022）に第 22 回を開催

した。

○デリバリー国府講座・チャレンジ古代体験の開催

- ・学校や市民団体からの希望に応じて、市内外各所に行き、国府講座や古代体験事業（藍の生葉染め、くみひもづくり、国府衣装体験など）を行っているほか、毎年、春・秋に資料館フェスタ（古代体験まつり）を開催するなど、小中学生向けに国府のあった時代を体験してもらう体験事業を開催している。

○サテライト国府展の開催～歴史民俗資料館等の活用～

- ・備後国府跡を紹介する展示施設「歴史民俗資料館」（位置は図 2-4 を参照）が市街地から離れた場所にあるため、備後国府跡に近い市街地中心部の公共施設（生涯学習センターや文化センター、図書館、i-coreFUCHU 等）を活用して、出張の企画展示を行っている。
- ・現在、図書館・史跡現地の広谷公民館では、ミニ展示を常設している。

■遺跡現地での活用

○遺跡説明看板の設置と備後国府散策MAPの作成

- ・遺跡現地に説明看板を設置（現在 7 ヶ所）設置している。令和元年（2019）には、地元町内会有志が主導して史跡指定地周辺の文化財や伝承に関する看板を整備した。平成 28 年度（2016）には、備後国府の散策コースを案内する「備後国府を歩こうMAP」を、府中いにしえマイスター講座を開催して、市民と一緒に作成した。その後も増刷して、はじまりの広場をはじめ、市役所や資料館・図書館などの公共施設にて配布している。



国府パレード (H26)



「はじまりの広場」での展示・体験

○遺跡の現地説明会や国府ウォーキングの開催

- ・発掘調査地点の現地公開や備後国府を歩くウォーキングを開催している。近年の発掘調査に係る現地公開（説明会）としては、令和 3 年（2021）に伝吉田寺地区および八反田地区、令和 4 年（2022）に金龍寺東地区において実施した。
- ・平成 28 年（2016）と平成 31 年（2019）には史跡指定地を中心に備後国府跡を巡るウォーキングを実施した。令和 2・3 年（2020・2021）は、地元要望で、親子で備後国府をめぐるイベントを企画していたが、コロナ禍によって中止となったが、今後も、継続的な実施が望まれる。



備後国府マスコットキャラクター



音楽劇の上演

■市のにぎわいづくり事業との連携とPR活動

○備後国府まつりなどでのPR活動

- ・平成 24 年（2012）より、府中市の夏祭りの名称が「備後国府まつり」に変更された。まつりにあわせて、夏休み期間中にサテライト国府展を開催するほか、市議会議員等による国府パレードを継続的に実施するなど、備後国府のPRに努めている。
- ・平成 29 年（2017）、令和元年（2019）に開催された「府中☆産業博」では、遺跡を活かした公園「はじまりの広場」や主会場の文化センターで、国府展示や国府C

G体験、古代のものづくり体験事業を行った。

○備後国府マスコットキャラクターの作成・活用

- ・備後国府マスコットキャラクター（いわゆる「ゆるキャラ」）である「国府まる君」「国府ひめちゃん」をつくり、備後国府跡のPRや観光・交流などに活用している。
- ・近年は、他団体との連携事業の開催や、普及活動に市民や小・中・高校生の協力を得るなど裾野を広げる取組を行っているが、文化財行政発信の事業がほとんどであり、ボランティアガイドの育成も継続的な取組にはなっていない。その中で、平成29年度（2017）には、市民団体が国府に伝わる昔話を題材に音楽劇を作成して上演し、平成29・30年度（2017・2018）には、市民団体主催で「備後国府さくらまつり」が実施されるなど、少しずつではあるが備後国府の認知度が上昇しつつある。
- ・史跡の活用に係る事業の体制としては、教育委員会文化財室（職員9名、うち会計年度任用職員5名）及び歴史民俗資料館職員（学芸員1名、非常勤職員1名）が中心となっている。しかし、文化財室については、日常的に史跡の確認調査や開発対応（発掘調査、工事立会等）、整理作業、遺跡以外の文化財全般の業務を行うなかで、並行して活用にかかる事業を実施していることから調査や講座等のイベントが複数重なった時には人員に対しての業務量が膨大になる。歴史民俗資料館についても、常勤職員は学芸員1名であり、学芸員不在の際に非常勤職員が勤務する体制となっており、人員不足が常態化している。このように、活用に係る事業に対して、人員が充分でない状況がある。

○学校との教育連携活動

- ・近年は、備後国府跡の発掘調査を実施する際、遺跡が所在する校区の小学校と連携し、社会科や総合学習の授業の一環として発掘調査現場体験を実施している。
- ・令和3年度（2021）には八反田地区（古代山陽道跡）の確認調査で府中市立南小学校の6年生の現場体験を実施した。現場では、土層の掘削を体験したり、タブレット端末で児童自らが静止画や動画撮影を行い、後日、児童の現場体験の感想を元にした国府を主題としたラップ音楽「われらのROOTS」が、児童とICT支援員によって作成された。
- ・令和4年度（2022）には、府中学園と連携し、6年生の総合的な学習において、「備後国府」遺産発掘プロジェクトに取り組んでいる。児童自らが備後国府について調べ、地域の歴史や文化を理解し、それを伝承していくために自分たちで考えることを考え、行動することを目指している。教育委員会職員による出前授業、遺跡現地の見学や、発掘調査を実際に体験する中で、備後国府が府中のルーツであるだけでなく、備後国府を知ることが自分自身を知ることにも繋がることを児童が理解して、自分のこととして、認知度の低い備後国府を広く知ってもらうために自分たちが何ができるか、地域課題の解決に向けて取り組んだ。備後国府を広く知ってもらう方法を考えていくなかでグループに分かれ、広めるためのポスターを作成したり、古代体験や展示を企画したり、当時の建物の模型を作成する等、それぞれ校内や地域で学習の成果を発表した。その中で、どんな史跡公園だったらよいかを検討したのが公園プロジェクトチームの9グループで、第5回史跡備後国府跡整備基本計画策定委員会会議にて児童が提案発表した。提案内容については、第3節3



府中学園6年生の発掘調査体験

に掲載している。

3 整備・活用に関する市民等の意見

府中市では、歴史フォーラムや講演会等を開催した際に、備後国府跡に関する内容を含めたアンケート調査を実施しているほか、本計画の策定にあたって、地域住民ほか、イベント参加が少ない若者や子育て世代の意見を集めるために各種団体や学校などを通じて、備後国府についての意識調査および整備活用についてのアンケート調査を実施して、課題を抽出した。

(1) 備後国府を広く知ってもらうために効果的なこと

備後国府を広く知ってもらうために効果的なことについての設問は、平成 24 年（2012）開催の第 12 回ふちゅう歴史フォーラムから平成 30 年（2018）開催の第 17 回ふちゅう歴史フォーラムまでの計 10 回のアンケート調査で設問に入れており、その結果は表 3-5 のようになる。イベント参加者によるアンケート調査において、効果的なことの設問で多かった回答は、講演会や展示会、史跡めぐりや古代体験などのイベントのほか、まちなかでの展示施設であった。

表 3-5 備後国府を広く知ってもらうために効果的なこと（複数回答） ※総回答者数：860 人

設問	1 まちなかでの展示施設	2 キャラクターの作成	3 国府にちなんだ特産品(土産物)	4 パンフレット・本の作成	5 講演会や展示会などのイベント	6 遺跡散策や古代体験などのイベント	7 その他	8 無回答	回答者数
第 12 回フォーラム 2016.1.16	38	15	22	23	53	42	8	10	112
南宮神社と備後国府展 2016.1.16～1.24	113	27	62	64	120	89	17	34	306
第 13 回フォーラム 2016.7.2	13	6	6	9	20	17	5	2	35
府中のルーツ展 2016.7.13～8.15	17	5	16	10	—	11	7	2	30
郷土の歴史講座 2016.7.30	19	6	5	8	—	9	2	6	31
史跡指定シンポジウム 2017.2.5	40	15	16	20	31	35	12	1	63
第 14 回フォーラム 2017.11.19	22	10	21	22	34	28	1		64
第 15 回フォーラム 2018.3.11	26	6	10	16	41	42	4	5	71
第 16 回フォーラム 2018.5.12	18	4	11	19	41	32	6	8	74
第 17 回フォーラム 2018.5.13	24	4	17	20	38	34	11	6	74
小計	330	98	186	211	378	339	73	74	860
構成比	38.4%	11.4%	21.6%	24.5%	47.3%	39.4%	8.5%	8.6%	

※構成比（％）は、回答総数（860）で除した数値。

設問 5 講演会や展示会などのイベントの構成比（％）のみ、回答項目になかったアンケート実施を除く、総回答数 799 で除した数値。

(2) 整備に関わる意見

アンケート調査では、自由に記述してもらう欄も設けており、多数の意見を把握する

ことができた。また、令和元年（2019）以降のアンケート調査では、史跡備後国府跡の保存および活用について自由記述にて多数の意見を得ている。そのうち、本史跡やその他文化財に関係する整備などに関わる主な意見を整理すると、次のようになる。

○博物館、歴史資料館（歴史民俗資料館）の整備・充実…展示施設をまちなかに望む声や意見

- ・遺物が府中市は多いので、きちんと整備された博物館をつくる
- ・府中歴史民俗資料館を再移転して“まちなか”に
- ・歴史民俗資料館はありますが、さらに規模の大きい、学習機能が高い博物館（資料館）があれば

○備後国府跡の史跡公園化

- ・国府の姿が見えてくるものを再現してほしい
- ・史跡の復元。建物なら一番良いが、ジオラマでも

○備後国府の見える化…VR※¹などのICT（情報通信技術）を活用した古代体験を期待する意見

- ・ITで仮想空間の体験
- ・現地でスマホにより再現した建物などが見られるようにする
- ・備後国府跡に立つと、古代の状況が再現でき、体験できる仕掛け
- ・各地の発掘調査を、個別ではなく現在の市街地（地図）に重ねて総合的に紹介

○道の駅、図書館、学校や他の自治体等との連携の強化（学習の場の充実やガイダンス機能の整備など）

- ・新設の道の駅にもPRする為にコーナーを設けられては
- ・道の駅に備後国府に関する土産物を売られたら良い
- ・駅での（道の駅も含めて）展示・イベント・告知
- ・老人会、小・中・高校生に話をする
- ・もっと、府中の歴史を学校で教えるべき
- ・図書館と連携して、関係ある本を展示し、そういう本の存在をアピールしたら、もっと興味や関心が深まりそう
- ・周辺の尾道・福山の観光課と、もっと連携しても良いのではないかな
- ・備後国の国府であるのなら、備後の国一円の（市町村 郡 里（郷）との）つながり的な様々な（催し物・学習の場）があると良い
- ・備後のみではなく備前・備中をふくめた展示会とか
- ・全国の国府所在地との連携

○案内看板の設置・充実及び講演会や展示会、史跡探訪（ウォーク）の開催

- ・展示場・史跡などの案内が足りない
- ・説明板などをもっと詳しく、多く設置
- ・国府にちなんだ神社・仏閣を含めて、府中歴史散策コースをつくる
- ・遺跡散策は、府中市が推進している歩け歩け運動とリンク

○情報発信・PR（情報通信技術の活用を含む）の充実

- ・府中だけでなく、もっと広くPRを
- ・全国ネットテレビでの放映（於番組）
- ・簡単なビデオ説明（CGを使って）
- ・書店やお店にもチラシを置く
- ・インターネットで配信

- ・市内での遺跡調査などの情報を、定期的に発信して欲しい
- ・ジオラマの作成・Google Earth などインターネット上で、古代と現在の比較が一目で分かる地図

(3) 整備・活用に関わる地域住民および市民等の意見

地域住民の意見を把握して整備に反映させるとともに、整備後における史跡の活用に協働して取り組めるよう、史跡が所在する老松町および元町の地域住民を対象に、それぞれ1回ずつ、説明会および意見交換会を開催した。元町では、事前に役員会でも意見を集めた。

それぞれの会での参加者数は、老松町で11名(70世帯中)、元町で15名(700世帯中)であった。参加状況は非常に低調であり、史跡整備後国府跡に対する地域住民の関心の低さが明らかになったが、地域住民の思いの一端を知ることができた。住民の方から出された意見は次のようなものであり、アンケート結果は表3-6のとおりである。

その他、若い世代の意見を集めるために、府中青年会議所や府中市商工会議所青年部を通して、また、地元の府中学園を通して、府中に関わりがある青年や、校区に史跡が所在する地元の児童生徒とその保護者への意識調査アンケートを実施した。アンケートの結果は、表3-7、表3-8のとおりである。

①地域住民の意見

【老松町での意見】 ・直接発言 *アンケート回答

○展示施設の必要性

- ・長年の調査で資料が集まっていると思うので、それを展示する施設が必要。
- ・外部から訪ねてくる人に史跡を案内しても何も無い。そこにいけば国府全体の物語がわかるという場所があるのがいい。
- ・現地に、国府について学んだり、発掘調査の資料をみたりできる施設が必要。
- *国府資料館を建設し、市内外の人にPRしていくべき。

○史跡の見せ方と見える化

- ・平面的な表示だけではわかりにくい。デジタル技術を使って映像でみせる。
- ・看板で調査成果を網羅するのは難しくて、QRコードで映像を見られるようにしてもらえればわかりやすいのでは。
- ・写真や現物で調査で出土したものを鑑賞できるようなものを設置してほしい。
- ・調査した場所を埋めてしまうのはもったいない。地下遺構の表示をしたりしてほしい。調査で出たままを見せたほうがいい。

○子どもたちの学習機会を増やす

- ・自由に見学でき、子どもにも教えられる様な場所を作してほしい。

【元町での意見】 ・直接発言 *アンケート回答や役員会での意見など

○展示施設の必要性

- *出土品を展示する資料館を作ればよい。

○駐車場の必要性

- ・車ででの来訪が予測されるが、ツジ地区の史跡整備地区に面した道路は狭く、路上駐車は困る。駐車場の整備も必要。住民生活の支障のないように。

○史跡の見せ方と見える化

- ・建物の柱の表示は平面的だとわかりにくい。目に見える形で立体的な表示を行った方がわかりやすい。
- ・VRで見えるように。
- ・遺跡の実物（遺構そのもの）を見せた方が良い。一時的にでも、遺跡の実物を見ることができればPRになるのでは。
- ・石積や柱跡など一部見せるようにできないか。遺跡が見えないとピンとこない。
- ・金龍寺東地区の基壇復元は、道路の付け替えなどを含めた柔軟な考え方で、整備案を示してほしい。
- ・ここに国府があったと、見える何かが必要。外部の人が来やすく、地域住民が誇れるような史跡整備ができるといい。いづらか関わりを持つと、自分のまちだと思える。国府を説明できることも地域の誇りだと思う。

＊史跡現地に実物を展示することが難しい場合には、レプリカを展示してはどうか。

○子どもたちの学習機会を増やす

- ・学校の授業で郷土の歴史を学ぶカリキュラムを組み、国府跡に来てもらうなど、子どもたちに国府について学んでもらいたい。

＊子どもの時からの学習が重要と思う。

○情報発信・PR（情報通信技術の活用を含む）の充実

＊もっとしっかりPRする。アニメ動画で若い人を集める。

＊My府中（府中市公式アプリ）に毎週情報をアップすると良いのでは。

○史跡利用に関する意見

＊フジバカマを育てて、旅する蝶のアサギマダラを呼んだらどうか。子ども達との連携や自然豊かなことをPRすることもできる。

＊集会所が欲しいが、防災用品などを入れる倉庫も足りてない。

＊観光向けか地元向けかはっきりした方がよいのではないか。

○維持管理への課題

- ・＊維持管理を誰が担うのが課題。

○調査の必要性（国庁の確認）

- ・国庁推定地を調査し、確認されるとインパクトも違うのではないか。

表 3-6 地域住民へのアンケート結果

回答者数 20 名（回収率 77%）

A参加者年齢		老松町 元町 割合		
①	50 代	1	1	10%
②	60 代	3	5	40%
③	70 代	3	6	45%
④	80 代以上	1	0	5%
⑤	無回答	0	0	0%
B参加者性別				
①	男性	7	10	85%
②	女性	1	2	15%
C説明会の内容				
①	とてもよかった	0	1	5%
②	よかった	7	7	70%
③	ふつう	0	1	5%

④	よくなかった	0	0	0%
⑤	無回答	1	3	20%

D 備後国府を知っていますか（複数回答）

①	全く知らない	0	0	0%
②	備後国府という言葉（単語）は知っている	8	7	75%
③	府中市の市名や、府中のまちのルーツであることを知っている	7	6	65%
④	国史跡であることを知っている	6	9	75%
⑤	国府がどんなものかを知っている	2	10	60%
⑥	無回答	0	1	5%

E 地域に備後国府（備後国の国府）があったことをどう思いますか（複数回答）

①	別になんとも思わない・興味がない	0	0	0%
②	歴史を感じる	8	9	85%
③	地域にあったことが嬉しい（この場所が価値ある場所だったと誇りに思える）	3	9	60%
④	よく分からないけれど、興味はある	2	0	10%
⑤	よくわからない	0	0	0%
⑥	無回答	0	1	5%

F 備後国府を知ってもらうために何をしたらよいと思いますか（複数回答）

①	パンフレットやリーフレットなどを作成し、配布する	2	2	20%
②	SNS等を通じて、公開やイベントなどの情報発信を行う	2	4	30%
③	学校の授業で学ぶ機会を増やす	7	7	70%
④	現地を巡るガイドツアーを開催する	3	4	35%
⑤	講座や講演会を開催する	2	5	35%
⑥	体験型のワークショップを開催する	2	2	20%
⑦	展示会を開催する	5	2	35%
⑧	イベントを開催する	2	2	20%
⑨	無回答	0	1	5%

G どんな公園だったら行ってみたい、利用したいと思いますか（複数回答）

①	散歩するのによい花や緑があるといい	4	3	35%
②	国府が分かる（歴史を学習できる）表示や看板があるといい	5	6	55%
③	地域の行事やイベントに使える広場があるといい	3	4	35%
④	出土品が見られる展示館があるといい	5	4	45%
⑤	ゆっくりできる休憩所（ベンチ等）があるといい	5	1	30%
⑥	目玉になる物があるといい	1	4	25%
⑦	遊具があるといい	1	0	5%
⑧	防災時に役立つ施設（防災ベンチや防災倉庫）があるといい	3	2	25%
⑨	無回答	0	2	10%

②府中学園6年生の意見

【公園プロジェクトチーム提案】

〇ツジ地区

- ・歴史が分かる公園にしたいので掘立柱建物のレプリカを建てたらどうか。子どもが遊べる空間にしたいので、府中学園のキャラクターふーちゃんのスプリング遊具を置く。憩いの場にしたいのでベンチ・屋根・水飲み場などもほしい。

- ・歴史の分かる、やすらぎの場にしたらどうか。屋根を付けて雨をしのげたり、ベンチに背もたれを付けたりして休憩ができるようにする。自転車で来る子どもたちのために駐輪場を作る。子どもはスプリング遊具、親はベンチで休めるように親子で利用できるようにする。地下の遺構に影響しないモミジの木を植えたり、時間が分かるように時計もほしい。
- ・子供から大人まで来れる歴史の公園にしたらどうか。子供も遊べる砂場、ナチュラルな木のベンチ、備後国府クイズ、備後国府について知れる看板を置く。5時になると音が出る時計もほしい。
- ・ツジ地区の看板は、クイズで楽しみながら備後国府跡について知ってもらえるものにしたらどうか。看板のクイズの答えの部分にはフタを付けて答えを隠す。

○金龍寺東地区

- ・学べる公園にしたいので、備後国府の時代（奈良～平安時代）の建物を建てたらどうか。建物の中には休めるベンチを置きたい。QRコードで視覚や聴覚を使って理解を深めてほしい。昔の建物をイメージした看板にしたい。
- ・備後国府が3分で分かる公園にしたらどうか。看板、ベンチ、ミニチュアの五重塔・礎石建物を置きたい。
- ・金龍寺東地区の看板は、備後国府のことに興味を持ってもらえる看板にしたらどうか。写真やクイズで分かりやすいものにする。「看板を見て備後国府のことをたくさんの人に広めてほしい。」という6年生の願いを入れる。

○伝吉田寺地区

- ・休憩所は昔の備後国府にタイムスリップしてきたように寝殿造の家にしたらどうか。
- ・伝吉田寺地区の看板は、クイズで分かる伝吉田寺という看板にしたらどうか。クイズや写真を入れて伝吉田寺のことについて、くわしく知ることができるものにしたい。

③その他の市民等の意見

【府中市商工会議所青年部・府中青年会議所会員からの意見（アンケートより）】

○整備内容に関する意見

- ・実際に備後国府時代の建物などを再現し、それを小学生の社会学習などや一般の人にも使用できるようにする。
- ・当時の生活感を再現、体験できる施設にして、子どもたちが今の生活と昔の生活の違いを知ることができる。アウトドア活動が流行っている今、こういう体験施設に興味のある人はいると思う。
- ・松永のはきもの博物館みたいに、芸術家の遊べるモニュメントみたいなのがあったらいい。
- ・史跡であり街が盛り上がってる印象がないので、もっと違う部分にお金を掛けてほしい。
- ・様々な意見があると思うが、うまく活用して整備を進め府中の発展に繋げてほしい。

○情報発信・PRに関する意見

- ・具体的な内容を知る機会がなく、まだあまり興味を持っていない。興味を持っていない人まで巻き込めるものが作れると良い。
- ・興味を持っていない人まで届くような情報伝達の方法・工夫、今は絶対にSNS

映えが必要。

【府中学園5～8年生とその保護者からの意見（アンケートより）】

- ・地元の人は知らないから、もっと分かるようにイベントなどをして広めてほしい。
- ・備後国府まつりで、当時の服や食を体験出来ると良い。
- ・グーグルマップみたいに、その時代にタイムスリップして移動できるような映像が見られると面白い。
- ・歴史や文化を後世に伝えるような学びの場があると良い。
- ・ペットOKやドッグラン、運動ができたり、ウォーキング・ジョギングコースがあったり、遊具や屋根がついていたりする公園がいい。
- ・公園には駐車場がほしい。

表 3-7 府中市商工会議所青年部・府中青年会議所会員へ実施したアンケート結果 回答者数 31 名

A年齢		割合	
①	20 代	1	3.2%
②	30～40 代	2	6.4%
③	30 代	21	67.7%
④	40 代	7	22.6%
⑤	無回答	0	0%

B性別			
①	男性	28	90.3%
②	女性	3	9.7%

C住所			
①	府中町	6	19.3%
②	中須町	5	16.1%
③	高木町	3	9.7%
④	元町	2	6.4%
⑤	父石町	2	6.4%
⑥	鵜飼町	1	3.2%
⑦	広谷町	1	3.2%
⑧	府川町	1	3.2%
⑨	本山町	1	3.2%
⑩	河面町	1	3.2%
⑪	栗柄町	1	3.2%
⑫	土生町	1	3.2%
⑬	福山市	5	16.1%
⑭	神石高原町	1	3.2%

D備後国府を知っていますか（複数回答）			
①	全く知らない	3	9.7%
②	備後国府という言葉（単語）は知っている	17	54.8%
③	府中市の市名や、府中のまちのルーツであることを知っている	12	38.7%
④	国史跡であることを知っている	8	25.8%
⑤	国府がどんなものかを知っている	5	16.1%

⑥ その他	1	3.2%
-------	---	------

E 地域に備後国府（備後国の国府）があったことをどう思いますか（複数回答）

① なんとも思わない・興味がない	3	9.7%
② 歴史を感じる	17	54.8%
③ 国府があつてよかったと思う（誇りに思える）	5	16.1%
④ よく分からないけれど、興味はある	6	19.4%

F 備後国府を知ってもらうために何をしたらよいと思いますか（複数回答）

① パンフレットやリーフレットなどを作成し、配布する	9	30.0%
② SNS等を通じて、公開やイベントなどの情報発信を行う	16	53.3%
③ 学校の授業で学ぶ機会を増やす	20	66.7%
④ 現地を巡るガイドツアーを開催する	8	26.7%
⑤ 講座や講演会を開催する	4	13.3%
⑥ 体験型のワークショップを開催する	5	16.7%
⑦ 展示会を開催する	8	26.7%
⑧ イベントを開催する	13	43.3%
⑨ その他	4	9.9%

G どんな公園だったら行ってみたい、利用したいと思いますか（複数回答）

① 散歩するのによい花や緑があるといい	17	54.8%
② 国府が分かる（歴史を学習できる）表示や看板があるといい	15	48.4%
③ 地域の行事やイベントに使える広場があるといい	19	61.3%
④ 出土品が見られる展示館があるといい	8	25.8%
⑤ ゆっくりできる休憩所（ベンチ等）があるといい	16	51.6%
⑥ 目玉になる物があるといい	5	16.1%
⑦ 遊具があるといい	11	35.5%
⑧ 防災時に役立つ施設（防災ベンチや防災倉庫）があるといい	6	19.4%
⑨ その他	4	12.8%

表 3-8 府中学園 5～8 年生とその保護者からのへ実施したアンケート結果

A 学年・年代を教えてください

割合

① 第 5 学年	8	8.9%
② 第 6 学年	9	10%
③ 第 7 学年	21	23.3%
④ 第 8 学年	28	31.1%
⑤ 30 代	4	4.4%
⑥ 40 代	17	18.9%
⑦ 50 代	3	3.3%

B 性別を教えてください

① 男性	33	37.1%
② 女性	52	58.4%
③ その他	4	4.5%

C お住いの町名を教えてください

① 元町	24	26.7%
② 府中町	22	24.4%

③	桜が丘	19	21.1%
④	出口町	8	8.9%
⑤	鵜飼町	8	8.9%
⑥	本山町	5	5.6%
⑦	目崎町	4	4.4%

D 備後国府跡を知っていますか（複数回答）

①	知らない	23	25.6%
②	備後国府という「ことば」は知っている	40	44.4%
③	府中市の名前と、まちのルーツであることを知っている	10	11.1%
④	国の史跡（しせき）であることを知っている	16	17.8%
⑤	国府がどんなものかを知っている	10	11.1%

E 府中市に備後国の国府があったことをどう思いますか

①	なにも思わない・興味がない	28	31.1%
②	歴史があることを感じる	46	51.1%
③	国府があつてよかったと思う（誇りに思える）	5	5.6%
④	よくわからないけれど、興味はある	11	12.2%

F 備後国府をしってもらうために、何をしたらよいと思いますか（いくつでも回答できます）

①	わかりやすいパンフレットを作成して、みんなに配る	41	45.6%
②	SNSなどを通じて、もっと情報発信する	46	51.1%
③	学校で学ぶ機会をふやす	35	38.9%
④	ガイドツアーを行う	20	22.2%
⑤	講演会を行う	7	7.8%
⑥	体験教室を行う（国府の服や食の体験など）	28	31.1%
⑦	国府の展示を行う	26	28.9%
⑧	イベントを行う（国府にちなんだイベント）	41	45.6%

G どんな史跡公園（しせきこうえん）だったら利用したいと思いますか（いくつでも回答できます）

①	花や緑がある	50	55.6%
②	国府が分かるものがある（学習できる）	33	36.7%
③	地域の行事やイベントに使える広場がある	30	33.3%
④	出土品が見られる展示館がある	25	27.8%
⑤	ゆっくりできる休けい所やベンチなどがある	53	58.9%
⑥	目玉になるものがある	30	33.3%
⑦	遊具があるといい	48	53.3%
⑧	災害時に役立つもの（防災ベンチや防災倉庫）がある	21	23.3%
⑨	その他	3	3.3%

※1 VR（仮想現実感：virtual reality の略）

コンピュータ上で現実には似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験。

参考：AR（拡張現実感：Augmented Reality の略）

CGなどで作った仮想現実を現実世界に反映（拡張）していく技術。

第4節 備後国府跡の整備課題

1 分野別の整備課題

上位計画・関連計画や計画地の現状、本質的価値及び備後国府跡の保存・活用に関する市民等の意見などを踏まえ、整備に関わる分野別の課題を、次のように設定する。

表 3-9 計画地等に関する状況（概要）と課題の一覧

(1/4)

区分	概要（計画地に関係する要点など）	分野別の整備に関わる課題
上位計画・関連計画（整備に係る内容）	第5次府中市総合計画	●史跡現地における公園化やガイダンス施設設置等の整備 ●未発見の国庁の確認をはじめとする調査の継続
	府中学びプラン（府中市教育推進計画）	●備後国府跡の史跡公園としての整備
	府中市都市計画マスタープラン	●コンパクトシティや魅力づくりの面からみた備後国府跡の整備…全体的な課題
	府中市グランドデザイン	●市民が備後国府跡に関する歴史・文化を学習できる環境づくり ●備後国府跡及び周辺の文化財等を含めた散策ルートの整備
	第3期府中地区都市再生整備計画	●周辺の歴史的資源を含めた散策ルートやサイン類の整備
	府中市観光振興ビジョン	●観光振興にも資する備後国府跡の整備 ●ICT（情報通信技術）の活用を含めた備後国府跡の情報発信
位置・交通条件	広島県の計画等	●広島県文化財保存活用大綱、福祉のまちづくり条例、景観条例などを考慮した整備
	位置	●立地性を活かした整備→市街地の魅力づくり、周遊ルートなど
	交通	●公共交通機関からのアクセスの充実 ●ツジ地区における駐車場整備の検討と広谷公民館駐車場の史跡利用への活用の検討（調整） ●金龍寺東・伝吉田寺地区における駐車場からのアクセス（案内）の充実
自然環境	地形・地質・気象・植生	●土砂災害への留意 ●丘陵部からの眺望景観を考慮 ●夏季の利用に配慮した整備 ●防災面及び景観面を考慮した樹林の保全

表 3-9 計画地等に関する状況（概要）と課題の一覧

(2/4)

区分		概要（計画地に関係する要点など）	分野別の整備に関わる課題
歴史環境	府中市の歴史概況	○古代山陽道及び備後国府が置かれ、備後国の政治、経済、文化の中心となった。 ○「府中」の名は備後国府が置かれたことに由来する。	●府中市を象徴する史跡としての保存・活用…全体的な課題
	府中市の文化財	○指定地周辺には、総社やささやき橋など国府に関わる神社や伝説があるほか、恋しき（登録有形文化財）、金毘羅神社石灯籠（市重文）などが立地する。	●周辺の文化財なども含めた周遊ルートの整備
社会環境	人口	○備後国府跡のある府中地域の人口は、令和2年（2020）に37,665人（15,030世帯）となり、減少傾向が続いている。	●まちづくり・地域活性化の観点からみた史跡の整備・活用
	観光（観光客数）	○府中市の観光客数は、平成22年（2010年）の約68万人を底に平成29年（2017）にかけて増加傾向にあったが、平成30年（2018）、令和元年（2019）と減少・停滞傾向にある。 ○令和2年（2020）、令和3年（2021）は新型コロナウイルスの影響で大幅に減少していると想定される。	●観光資源としての史跡の整備・活用 ●外国人観光客を含む観光客の受入れに向けた整備や体制づくりの検討 ●新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮した観光振興
	史跡へのアクセス	○近隣の駐車場を利用した自家用車等による史跡へのアクセスが中心である。 ○公共交通機関（JR 福塩線、バス路線）の利用は、一部に限られていると推定される。 ※案内・誘導に関するサイン類は下記	●駐車場の確保の検討 ●公共交通機関の充実の検討（JRとバスの接続の円滑化、バス停の案内など） ●史跡へのアクセス（駐車場、公共交通、ルートなど）に関する情報提供
	サイン類	○JR 府中駅やバス停、史跡へのアクセスルートに案内板や誘導標識はない。	●案内板や誘導標識等の整備
指定地の状況	土地所有土地利用	○指定地（20,068.78㎡）は、令和4年（2022）2月現在、全体の38.3%にあたる7,692.33㎡を府中市が所有し、残りの61.7%、12,376.45㎡は民有地となっている。 ○主要な遺構が道路においても確認されている。 ○ツジ地区整備予定地の北側から東側に排水溝が所在し、雨水や雑排水が流されている。 ○ツジ地区整備予定地内東端にゴミステーションが所在する	●市民等の理解と協力、及び居住・生活、事業との調整…全体的な留意点 ●道路にかかる遺構の表現の検討 ●排水施設の整備 ●ゴミステーションの移動（移設）・再整備について地域住民との調整
	法規制等	○市街化区域で用途地域が指定されている。 ・ツジ地区：第一種住居地域 ・金龍寺東・伝吉田寺地区：第一種中高層専用地域、第一種住居地域	●史跡と調和するための良好な景観形成や適正な建築行為等の促進
	文化財保護法	○ツジ地区、金龍寺東地区及び伝吉田寺地区の一部は史跡に指定されている。	●文化財保護法や関連法令をもとにした史跡としての整備（保存・活用）
	土砂災害防止法	○ツジ地区の一部、金龍寺東地区の北側約半分は、土砂災害警戒区域に指定されている。	●適切な防災対策の実施
	避難場所	○広谷公民館（史跡指定地内：ツジ地区）、府中学園（史跡指定地外：ツジ地区と金龍寺東地区の間）は避難場所となっている。	●観光客等の来訪者を含めた、避難場所や避難ルートの周知

表 3-9 計画地等に関する状況（概要）と課題の一覧

(3/4)

区分	概要（計画地に関係する要点など）	分野別の整備に関わる課題
施設整備（公共施設等）の状況	○史跡指定地内にも市道や水路（排水路）がある。 ○ツジ地区の史跡指定地内には広谷公民館がある。 ○備後国府跡の説明板を設置している。 ○伝吉田寺地区の東側には私道が位置する。	●史跡の整備においては既設の公共施設等と調整
第 1 期史跡整備区域の状況	○ツジ地区の第 1 期史跡整備区域にはゴミステーションや電柱などがある。 ○金龍寺東地区の第 1 期史跡整備区域には下水道ポンプや交通誘導板などがある。 ○伝吉田寺地区の第 1 期史跡整備区域の東側（区域内）は、道として利用されている。老朽化したカーブミラーがある。	●史跡の整備と社会的機能を持つ施設等との調整・両立
調査結果		
遺構（発掘調査）…第 1 期史跡整備区域	○ツジ地区では、掘立柱建物跡、堀跡、区画溝などを確認している。 ○金龍寺東地区では、基壇を持つ瓦葺礎石建物跡を確認している。 ○伝吉田寺地区では、門跡と推定される掘立柱建物跡を確認している。	●3地区の整備時期を調整し、遺構の表現を検討
国府の宗教的施設	○山林寺院青目寺、総社、日吉神社、南宮神社などが存在する。	●国府に関係する宗教的施設などに関連づけた活用
本質的価値と構成要素		
本質的価値	○8世紀から12世紀にかけ、国府の成立から衰退までの変遷及び古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要である。 ○史跡指定地外（隣接、近接地）を含め、関係施設が広域で整備され、これらの施設が相互に関連して一体的に機能しており、備後国府の多様な要素を構成している。	●本質的価値の顕在化のあり方・方法及び遺構の表現の検討 ●備後国府は長期間機能する中で施設配置や区画などが変遷→どの時期で整備するか要検討
構成要素（遺構・遺物）	○史跡の本質的価値を構成する要素 <ツジ地区> ・溝状遺構、区画溝跡 ・掘立柱建物跡（大型建物含む） ・礎石建物跡 ・井戸跡 ・鋳造関連遺構 など <伝吉田寺地区> ・掘立柱建物跡（門か） ・築地堀跡 など <金龍寺東地区> ・石積基壇を持つ瓦葺礎石建物跡 ・掘立柱建物跡（大型建物を含む） ・苑池遺構（中島）など <その他の計画地（史跡指定地外の備後国府推定エリア）> ・砂山地区、ドウジョウ地区、大マヘ地区、ホリノ河内地区、鳥居地区、横井地区、八反田地区などの遺構・遺物 ○「備後国府跡の価値」以外の構成要素 ・弥生・古墳時代の集落跡 ・その他の埋蔵文化財（平安後期～鎌倉期など） ・備後国府跡周辺の伝承・昔話など	●本質的価値を構成する要素の保存・活用のあり方・方法及び遺構の表現を検討 ●本質的価値を構成する要素である各遺構は地下に保存されていて目に見える状態になく、価値が潜在化している →遺構表示の整備・ガイダンス機能の充実 ●備後国府跡及び関係する遺構・遺物の保存・活用のあり方・方法の検討 →本質的価値の可能性の検討及び条件が整えば追加指定の検討 ●歴史的環境・資源を構成する要素の保存・活用のあり方・方法の検討

表 3-9 計画地等に関する状況（概要）と課題の一覧

(4/4)

区分		概要（計画地に関係する要点など）	分野別の整備に関わる課題
保存・活用 の状況	史跡の維持管理・保存の状況	○説明板を設置しているが、標識、境界標は未整備である。 ○史跡の保存（活用）のための防災・防犯・安全対策は今後の取組である。 ○史跡の草刈業務を地元町内会に委託するなど、維持管理に関して、地域住民及び地域団体等の参加の仕組みを構築しつつある。 ○活用の拠点となる施設が備後国府現地から離れた歴史民俗資料館のみである。 ○史跡の日常的な維持管理のために必要な、水道や電気、倉庫等が未整備。 ○史跡の維持管理や体験イベント等への対応は主として文化財事務局（教育委員会文化財室職員）が行っているが、日常業務や発掘調査等への対応との兼ね合いから人員が不足している。 ○ボランティアガイド等の人員の養成ができていない。	●標識、境界標の整備 ●史跡の整備と併せた防災・防犯・安全対策 ●日常的・定期的な維持管理及び史跡の点検等に関する行政と地域との連携・協働の体制強化 ●遺跡現地またはその付近のガイダンス施設及び常的な維持管理のために必要な、水道や電気、倉庫等設置 ●日常業務や発掘調査等と並行して史跡管理やイベントの運営等に対応するための文化財事務局の体制強化 ●ガイド等の人員を継続的に養成・配置する体制の整備
	活用の現状	○広報資料の作成と配付、講演会や展示会、体験イベントの開催、遺跡の現地での活用（説明板設置、散策マップの作成、現地説明会、ウォーキングなど）を行ってきた。 ○にぎわいづくり事業との連携やPR活動に取り組んでいる。 ○学校教育に反映されるよう、市内学校との連携に取り組んでいる。	●ICT（情報通信技術）の活用を含めた備後国府跡の情報発信（再掲） ●備後国府跡などを活かした学校教育・社会教育及びまちづくり・地域活性化などを検討
	市民等の意見	・博物館、歴史資料館（歴史民俗資料館）の整備・充実 ・備後国府跡の史跡公園化 ・備後国府の見える化（VR等のICTの活用など） ・道の駅や図書館、学校などとの連携の強化（ガイダンス機能の整備など） ・案内看板の設置・充実 ・情報発信・PR（情報通信技術の活用を含む）の充実 など	●展示施設等の整備・充実 ●備後国府跡の史跡公園化の検討 ●既存施設の活用を含めたガイダンス機能の充実・強化及び学校と連携しやすい環境の整備 ●案内表示板（サイン類）の整備・充実 ●見える化も考慮し、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信の検討
	地域住民の意見	・展示施設の整備 ・学校教育の充実要望 ・来訪者への説明のために、備後国府の見える化、映像化が必要 ・平面表示よりも立体表示 ・豊かな自然も感じられる場に ・実物に触れる場にしてほしい ・情報発信・PRの充実 ・駐車場が課題 など	●展示施設の整備 ●遺跡の見える化、立体的な展示やデジタル技術や動画展示を検討 ●地下遺構の実物展示の検討 ●現地における出土品のレプリカ展示を検討 ●学校教育におけるカリキュラム設定の検討 ●地域と行政との協働 ●駐車場の整備検討

2 備後国府跡の保存・活用に関する整備課題と検討事項

(1) 保存活用計画で設定している整備の課題

史跡備後国府跡保存活用計画では、整備の課題を次のように設定している（第5章第3節）。

【主として史跡（遺跡）の保存のための整備】

- 「保存施設の整備」の必要性
- 「維持管理施設の整備」の必要性
- 「管理運営のための施設の整備」の必要性

【主として史跡（遺跡）の活用のための整備】

- 「遺構の表現（遺構の展示・表示・復元、屋外解説施設など）」の必要性
- 「アクセスや駐車場の確保・整備」の必要性
- 「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」の必要性
- 「便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備」の必要性
- 「ガイダンス機能（施設）の整備」の必要性
- 「外国人観光客に配慮した環境整備」の必要性
- 「ICT（情報通信技術）を活用した“見える化”や情報発信機能の整備」の必要性

(2) 整備課題としての再整理と検討事項の設定

史跡備後国府跡保存活用計画で示している史跡の現状と課題を基本としつつ、計画地の現状や分野別の整備に関わる課題を考慮し、史跡の保存・活用の観点から具体的な整備課題を再整理するとともに、検討事項を設定する。

なお、維持管理施設、管理運営のための施設については、活用を促進する中で、史跡の保護を図る観点から活用面で取り上げる。また、史跡備後国府跡保存活用計画で設定している整備課題に関しては、次の事項を加えることとする。

- 備後国府は長期にわたり機能し、その間、施設配置や区画などが変遷していることから、遺構の表現においては、遺構の時期がわかるようにする。
- 「保存環境」は、遺構の毀損、衰亡の原因となる環境の諸条件を制御するもので、遺構面を被覆する盛土等、水環境を制御する排水施設などがある。備後国府跡は市街地に存在する遺構であることも考慮し、「保存環境の確保・整備」に関する課題を設定する。
- 「防災・安全」については、「維持管理施設の整備」に含んでいるが、土砂災害への対策を整備の面から、また、関係機関や関係課と連携し、交通安全対策などを進める面からも、「防災・安全対策」として項目を設け整備課題とする。
- 「景観」に関しては、保存活用計画では保存（保存官地）において「史跡指定地及びその周辺の景観づくり」として課題を設定しているが、史跡としての景観に配慮した建造物の整備促進に加え、眺望景観の活用も意図して整備課題とする。
- 「緑地・植栽」に関しては、保存活用計画では遺構の表現や便益施設の整備における周辺環境などとして捉えていたが、周辺の緑地（斜面地）の保全を含め、より具体的な整備について方向づけるため整備課題とする。
- 「外国人観光客に配慮した環境整備」には、国内外の来訪者及び市民に対する新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策が必要なことから、「外国人観光客・来

訪者等」とする。

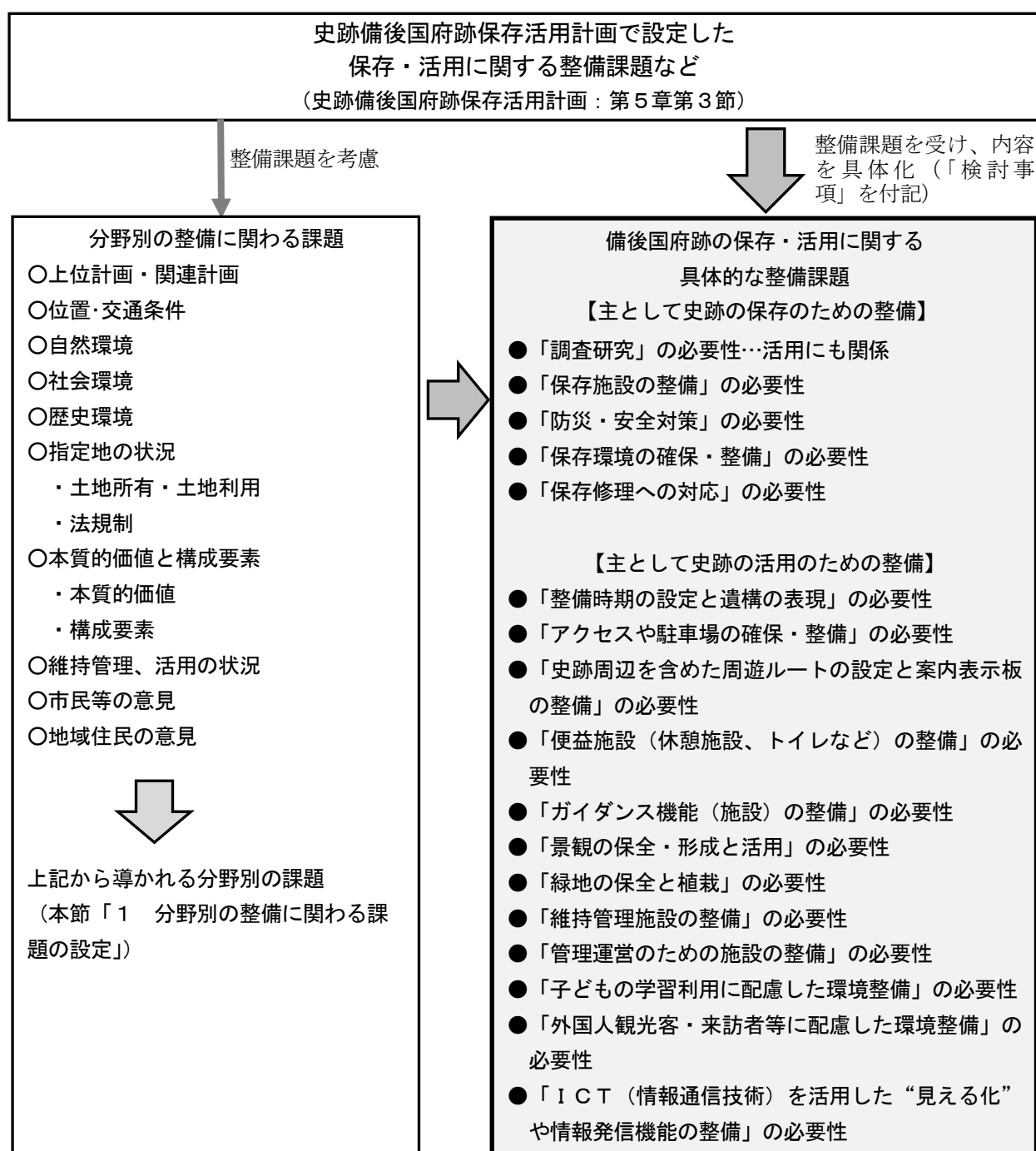


図 3-20 備後国府跡の保存・活用に関わる具体的な整備課題の設定

【主として史跡の保存のための整備】

①「調査研究」の必要性

○備後国府の国庁等や古代山陽道をはじめとした関係する遺構・遺物の発見・確認に向け、計画的に調査を進める必要がある。

○遺構の表現においては、必要に応じて整備のための発掘調査を実施する必要がある。

②「保存施設の整備」の必要性

○史跡として必要な標識(史跡標柱)や説明板、境界標の整備を計画的・段階的に進めると共に、その他の保存施設(囲いなど)の必要性や整備を検討する必要がある。

③「防災・安全対策」の必要性

○史跡の保存（保存管理）や利用者の安全確保のため、防災（土砂災害等）対策及び交通安全施設、進入・転落防止柵などの整備を検討する必要がある。

④「保存環境の確保・整備」の必要性

○備後国府跡及び関連する遺跡は多くが市街地に存在することを踏まえ、備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）の遺構等の整備、その他の公共工事や開発、建築行為等においては、遺構面を被覆する盛土、排水施設の整備などを検討する必要がある。

○歴史的環境・資源を構成する要素（B）についても、保存の方法及び保存のための整備（復旧：保存環境の整備等）を検討する必要がある。

⑤「保存修理への対応」の必要性

○備後国府跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）が災害、工事、劣化・風化等で毀損した場合には、適切かつ迅速に対応できるようにする必要がある。

【主として史跡の活用のための整備】

⑥「整備時期の設定と遺構の表現」の必要性

○備後国府跡においては、現段階でその遺構などを史跡指定地内や周辺で見ることにはできないことから、遺構の表現について検討する必要がある。

○遺構の表現においては、どの時期で整備するか検討する必要がある。

○史跡指定地外で確認された遺構の表現をどうするか、文化財指定や遺構以外の整備（広場、保存施設、便益施設等）と併せて検討する必要がある。

⑦「アクセスや駐車場の確保・整備」の必要性

○備後国府跡の利用を促進するためには、史跡へのアクセスの明確化と誘導性の向上、民間施設を含めた史跡の利用に資する駐車場の確保・整備、身障者用駐車スペースの確保について、今後の史跡の整備と連動させて検討する必要がある。

⑧「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備」の必要性

○史跡指定地は大きくは2つの区域（ツジ地区、金龍寺東・伝吉田寺地区）に分かれており、周辺には備後国府に関係する遺構が確認され、その他の文化財、観光資源なども立地する。このため、史跡指定地だけでなく周辺を含めて周遊ルートの設定や案内板・説明板、誘導標識などの案内表示板の整備、歩行者動線のバリアフリー化を検討する必要がある。

⑨「便益施設（休憩施設、トイレなど）の整備」の必要性

○史跡などの利用においては、それを支える施設・設備（便益施設）が求められることから、史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレなどの整備・確保を検討する必要がある。

○バリアフリーの環境の確保・整備が必要である。

※駐車場は「アクセスや駐車場の確保・整備」に記載

⑩「ガイダンス機能（施設）の整備」の必要性

○ガイダンス機能（施設）については、短中期的には府中市歴史民俗資料館の充実、史跡指定地やその周辺における説明板等の充実、既存施設における説明・展示の場の確保・整備及び充実、ICTの活用（下記）を図る必要がある。

○中長期的には財政や波及効果、市民意向などを考慮しながら、ガイダンス施設の新設又は府中市歴史民俗資料館の移設・整備など、拠点施設の整備を検討する必要がある。

ある。

⑪「景観の保全・形成と活用」の必要性

- ツジ地区の北側に位置する元町北公園における眺望の場の確保・充実に必要がある。
- 史跡としての景観に配慮しながら、史跡指定地及びその周辺の景観のあり方や保全・形成を検討する必要がある。

⑫「緑地の保全・整備と植栽」の必要性

- 史跡指定地に隣接・近接し、背景ともなる斜面地の緑地の保全に努める必要がある。
- 緑地の保全や防災機能の確保に留意し、眺望の確保のための樹木の枝打ち等を検討する必要がある。
- 史跡指定地の修景や緑陰の確保（休憩の場）に関する植栽について検討する必要がある。

⑬「維持管理施設の整備」の必要性

- 史跡の維持管理のため、雨水等の排水施設及び水道、照明・電気設備などの整備を検討する必要がある。
- 史跡利用の安全性を確保する必要がある。…「防災・安全対策」の必要性で整理
- 囲い（塀、柵）に関しては、保存施設としての役割に加え、安全対策や近隣における生活環境等（プライバシーの確保、民地への進入防止、騒音抑制など）の保全・確保の面からも整備を検討する必要がある。

⑭「管理運営のための施設の整備」の必要性

- 史跡の維持管理や運営のため、用具・備品の倉庫など管理運営のための施設の整備、またはそれらの保管場所の確保を検討する必要がある。

⑮「子どもの学習利用に配慮した環境整備」の必要性

- 子どもの利用を促進するために、興味をもてるしかけや、理解しやすい説明板等の設置を検討する必要があるほか、学校等の団体利用を考慮した環境整備が必要である。
- 学校と連携した学習カリキュラムの整備を検討する必要がある。

⑯「外国人観光客・来訪者等に配慮した環境整備」の必要性

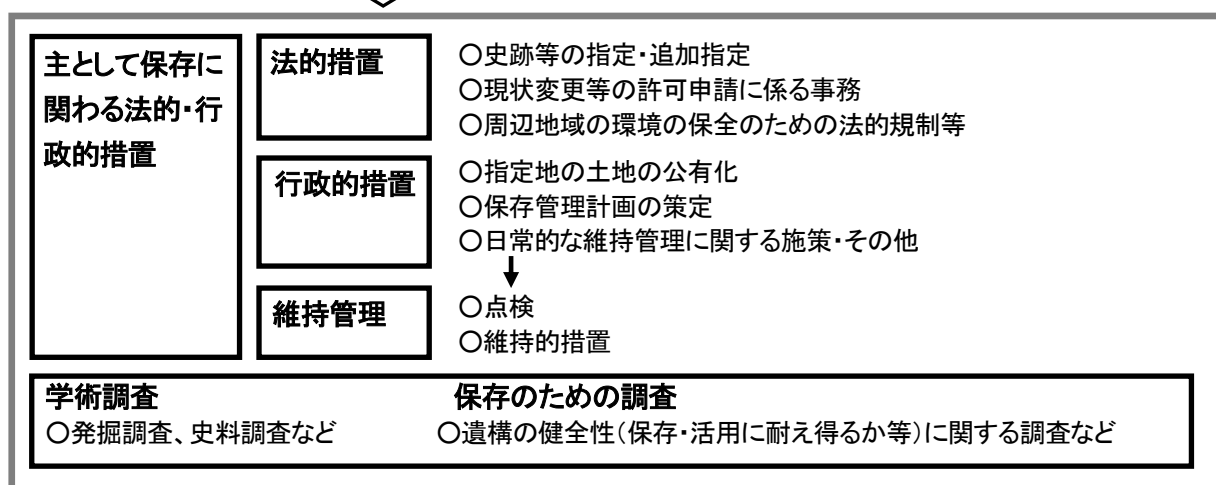
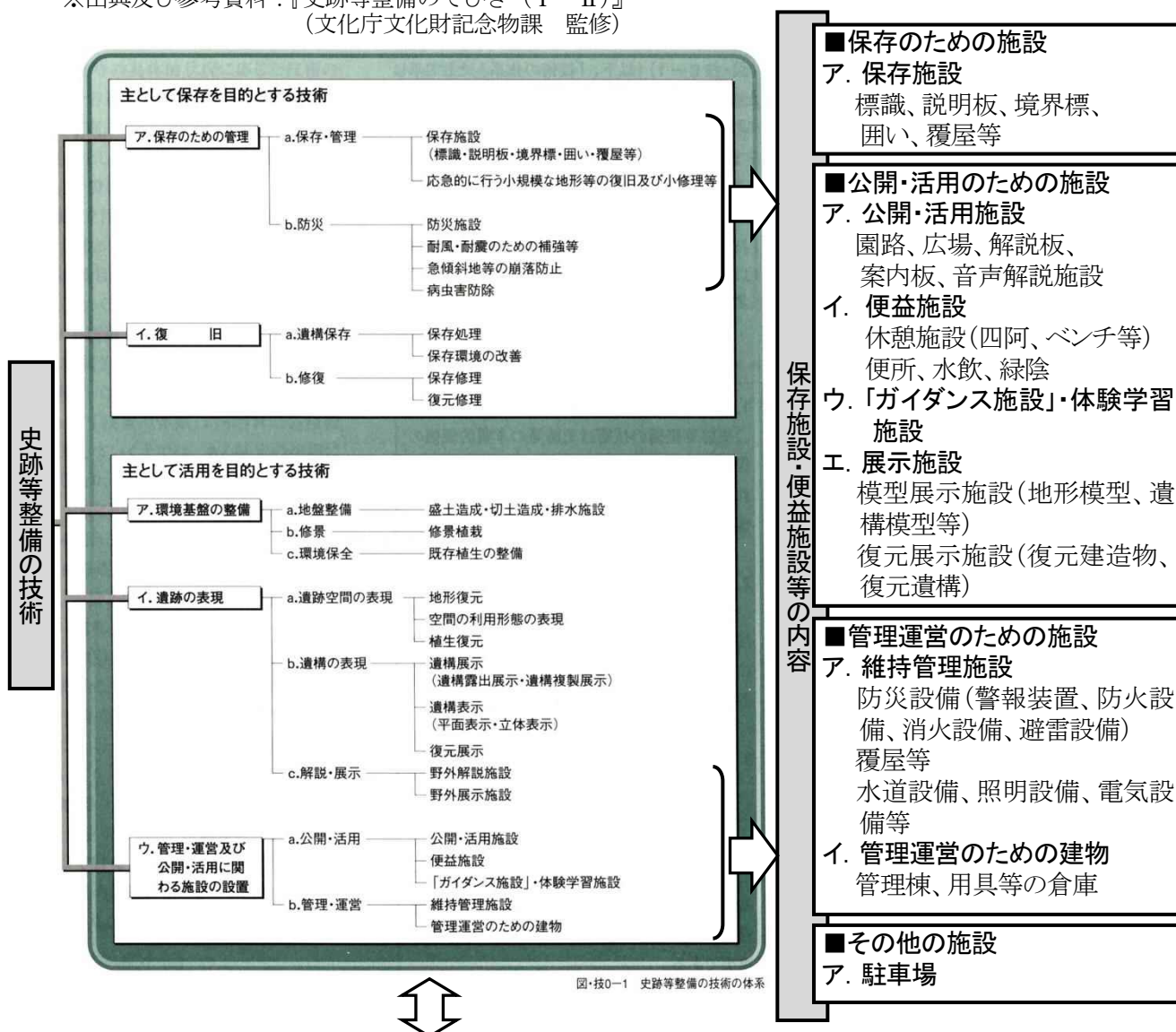
- 外国人観光客の誘致は、国をあげて取り組まれており、『明日の日本を支える観光ビジョン』（官公庁・平成 28 年 3 月）では、「訪日外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速化」とされている。こうした中、府中市における外国人観光客は数字としてはあがっていない。このため、府中市においても、外国人観光客の誘致と合わせて、外国人観光客等に配慮した環境整備を検討する必要がある。また、新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮した観光振興及び環境整備が必要である。

⑰「ICT（情報通信技術）を活用した“見える化”や情報発信機能の整備」の必要性

- 観光の ICT 化は、国内への情報発信だけでなく、訪日外国人旅行者の受入環境におけるバリアの解消の促進、訪日外国人旅行者の満足度を向上、リピーターの増加及び訪日旅行の評判の向上を目指し、国をあげて取り組まれている。
- こうした状況を踏まえ、関係団体、民間事業者等と連携しながら、ICTを活用した“備後国府の見える化”や情報発信機能の整備を検討する必要がある。

参考：史跡等の保存・活用の手法

※出典及び参考資料：『史跡等整備のてびき（Ⅰ・Ⅱ）』（文化庁文化財記念物課 監修）



本質的価値の保存を前提に、史跡整備（動線整備）が地域のまちづくり等に寄与（地域貢献）するようにする。

第4章 整備の基本的な考え方

第1節 整備の基本理念と目標

史跡備後国府跡保存活用計画の理念を踏まえ、整備に焦点を当てた基本理念を、計画地（備後国府推定エリア及びその周辺の備後国府関連文化財を含むエリア）全体と3つの地区（第1期史跡整備区域を含む公有地）において次のように設定する。

また、文化財保護法改正（平成30年6月）の趣旨である「文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要」を踏まえ、本質的価値の保存を前提に、史跡整備が地域のまちづくり等に寄与（地域貢献）することを目指す。

なお、文化財の整備は、大きくは保存のための整備と活用のための整備に分けられ、整備した遺構や各種施設などが、保存や活用の取組に活かされること、実際に効果を発揮することが求められる。

【史跡の保存・活用の理念（保存活用計画）】

**大切な「歴史遺産」、「まちの記憶」、「府中」の原点として、
備後国府跡の保存と活用を
行政・市民・企業・地域の協働で支えあい、
府中の未来につなげる
～支えあい みんなで創る 府中愛～**



＜計画地全体の整備の基本理念＞

**「府中市」の原点としての備後国府跡の価値を
知ること、体感することができ、地域に活かされる整備を目指す
～府中のルーツを知って、感じて、楽しもう～**

知る

○備後国府跡の価値を知ることができる整備を目指す。

体感する

○備後国府跡の多様な情報発信と併せて、価値が伝わり、往時の姿を想像できる整備を目指す。

活かす

○「知ること」「体感すること」整備と一体的に、安全・快適に見学・体験し、憩いや交流、まちづくりなどの場として地域にとっても活かされる整備を目指す。

＜地区別の整備の目標（主として公有地における目指す姿）＞

＜ツジ地区＞

**備後国府跡に日常的に
親しめ、憩いや交流の場
となる整備**

＜金龍寺東地区＞

**備後国府跡の価値を知ること
ができる学習の場の整備
～礎石建物の基壇や中島のある
苑池などの遺構・空間を
体験できる整備～**

＜伝吉田寺地区＞

**備後国府と一体的に
整備された宗教施設
である伝吉田寺
を知ることのできる整備**

第2節 整備の基本方針

1 「知る」ための整備

- 備後国府跡を知ることができる整備を図る。
- 児童・生徒をはじめ多くの世代が備後国府跡を知ることができる整備を図る。
- 府中市市街地の広い範囲に備後国府関連遺跡などが分布しているため、関連する遺跡などをつなげる整備を図る。
- 多様な情報発信を行い、より多くの人に知ってもらう整備を図る。

2 「体感する」ための整備

- 現地を訪れ、感じることができる整備を図る。
- 当時の様子が想像できる整備を図る。

3 「活かす」ための整備

- 市民が日常的に利用し、親しめる整備を図る。
- 憩いや交流の場となる整備を図る。



■「知る」「体感する」「活かす」を具体化する整備の基軸

・ 備後国府跡の価値の保存と顕在化

- 備後国府跡は市街地において離れて点在するため、その価値を来訪者が理解するためにはいろいろな地点をつなげなければならない。説明板等や動線等を含め、来訪者等が理解しやすい遺構の表現、案内・解説等を行う
- 遺構の保存及び表現と一体的に、保存施設の整備や保存環境の確保・整備、ガイダンス機能（施設）の整備や“備後国府の見える化”などに取り組む。
- 史跡指定地及び史跡指定地外における備後国府に関わる遺構等の整備は、土地の公有化などの条件を整える必要があり、段階的・計画的な整備を図る。

・ 利用しやすい環境づくり

- 市民が利用し、憩える場となり、史跡に日常的に親しめる場となる整備を図る。
- 説明板等や動線等を含め、史跡をめぐったり、周辺から備後国府跡一帯の眺望を楽しんだりできる環境を整備・充実させる。
- 学校の利用を想定した学習の場となるよう児童・生徒が理解しやすい遺構の表現、案内・解説等の整備を図る。
- 史跡の利用を支える便益施設、ガイダンス機能（施設）の整備・充実、植栽等による修景を図る。
- 利用においては、安全な環境の確保を前提とする。

第5章 整備基本計画

第1節 全体及び区域別計画

1 全体計画

(1) 整備の基本メニュー

本史跡の現状や課題などを踏まえながら、整備の基本理念と基本方針に基づき、整備の基本メニューを次のように設定する。

なお、本章（整備基本計画）では、第1期・第2期史跡整備区域及びそれと関係する事項（アクセス、サイン類、周遊ネットワーク等）を対象とする。

表 5-1 整備の基本メニュー

基本方針	整備の基本メニュー（項目）	連動する第5章 （整備基本計画）
「知る」ための整備	■調査研究の推進	調査計画
	■遺構の表現	遺構整備計画
「体感する」ための整備	■出土遺物の活用 ■保存施設（標識、説明板、注意札、境界標、囲い等）の整備 ■その他サイン類（案内板、誘導標識等）の整備・充実 ■ガイダンス機能（施設）の整備や“備後国府の見える化” ■ICT（情報通信技術）を活用した“見える化”や情報発信機能の整備	案内・解説施設整備計画 ※保存施設のうち、標識、説明板は「案内・解説施設整備計画」、注意札、境界標等は「管理・便益施設整備計画」で整理する。
	■景観の保全・形成と活用 ■史跡と調和する植生・修景	植栽・修景計画 ※各種施設整備においても考慮
「活かす」ための整備	■史跡整備区域の円滑な歩行者動線の確保 ■アクセスの円滑化 ■史跡（3つの地区）のつながりの強化 ■防災・防犯・交通安全の確保 ■周遊ネットワークの形成（計画地）	動線整備計画 防犯・防災・安全対策計画 周遊ネットワーク形成計画
	■バリアフリー化や安全・安心確保の環境整備	全体的な事項
	■新型コロナウイルス感染症等の感染症対策	防犯・防災・安全対策計画（再掲）
	■外国人観光客・来訪者等に配慮した環境整備	案内・解説施設整備計画（再掲）
	■便益施設の整備・充実 ■維持管理施設の整備	管理・便益施設整備計画

(2) 基本メニューの骨子（方針）

整備の時期（第1期及び第2期史跡整備区域）を踏まえ、整備の基本メニューを分野別に再整理し、その骨子（方針）を示す。

この骨子に基づき、第2節以降において整備の具体的な内容を明らかにする。

なお、整備においては、遺構の上部に保護盛土を行うなど、遺構の保護が大前提となる。

① 調査計画の骨子（方針）

○整備に伴う発掘調査、類似する史跡の事例調査、文献・資料調査、測量、基本設計・実施設計、点検・経過観察などに取り組む。

② 遺構整備計画の骨子（方針）

■遺構の表現の時期

○第1期史跡整備区域の3地区において、共通の時期の設定を検討しつつ、それぞれの特徴を考慮した整備時期を設定する。なお、金龍寺東地区においては、第2期史跡整備区域も考慮して整備時期を設定する。

■遺構の表現

○設定した整備時期のもとに、それぞれの特徴を表す遺構整備を、遺構の保存や活用、維持管理等を考慮しつつ計画する。

○第1期史跡整備区域のうち、ツジ地区と金龍寺東地区は市道、伝吉田寺地区は市道と私道に接していることから、遺構整備と道路との関係、交通安全の確保、円滑な歩行者動線の整備等を考慮した遺構整備を図る。

○ツジ地区の掘立柱建物跡（SB202）については、遺構の上部に発掘調査結果を踏まえたあずまや（便益施設：建物及び柱の位置、太さなど）を整備することとし、可能ならば復元的整備を目指す。

○金龍寺東地区については、第1期史跡整備区域と関連づけながら、第2期史跡整備区域（第1期史跡整備区域の南及び西側の公有化した土地）の遺構整備を検討する。

③ 動線整備計画

■史跡整備区域の円滑な歩行者動線の確保

○第1期・第2期史跡整備区域においては、遺構整備や隣接する市道等と調整しながら、円滑な歩行者動線の確保を図る。

■アクセスの円滑化

○史跡へのアクセスを円滑にするため、史跡指定地及びその周辺において、駐車場や動線（サインを含む）のあり方を検討し、関係する施設・設備の有効活用や整備・充実を図る。

■史跡（3つの地区）のつながりの強化

○前記のアクセスと併せて、ツジ地区、金龍寺東地区、伝吉田寺地区とのつながりの強化を図る。

■バリアフリー化や安全・安心確保の環境整備…分野全体的に関連

○周遊ルート及び遺構や便益施設等の整備においては、バリアフリー化や安全・安心確保の環境整備（進入・転落防止柵など）に努める。

■交通安全の確保

- 史跡の利用者や住民等の交通安全を確保するため、遺構の整備等を行う場合には、必要に応じて交通安全施設や注意喚起を促す舗装の整備などを検討する。

④ 案内・解説施設整備計画

■出土遺物の活用

- 出土遺物については、説明板への記載、写真等の掲載を図るとともに、下記に示す「ガイダンス機能（施設）の整備や“備後国府の見える化”」及び「ICT（情報通信技術）を活用した“見える化”や情報発信機能の整備」においても活用に努める。
- 歴史民俗資料館等での出土遺物の保管・展示を行うとともに、施設の再整備等に対応した保管・展示を検討する。

■ガイダンス機能（施設）の整備や“備後国府の見える化”

- 説明板等の整備においては、ガイダンス機能としての役割も考慮した整備に取り組む。
- 備後国府跡に関するガイダンス機能（施設）の整備を、既存施設、民間施設の活用を含め検討する。
- “備後国府の見える化”に向け、復元想像図（スケッチ等）や復元模型、PR映像の作成、VRの活用など（下記）を検討する。

■ICT（情報通信技術）を活用した“見える化”や情報発信機能の整備

- ICTを活用した“備後国府の見える化”を検討する。
- 備後国府跡をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、ICTを活用したシステム等の導入に取り組む。

■サイン類の整備・充実

- 保存施設である標識、説明板の整備・更新を図る。
- 前記の説明板等（保存施設）と併せて、案内板（史跡へのアクセス、他の文化財や観光資源などの案内）、誘導標識等の計画的な配置、デザインの統一性又は共通性の確保など、既存施設の更新を含め、段階的にサイン類の整備に取り組む。

■こどもの学習利用に配慮した環境整備

- 子どもが興味をもてるしかけや、理解しやすい説明板等の整備を図る。
- 学校教育等による子どもたちの学習成果などを反映することを検討する。

■外国人観光客・来訪者等に配慮した環境整備

- 外国人を含めた観光客等の利便性や快適性等に配慮した環境整備に取り組む。

⑤ 植栽・修景計画

■景観の保全・形成と活用

- 保存施設やサイン類、便益施設等の整備においては、史跡の景観に配慮した形態・意匠や色彩、デザインの統一性・共通性の確保に努める。
- 史跡指定地等を眺望する場の確保・充実について検討する。→周遊ネットワーク計画で検討

■史跡と調和する植栽・修景

- 公有地（第1期・第2期史跡整備区域）において、史跡と調和する植栽・修景のあり方を検討し、その具体化に努める。
- 公有地において、住民等と協働で維持管理する花壇等の整備を検討する。

- 住民・地域団体等と連携しながら、民有地における植栽のあり方や管理方法を検討し、その普及・啓発に努める。

⑥ 管理・便益施設整備計画

■便益施設の整備・充実

- 史跡指定地及びその周辺において、既存施設の活用や充実を含め、休憩の場、トイレ等のあり方を検討し、それらの整備・充実に努める。

■維持管理施設の整備

- 史跡の維持管理のための水道、照明・電気設備などの整備を、必要性を含めて検討する。
- 史跡の維持管理や運営のために必要な用具・備品の倉庫などの整備、又はそれらの保管場所の確保を、既存施設の活用を含めて検討する。
- 近隣における生活環境等（プライバシーの確保、民地への進入防止、騒音抑制など）の保全・確保の面から、塀・柵の整備を検討する。

⑦ 防災・防犯・安全対策計画

■防災対策の充実

- 災害時における一時的・緊急的な避難場所及び火災の延焼防止空間（防火帯）としての史跡の役割も配慮した整備とする。
- 金龍寺東地区（第1期史跡整備区域）は土砂災害警戒区域に含まれ、北側近接地（崖地等）は土砂災害特別警戒区域となっており、関係部署等と連携して適切に対応（危険の周知、警戒避難体制の整備など）する。

■防犯対策の充実

- 史跡指定地における表現した遺構、整備した諸施設の保護、適正な利用を促進するため、適切な照明（防犯灯、街灯、足元灯）、注意札等の整備を検討する。

■交通安全の確保（再掲）

- 史跡の利用者や住民等の交通安全を確保するため、遺構の整備等を行う場合には、必要に応じて交通安全施設や注意喚起を促す舗装の整備などを検討する。

■新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

- 府中市全体として新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を進める中で、文化財行政においても感染症対策を考慮した環境整備（開放的でゆとりがある空間の確保など）に取り組む。

⑧ 周遊ネットワーク形成計画

- 備後国府関連歴史遺産ゾーン（青目寺、南宮神社などを含むエリア）において、本史跡などをつなぐ周遊ネットワークの形成を方向づける。

2 区域別計画

(1) 区域（ゾーン）設定

本計画の計画区域は、備後国府推定エリアであり、そのうち主たる計画区域は史跡指定地であり、さらに整備が可能なのは原則、公有地（今後、公有化する範囲を含む）である。この公有地においても、現在、史跡関係以外に利用がなされている範囲は、史跡としての整備には調整が必要であることから、公有地についても整備の時期的な面から、次の2つに区分する。

■第1期史跡整備区域

○市街地でありながら公有地化がすすみ、現状で空地として確保されている場所である次の範囲。

ツジ地区

- ・旧広谷公民館跡地及び北側隣接地の範囲。
- ・その西側の民有地についても、公有化した場合を想定し、整備について検討する。

金龍寺東地区

- ・石積基壇を持つ礎石建物が位置する範囲。
- ・その西側の民有地についても、公有化した場合を想定し、整備について検討する。

伝吉田寺地区

- ・門の可能性のある掘立柱建物と築地塀が位置する範囲。

■第2期史跡整備区域

○第1期史跡整備区域を踏まえて、追加で整備する区域。

※一部、道路等を含む。

これら以外の計画区域を次の2つに区分する。

■史跡指定地・民有地区域

○史跡指定地のうち、本計画期間内での公有化を予定していない民有地の範囲。

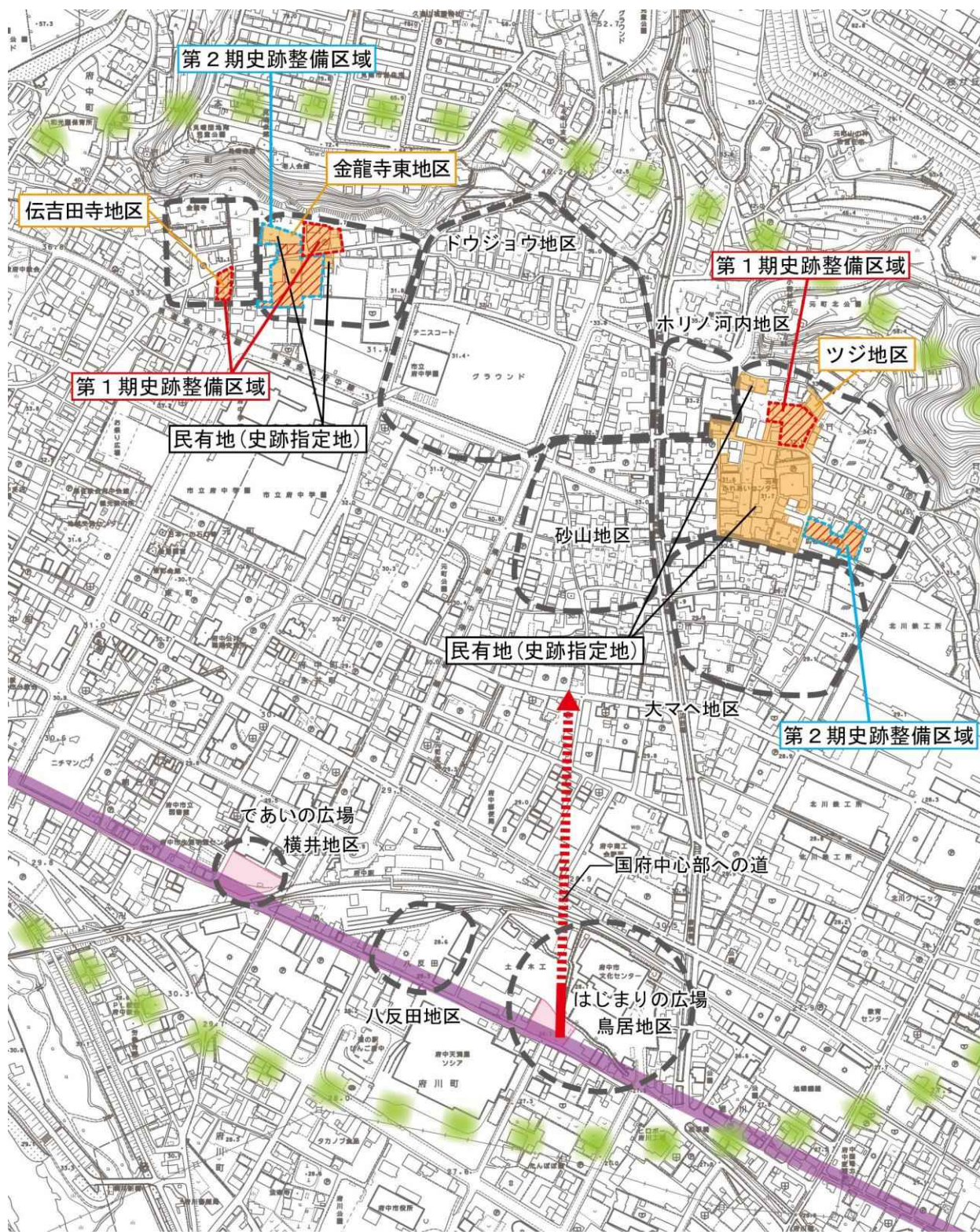
※道路等を除く。

■史跡指定地外・備後国府推定ゾーン

○備後国府推定ゾーンのうち、史跡指定地以外の範囲。

以上の区域・ゾーンの再確認を含め図化すると、次頁・次々頁の図のようになる。

さらに、備後国府関連歴史遺産ゾーン（青目寺、南宮神社などを含むエリア）に関して、主として活用面から計画内容を「周遊ネットワーク形成計画」で検討する



凡 例	
 史跡指定地	 発掘調査地区
 第1期史跡整備区域	 はじまりの広場・であいの広場
 第2期史跡整備区域	 古代山陽道推定地
 公有地	 国府中心部への推定ルート
	 備後国府推定エリア(遺構確認・推定ゾーン)

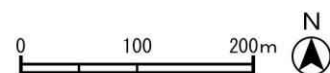


図 5-1 整備基本計画の対象範囲

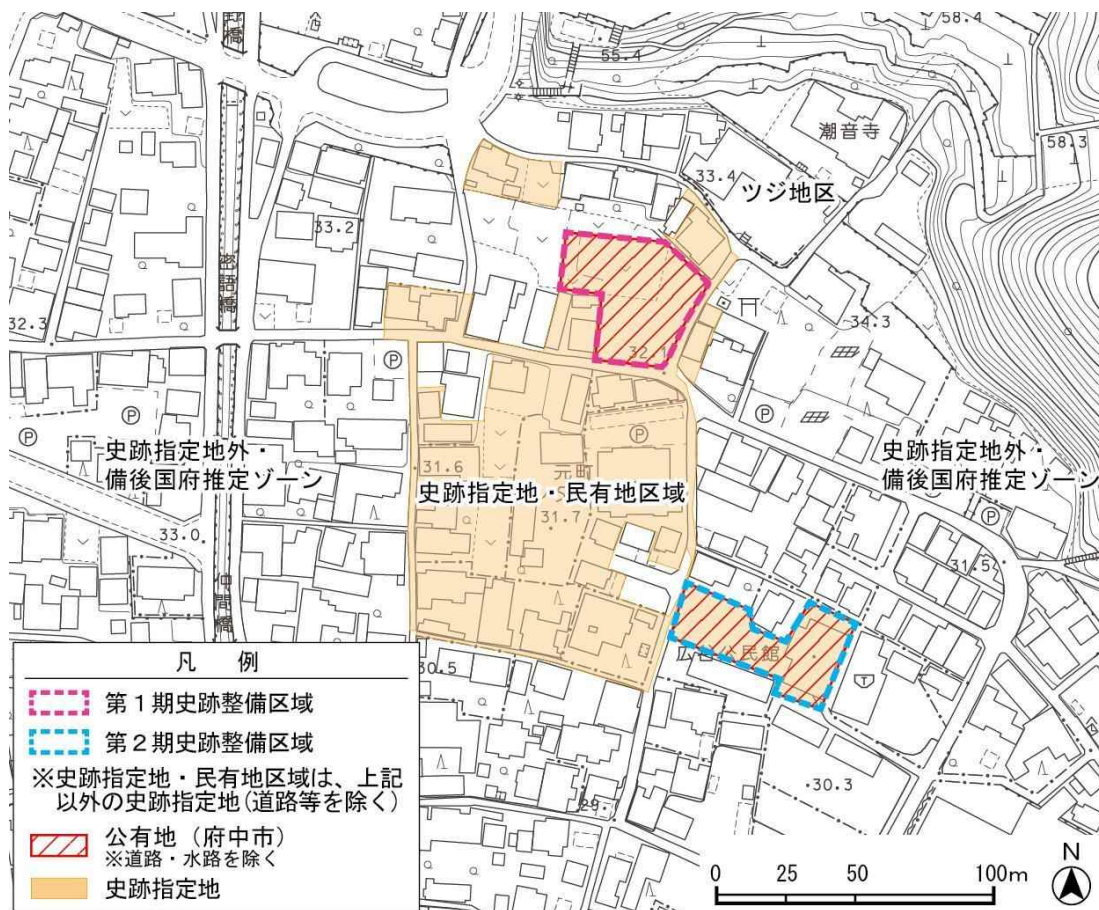


図5-2 第1期整備区域と第2期整備区域等（ツジ地区）

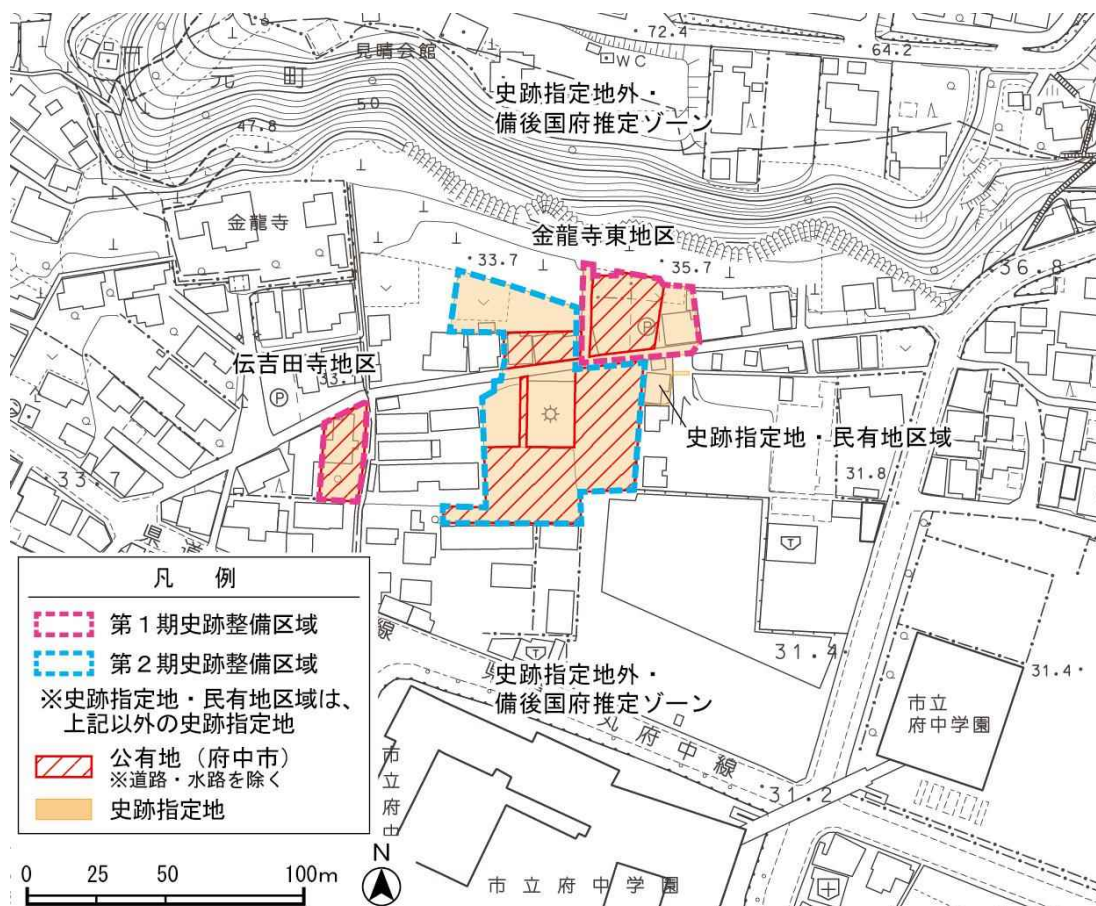


図5-3 第1期整備区域と第2期整備区域等（金龍寺東地区）

(2) 区域(ゾーン) 別整備メニュー

計画区域を先行的整備候補地、その他中心的整備区域(先行的整備候補地以外)、史跡指定地・民有地区域及び史跡指定地外・備後国府推定ゾーンに分けて、整備メニューを設定する。

なお、整備を目指す時期としては、第4章第2節1「(1) 備後国府跡の価値の保存と顕在化」で示しているように、次の時期とする。

- ・ツジ地区：8世紀中頃～後半、7世紀末～8世紀前半
- ・金龍寺東地区・伝吉田寺地区：8世紀末～10世紀前半…金龍寺東地区に近接している伝吉田寺地区は、門の可能性のある建物跡などから金龍寺東地区の整備時期と合わせる。

表 5-2 整備メニュー

(1/3)

区域(ゾーン) 整備部門	史跡指定地			史跡指定地外
	第1期史跡整備区域	第2期史跡整備区域	史跡指定地・民有地区域	備後国府推定ゾーン・備後国府関連歴史遺産ゾーン
調査計画	○整備に伴う発掘調査等	○整備に伴う発掘調査等	— (土地を公有化した場合に検討)	○備後国府や古代山陽道に関わる遺跡の発掘調査等
遺構整備計画 (遺構の保存・表現)	<ツジ地区> ○掘立柱建物跡 ○堀跡 ○区画溝 <金龍寺東地区> ○基壇・礎石建物跡 <伝吉田寺地区> ○掘立柱建物跡	<ツジ地区> — <金龍寺東地区> ○掘立柱建物跡(長舎建物) ○中島のある苑池	—	※今後、遺構整備の対象となる遺構が確認された場合に検討
動線(園路・広場)整備計画	<ツジ地区> ○広場の整備(自由動線：以下同様) ○市道沿い(南・東側)からの園路・広場の確保(車止め等の設置…共通) <金龍寺東地区> ○市道からの歩行者動線の確保 ○基壇への歩行者動線の確保(スロープを含む) ○小広場の確保 ○市道沿い(南側)への歩行者空間の確保 <伝吉田寺地区> ○市道側及び私道側からの歩行者動線の確保 ○小広場の確保	<ツジ地区> — <金龍寺東地区> ○園路・広場による歩行者動線の確保 <伝吉田寺地区> —	—	○主要交通施設からの史跡へのアクセス(一部、史跡指定地を含む)

注)「※」に関しては、第5章 整備基本計画の第2節以降では取り上げない。

表 5-2 整備メニュー

(2/3)

区域(ゾーン) 整備部門	史跡指定地			史跡指定地外
	第 1 期史跡整備区域	第 2 期史跡整備区域	史跡指定地・民有 地区域	備後国府推定ゾ ン・備後国府関連 歴史遺産ゾーン
案内・解説施設 整備計画	<ツジ地区> ○休憩施設（あずまや）の整備と併せた案内・説明パネル等の設置 <伝吉田寺地区> ○休憩施設（あずまや）の整備と併せた案内・説明パネル等の検討 <3地区> ○標識、史跡全体説明板、遺構説明板、名称表示板等の設置 ○AR・VR等のICTの活用（史跡指定地の内外共通）	<ツジ地区> ○史跡全体説明板（更新：広谷公民館） ○広谷公民館におけるガイダンス機能の確保（パネル等の展示など） <金龍寺東地区> ○遺構説明板、名称表示板等の設置 ○休憩施設（あずまや）の整備と併せた案内・説明パネル等の設置	—	※遺構整備を行った場合は、説明板等を設置 ・案内表示板の整備・充実 …案内板、誘導標識等 ・既存施設におけるガイダンス機能の整備・充実
植栽・修景計画	○芝等による整備・修景 ○史跡の景観を高める各種施設の整備（史跡指定地の内外共通）	<金龍寺東地区> 同左	※民有地における緑化・修景の促進	※緑地の保全
管理・便益施設 整備計画	<ツジ地区> ○休憩施設（あずまや等）の整備…用具等の保管スペースの確保 ○ゴミステーションの再整備 ○電柱の移設 <金龍寺東地区> ○休憩施設（ベンチ）の整備…収納型ベンチ ○下水道ポンプ制御盤等の移設 ○身障者用駐車スペース等の確保 <伝吉田寺地区> ○休憩施設（あずまや等）の検討	<ツジ地区> ○広谷公民館の駐車場・トイレの利用（短期的に検討） <金龍寺東地区> ○休憩施設（あずまや等）の整備 ○用具等の保管スペースの確保 ○境界標・注意札の設置 ○電気・排水・給水設備の整備 ○駐車場・トイレの整備の検討 ○倉庫等の整備の検討 など	—	※駐車場の確保（既存駐車場の活用促進など）

表 5-2 整備メニュー

(3/3)

区域(ゾーン) 整備部門	史跡指定地			史跡指定地外
	第 1 期史跡整備区域	第 2 期史跡整備区域	史跡指定地・民有 地区域	備後国府推定ゾ ン・備後国府関連 歴史遺産ゾーン
管 理・便 益 施 設 整 備 計 画（つづ き）	< 3 地区共通 > ○電気設備の整備 ○排水設備の整備 ○給水設備の整備 ○境界標・注意札の 設置	(前頁)	—	(前頁)
防 災・防 犯・安 全 対 策 計 画	< 金龍寺東地区 > ○スロープ、手摺り 等の整備（基壇） ○市道のカラー舗装 化（注意喚起）の 検討 < 伝吉田寺地区 > ○車止め等（北側市 道沿い） < 3 地区 > ○歩行者動線等の安 全対策 ○防災型又は収納型 ベンチの設置 ○照明設備（防犯灯 など）の設置 ・防犯灯への時計 設置の検討（各 地区 1 箇所） ○防犯カメラ等の検 討	※整備においては、 左記の点を考慮	※住民・事業所に よる防災・防犯 等の取組の促進	※緑地の保全（再 掲）
	○ハザードマップの周知 ○府中市地域防災計画に基づいた対策と史跡の保護 ○新型コロナウイルス感染症等の感染症対策			
周 遊 ネ ッ ト ワ ー ク 計 画	※園路・広場を全体 的なネットワーク に組み込む	同左	—	○周遊コースの設 定に向けた取組

第2節 調査計画

1 必要な調査等

備後国府跡の整備に当たって、今後において必要又は要検討の調査等については、次のものが考えられる。

なお、遺構の存在の可能性がある場所の整備においては、整備の内容を踏まえ、原則として考古学的調査（発掘調査等）を実施することとする。

- 測量（用地・地形）
- 基本設計・実施設計
- 考古学的調査
- 事例調査
- 文献・資料調査
- 点検・経過観察
- 調査等の成果・情報の適切な公開・活用

2 調査等の内容・実施

備後国府跡の主として整備を進める観点から、必要又は要検討の調査等の内容、及び実施するに当たっての前提や留意点などを示す。

表 5-3 調査等の内容と実施の前提留意点等

(1/2)

調査等の区分	内 容	実施の前提・留意点等
測量（用地・地形）	○設計・工事のベースとなる測量を、第1期史跡整備区域及びその周辺（隣接部分）において実施する。	・原則、基本設計の前に、又はそれに併せて行う。
基本設計・実施設計	○これまでの調査の成果や保存活用計画及び整備基本計画を踏まえ、整備のための基本設計・実施設計を行い、史跡の工事につなぐ。	・本計画期間での主たる整備は第1期史跡整備区域とするが、整備の進捗状況を踏まえ、適宜、第2期史跡整備区域等における基本設計等を検討する。
考古学的調査	○整備においては、これまでの発掘調査の成果を踏まえつつ、未調査部分などの発掘調査・試掘調査等を行う。 ○遺構の時期や年代確定のための発掘調査等を行う。 ○引き続き、備後国府及び古代山陽道に関する発掘調査等を進める。 ○学識経験者等の意見・指導を得ながら、所要の調査を実施する。	・これまでの調査成果を踏まえて、調査の目的・ねらい、内容、箇所を明確にする必要がある。 ・ツジ地区の掘立柱建物跡（SB202）は、復元的整備を行う場合には、文献・資料調査等を含め、更なる調査研究が求められる。

表 5-3 調査等の内容と実施の前提留意点等

(2/2)

調査等の区分	内 容	実施の前提・留意点等
事例調査	○備後国府跡の保存・活用・整備の参考となる事例について調査を行う。 ○調査は、現地調査、文化財担当へのヒアリング調査、資料調査などが考えられる。	・整備の手法や内容、事業費、苦労した点、良かった点などの情報を把握する。
文献・資料調査	○備後国府跡の保存・活用・整備の参考となる文献や資料の把握・整理を行う。 ○備後国府や国府に関する史料、研究論文などの把握に努める。	・文献・資料調査を持続的に行う。
点検・経過観察	○整備した遺構・施設等の状況を点検・経過観察する。 ○維持管理の状況や問題点などを把握・評価する。	・点検・経過観察の結果を維持管理や復旧などに反映する。 ・計画的・継続的に行う。
調査等の成果・情報の適切な公開・活用	○調査等の結果などについては、適正に情報の公開・発信に取り組む。 ○調査等の成果は、適切に史跡の活用への反映に努める。	・計画的・継続的に行う。

第3節 遺構整備計画

1 第1期史跡整備区域

(1) 遺構の表現の時期

備後国府跡の存在期間が国府の成立から衰退までの長期にわたることが特徴的であり、各地区で施設変遷の時期や内容に違いがあることから、地区ごとに遺構の保存及び表現に関わる整備時期を検討し、併せて相互に時期の調整を図り、来訪者に理解してもらいやすい遺構の表現、案内・解説等を行うこととする。

■ツジ地区の整備について【整備時期と主たる対象】

- ・ ほぼ方一町に巡る区画溝に囲まれた施設が存在したことは、ツジ地区の価値を顕在化するものの一つと考えられるため、整備時期については、区画が存在した「7世紀末～8世紀後半」(変遷図①②)が考えられる。
- ・ その時期の遺構としては、掘立柱建物、塀、区画溝があり、それらの遺構表現が考えられる。
- ・ ツジ地区の第1期史跡整備区域の特徴として、同じ場所で建て替えを繰り返したことを示す遺構が残る区域であることがあげられる。このため、区画内の北側中央部に中心的な建物が建ち並ぶ「8世紀中頃～後半」(変遷図②)と、区画が創設された時期「7世紀末～8世紀前半」(変遷図①)の、時期の異なる遺構の表現を図り、施設の変遷を意識できる区域とする。「8世紀中頃～後半」の倉庫等の掘立柱建物跡のほか、「7世紀末～8世紀前半」の掘立柱建物跡も表示することとする。
- ・ 中心的な建物は、整備地外にあるため、どう見せるかを検討する。
- ・ 敷地の北側は、その時期の遺構が疎であるため、住民が集まり憩える場所としての整備を検討する。

■金龍寺東地区の整備について【整備時期と主たる対象】

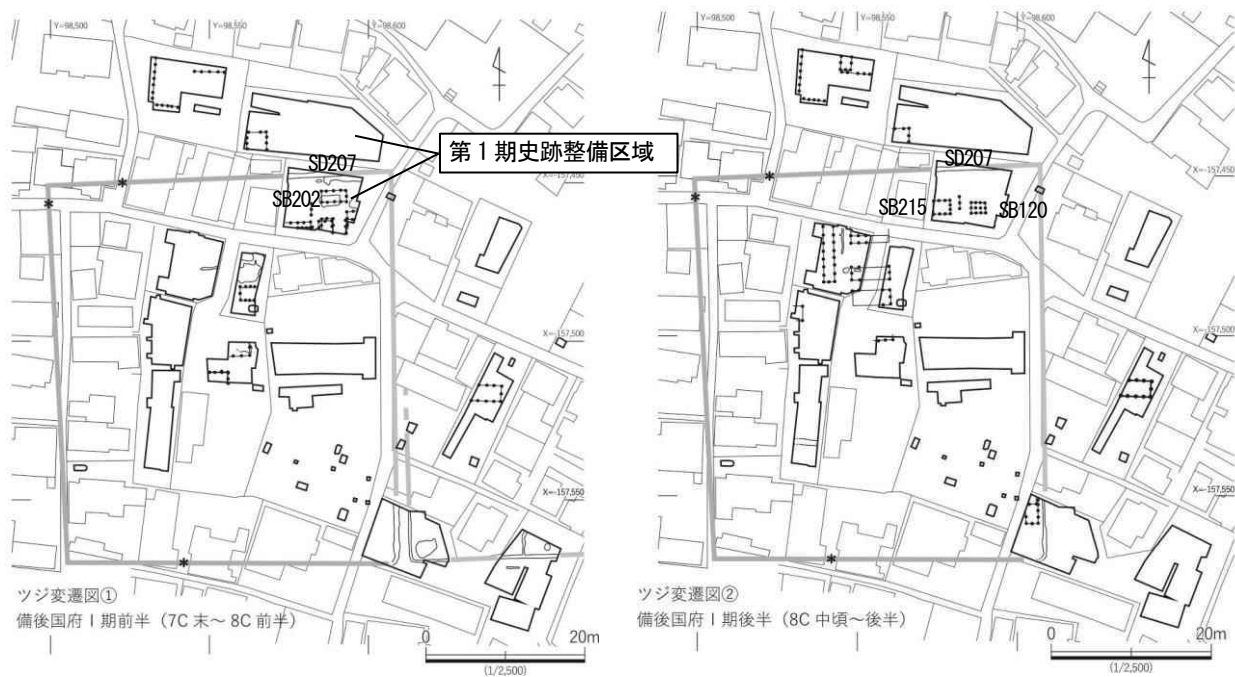
- ・ これまで備後国府跡で確認された建物の中で最も立派で、中心的な建物である瓦葺礎石建物跡(基壇)が存在する。整備時期については、近接する南側に、苑池や長舎建物等の遺構が存在していた「8世紀末～10世紀頃」とする。

■伝吉田寺地区の整備について【整備時期と主たる対象】

- ・ 8世紀後半の掘立柱建物跡(門の可能性)が確認されている。整備時期は金龍寺東地区の礎石建物と同時期の「8世紀後半～」が考えられる。
- ・ 整備候補地の特徴として門の所在があげられるので、史跡指定地の北側(史跡指定地外)に存在する中心伽藍への入口としての整備を検討する。

以上の点から、遺構の表現に関する時期の重なりは「8世紀後半(又は末)」となり、同時代に存在した建造物の遺構を見学できることになる。

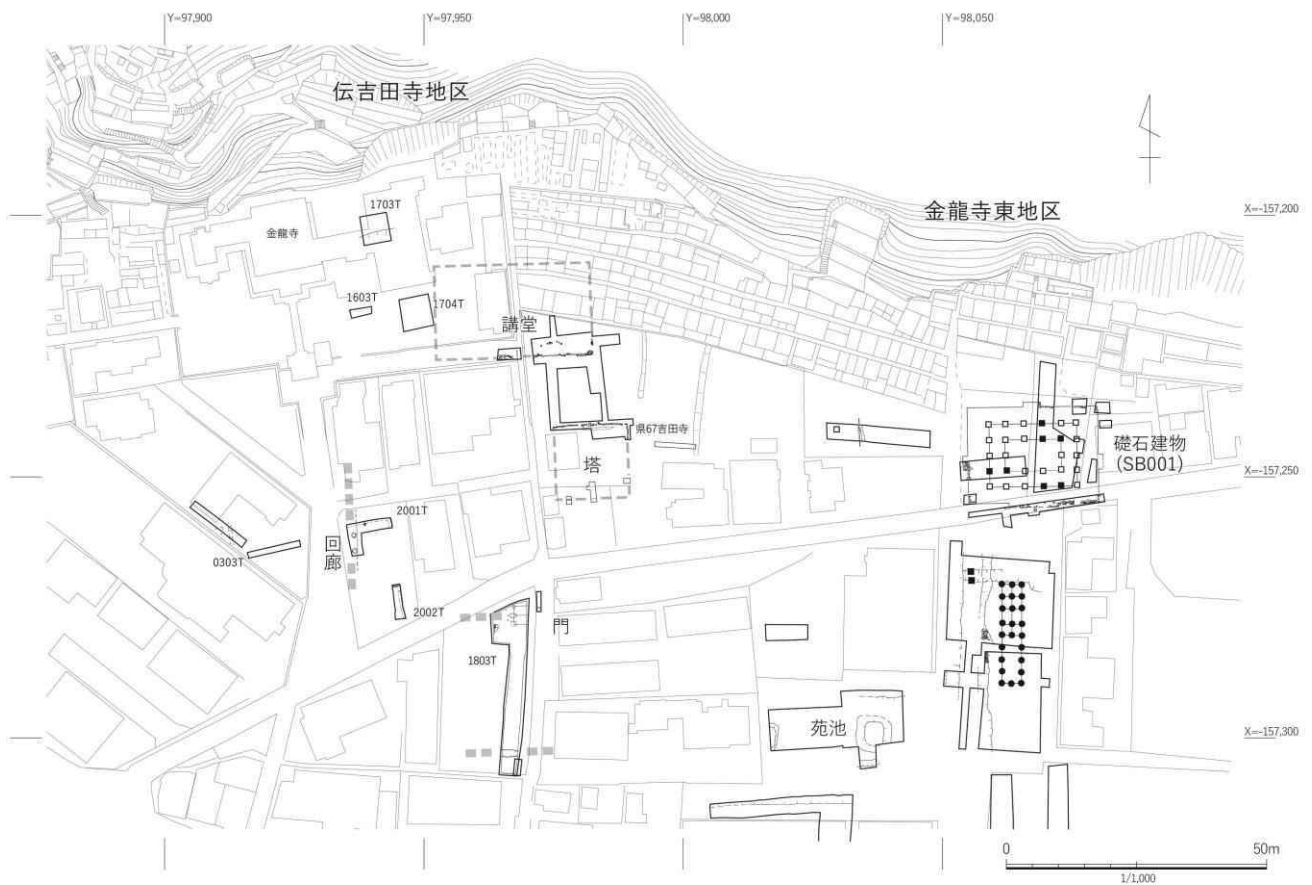
また、ツジ地区においては、一時期前である7世紀末～8世紀前半の遺構も表現し、建物の変遷と地区の特性(掘立柱建物であることから、同じ場所で建て替えられた区域)を学ぶことができる。



<変遷図①：7世紀末～8世紀前半>

<変遷図②：8世紀中頃～後半>

図5-4 ツジ地区の遺構図



金龍寺東地区・伝吉田寺地区変遷図② 備後国府Ⅱ期①(8C末～10C前半) (縮尺 1/1,000)

※1/1,000 の図を約 65%縮小

図5-5 金龍寺東地区・伝吉田寺地区の遺構図
(変遷図②：8世紀末～10世紀前半)

(2) 遺構の表現

① ツジ地区の第1期史跡整備区域（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

1) 遺構の概況

当該地区において確認されている「8世紀中頃～後半」、及び「7世紀末～8世紀前半」の主要な遺構は、次のとおりである。これらを遺構の表現の対象とする。

<整備時期：8世紀中頃～後半の主要な遺構>

○掘立柱建物跡（SB120）

- ・東西方向の桁行3間、梁間2間の総柱の掘立柱建物跡である。

○掘立柱建物跡（SB215）

- ・上記のSB120の建物跡と軸が同じで、その西側に位置する掘立柱建物跡である。
- ・確認されている柱穴からは3間×3間の建物であるが、西側に延伸している可能性がある。

○塀跡（SA201）

- ・上記の2つの掘立柱建物跡の間に位置する塀跡である。
- ・ほぼ南北方向の塀跡であり、2間（3穴）の柱穴が確認されている。

○溝（SD207）

- ・最大幅約1.5m、長さ17.5m以上で東西両端とも調査区外に伸びている。
- ※溝は、「7世紀末～8世紀前半」から継続して存在している。

<整備時期：7世紀末～8世紀前半の主要な遺構>

○掘立柱建物跡（SB202）

- ・東西方向の桁行4間、梁間2間の掘立柱建物跡である。

2) 遺構整備の方針

ツジ地区（第1期史跡整備区域）の目指す姿「備後国府跡に日常的に親しめ、憩いや交流の場となる整備」（第4章）から、遺構整備は次の方針のもとに行うこととする。

- 「備後国府跡に日常的に親しめ」るよう、建物跡等は立体的な表現を基本とする。
 - ・計画地（第1期史跡整備区域）の南側に位置する「8世紀中頃～後半」の掘立柱建物跡については、より遺構や往時の姿に関しての理解が得やすく、存在感を示すことができるよう、掘立柱の立体表示を基本とする（建物の範囲等については平面表示）。
 - ・「7世紀末～8世紀前半」の掘立柱建物跡（SB202）については、発掘調査結果を踏まえた建物の位置、規模等によるあずまや（便益施設）として、表現する。可能ならば、建物全体の復元的整備を目指す。
 - 「憩いや交流の場」となるよう、中央部に位置する溝は平面表示を基本とする。
 - ・遺構の表現が歩行（安全面、移動・活動）の支障とならないように配慮する。
 - ・平面表示において、遺構の存在や理解が高まるよう工夫する。
- ※本章第1節「1 全体計画」で示しているように、すべての整備（遺構、動線、案内・解説施設、植栽・修景、管理・便益施設など）は、遺構の保護が大前提となる。

3) 第1期史跡整備区域（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）の遺構の表現

ツジ地区の第1期史跡整備区域（公有化している区域及びその隣接地）では、遺構を埋め戻した上部で、次のような遺構の表現を行う（図5-6を参照）。

■掘立柱建物跡（SB120・215）の表現…＜整備時期：8世紀中頃～後半＞

地下遺構の保護に留意して、掘立柱の立体表示を基本に次の整備を行う。

○掘立柱の立体表示…図5-7を参照

- ・盛土上に発掘調査で確認した柱穴をもとに、掘立柱の立体表示を行う。
- ・柱は丸柱とし、太さは直径25 cm程度を基本に検討する。
- ・柱の高さは、耐久性等と存在感の確保を調整し、50～60 cmを基本に検討する。
- ・色は、木をイメージできるよう、薄こげ茶又は白木（薄いクリーム色等）を基本に検討する。
- ・柱の材質は、耐久性を考慮し擬木を基本に検討するが、木材とする場合は防腐剤の加圧注入等、防腐対策を講じることとする。
- ・遺構面は、埋め戻した現状の地表面から1 m以上あるので、整備により遺構に影響することはないが、遺構の保護を整備の大前提とする。…整備の大前提（全体に共通）



掘立柱の立体表示及び異なる時期の掘立柱建物跡の表現。建物跡が一部重なっている。手前は礎石建物跡。界線（石材）の色、柱の色を変えて違いを表現（史跡吉川氏城館跡 小倉山城跡：北広島町）

○建物界線の平面表示…図5-9を参照

- ・掘立柱建物跡の建物界線は、建物の外壁ライン（外側の柱穴の中心をつないだ線）に、破線状に石材等で表示する。
- ・建物界線より内側（建物内部）のレベルは、界線の天端と同様とし、外側は界線の天端より、若干（5～10 mm）低くし、内外の違いを表現するとともに、水勾配の確保を容易にする。

○建物範囲の表示…図5-10を参照

- ・建物跡の範囲については、透水性の舗装材で表示する。
- ・舗装材で表示した建物の中央部から周囲に向けて、水勾配（1.5～2.0%程度）を確保する。
- ・外周の廂相当（投影範囲：約60 cm）については、内側と同じ舗装材で表示し、周囲との対比により、建物跡の存在を明示する。
- ・舗装の外周はステンレス見切りを設置し、建物跡表示の舗装材と周辺の整備材（シバ等）を区切る。周囲から建物跡内部へシバ等が進入することを抑えることも意図する。



参考：掘立柱建物跡の平面表示（史跡大内氏遺跡 築山跡：山口市）…広場的な利用（芝生広場）を重視した事例

※参考：広場的な利用を重視する場合には、掘立柱建物跡の柱穴の平面表示も考えられる。

■掘立柱建物跡（SB202）の表現：あずまや（便益施設）を兼ねた表現…＜整備時期：7世紀末～8世紀前半＞

掘立柱建物跡（SB202）については、8世紀中頃～後半の掘立柱建物跡（SB120・215）との違いの表現、より分かりやすく印象的な整備を目指し、建物の規模（4間×2間）がガイダンス機能を備えたあずまや（便益施設）に対応しやすいことから、建物（あずまや）としての表現を図る。

○発掘調査結果を踏まえ、建物の位置、規模、及び柱の位置、太さ等を再現する形であずまや（便益施設）を整備し、その中のガイダンス（パネル等）においては、そのことを分かりやすく説明する。

○遺構面は現況の地表面から約1.2mの深さにあるが、整備においては、遺構の保護に十分留意する（保護盛土、べた基礎（底板一面がコンクリート）など）。

○可能ならば、今後の調査研究や文化庁との協議のもとに、建物全体の復元的整備を目指す。→本章「第5節 案内・解説施設整備計画」「第7節 管理・便益施設整備計画」を参照



遺構の上に建物を整備した例：台所と付属屋の復元（史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡：北広島町）

＜参考＞

掘立柱建物跡（SB202）を掘立柱建物跡（SB120・215）と同様に、掘立柱の立体表示を基本に、建物界線の整備を行うことも考えられる。なお、掘立柱、界線については、掘立柱建物跡（SB120・215）とは、柱の色、石材の種類・色合いを変えることも検討することになる。

■塀跡（SA201）の表現

○塀の支柱（掘立柱）の立体表示

- ・掘立柱建物跡と同様に、塀の支柱（掘立柱）を立体表示する。

○界線の平面表示

- ・掘立柱建物跡の界線と同様に、塀の柱穴をつなぐ界線を表示する。

■溝（SD207）の表現

○溝（区画溝の範囲）の平面表示…図5-6を参照

- ・溝の範囲を透水性の舗装材で表示する。
- ・溝の舗装材の色合いは、掘立柱建物跡等の舗装材よりも色合い等に違いを持たせる。
- ・舗装材の外周はステンレス見切りで、周囲と区分する（掘立柱建物跡等と同様）。

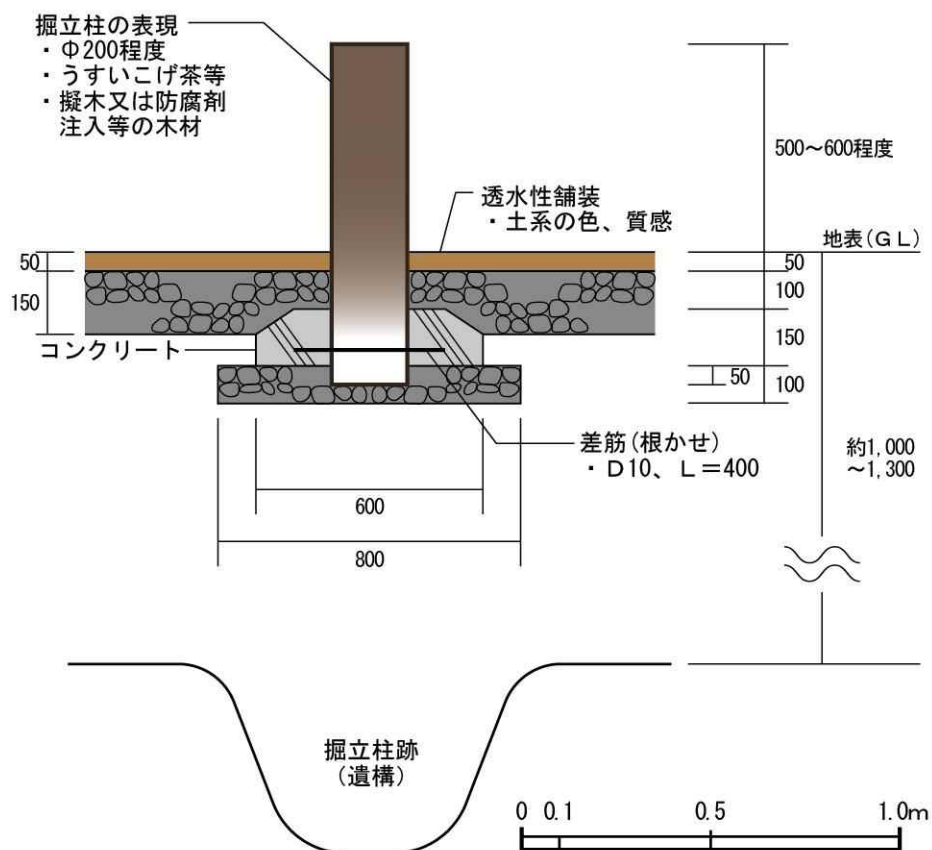


堀跡（右）の平面表示（史跡大内氏遺跡 築山跡：山口市）



図 5-6 ツジ地区（第 1 期史跡整備区域）における遺構の表現（平面図）

＜ツジ地区の掘立柱の立体表示イメージ（建物跡・堀跡）＞



＜伝吉田寺地区の掘立柱の立体表示イメージ（門跡）＞

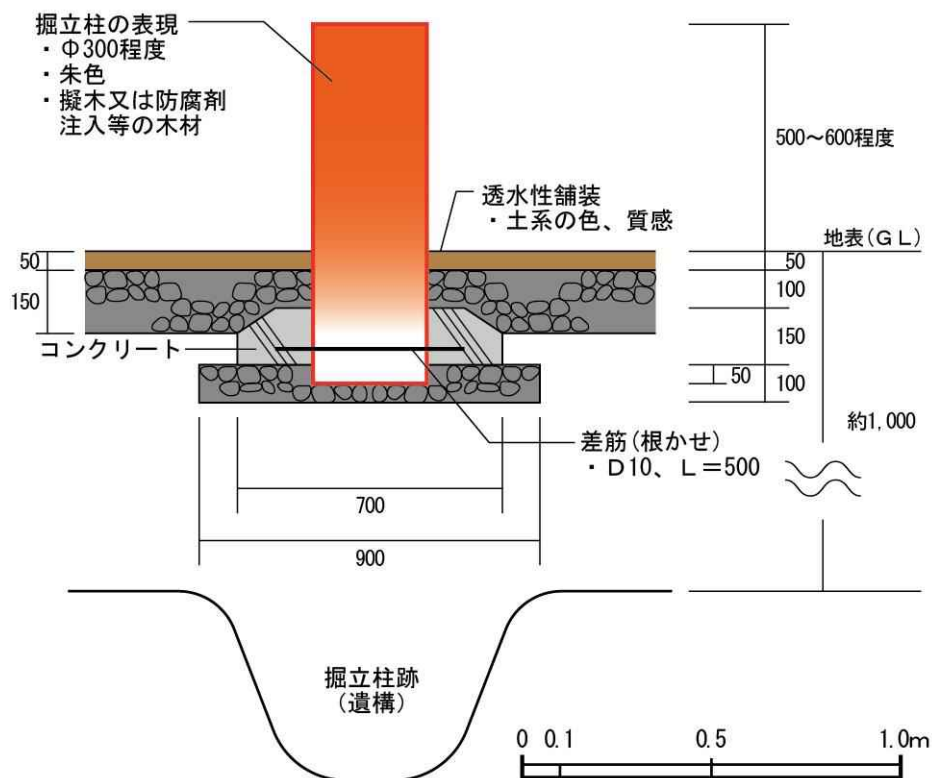


図 5-7 掘立柱の立体表示

舗装見切り(ステンレス製)：柱穴位置表示曲面仕上げ

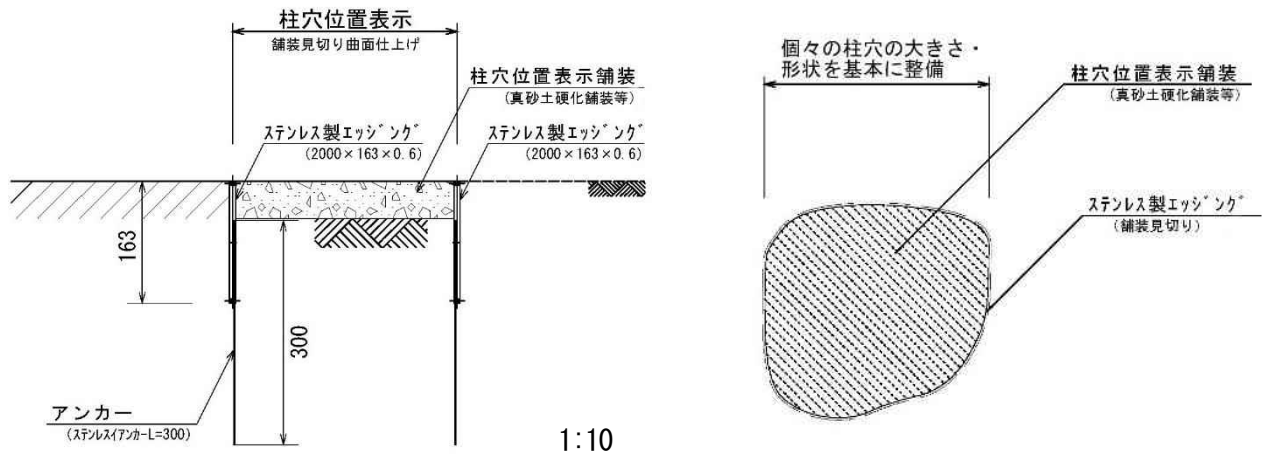


図 5-8 柱穴の平面表示の方法 (参考図)

<自然石による界線：短尺物>

(切石—黒御影石— $\square 80 \times 60 \times 120$)

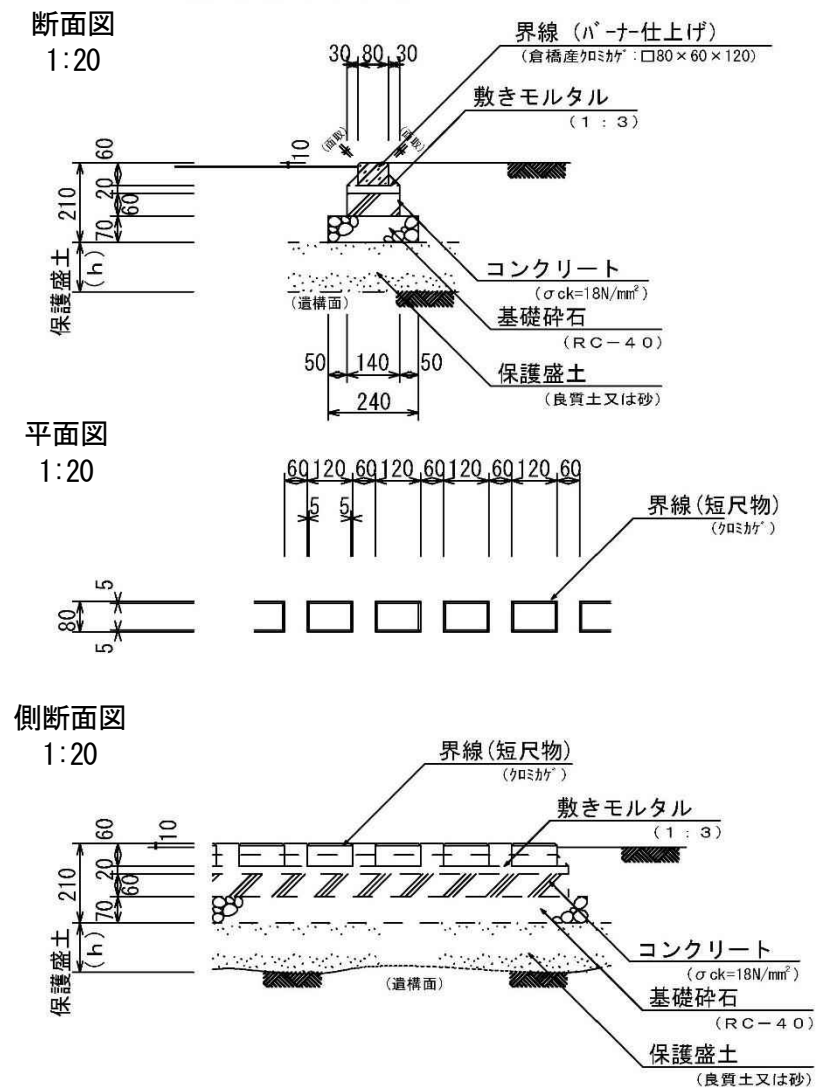


図 5-9 建物界線の平面表示の方法 (短尺：参考図)

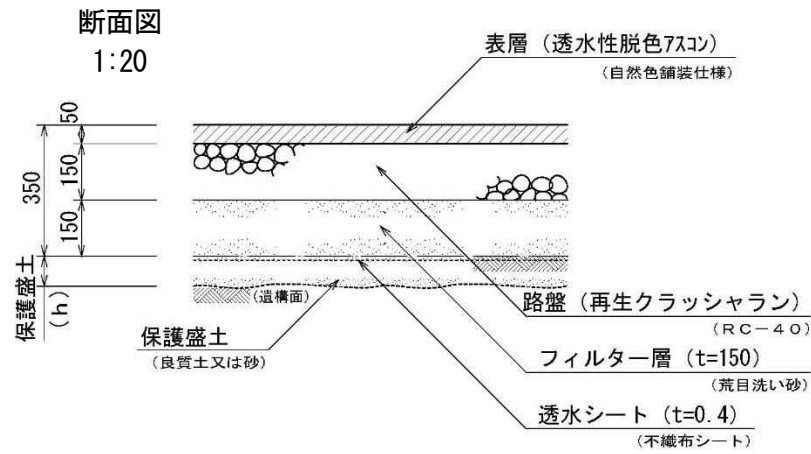


図 5-10 建物跡（範囲）の平面表示の方法（断面図：参考図）



建物跡の表現（土系舗装等）と芝（史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡：北広島町）



施工中の掘立柱・界線（史跡吉川氏城館跡 小倉山城跡：北広島町）



建物跡の表現（史跡大内氏遺跡 大内氏館跡：山口市）



土塀の控柱の立体表示。右奥に説明板（史跡津和野城跡：島根県津和野町）



土塀の控柱（復元イメージ図あり）の説明板（史跡津和野城跡：島根県津和野町）

② 金龍寺東地区の第1期史跡整備区域（北東側）

1) 遺構の概況

当該地区において確認されている「8世紀末～10世紀前半」の主要な遺構は、次のとおりである。これらを遺構の表現の対象とする。

○基壇

- ・東西約25m、南北約18.3mの規模で、四方に階段が取り付き、南辺に犬走りを伴う。
- ・基壇外装は自然石を用いた乱石積である。
- ・基壇の復元高は南面で約1.1～1.2mと推定される。

○礎石建物跡（SB001）

- ・上記の基壇に建っていた2間×3間の身舎に廂が廻る、桁行5間、梁間4間の四面廂の礎石建物跡である。
- ・平面規模は、桁行約16.8m（56尺）、梁間約12m（40尺）となり、軒の出が長い格式の高いものであったと推定される。

2) 遺構整備の方針

金龍寺東地区の目指す姿「備後国府跡の価値を知ることができる学習の場の整備～礎石建物の基壇や中島のある苑池などの遺構・空間を体験できる整備」（第4章）から、遺構整備は次の方針のもとに行うこととする。

●「礎石建物及びその基壇の遺構・空間を体験できる整備」となるよう、基壇の復元的整備（再現）及び礎石建物の存在が理解できる遺構の表現とする。

- ・一部遺構が道路にかかっており、現状ではその部分の復元的整備は不可能であることから、より効果的な方策を検討する。
- ・第2期における中島のある苑池等の整備、及び長期的な観点から、南側市道の付け替えによる基壇全体の復元的整備の可能性を考慮し、この一帯の史跡公園化を目指す。

3) 第1期史跡整備区域（金龍寺東地区の北東側）の遺構の表現

金龍寺東地区の北東側の第1期史跡整備区域（公有化している区域及びその隣接地）では、遺構（基壇）の一部が道路にかかり、また、下水道のポンプが敷地の道路側に位置することから、次のように基壇及び礎石建物跡を表現する。

第1期史跡整備区域内に位置する下水道ポンプ制御盤は、近接地に移設することで関係課と調整する。

【道路部分等を除いた基壇の復元的整備（再現：原位置での整備）】

遺構の原位置に（直上）に遺構を表現するという考え方のもとに、道路等に位置する部分を除いて基壇を復元的に整備する（図5-12を参照）。

■基壇の表現

○道路部分及びその沿道（2m程度）を除いた基壇の復元的整備

- ・道路部分及びその沿道（2m程度）を除いて、基壇を復元的に整備する。
- ・沿道2m程度の基壇未整備の範囲は、交通安全や基壇の周囲を巡って見学できるようにするための空間である。

- ・南面（道路側）は、道路により表現できないことを示すため、道路と並行に基壇をカットして整備する。

復元的に整備された基壇と礎石建物跡の事例（史跡備前国分寺跡…岡山県赤磐市教育委員会HP）



復元的に整備された基壇と礎石建物跡の事例（史跡武蔵国分寺跡…東京都国分寺市HP）



○基壇の南面（カット部分）の処理（土留め）及び表現

- ・基壇の南面（道路側の壁面）については、土留めと併せて、カラーコンクリートや外壁材等による地層のレプリカの設置、写真陶板による再現（部分的に設置）、両者の組み合わせなどにより、地層の表現を検討する。
- ・写真陶板については、写真の焼き付け（視覚）に加え、微妙な凹凸の表現も可能であり、誰もが実際に触ることにより触覚での体験ができるとともに、視覚障害者を含めた人々の遺跡への理解や利用促進にもつながる。…例：特別史跡水城（写真陶板による地層表現：福岡県大野城市、太宰府市）、史跡貝殻山貝塚（外壁材等による地層表現＋写真陶板：愛知県清須市）、長壽寺（「地蔵曼荼羅」の凹凸を付けた陶板表現…視覚障害者等に配慮：本堂は国宝、滋賀県湖南市）



貝塚断面の写真陶板（中央）と地層の表現（史跡貝殻山貝塚：愛知県清須市）…写真提供：大塚オーミ陶業株式会社

○原位置の平面表示（復元的整備以外）

- ・基壇南側の道路沿道（2m程度）については、舗装材等により、基壇跡の範囲を平面表示する。
- ・市道部分については、交通安全面から難しいと考えられるが、今後、関係機関及び市内担当課と平面表示について協議する。…道路上の遺構の表現（平面）の

例：武蔵国府跡（東京都府中市）、古志田東遺跡（山形県米沢市）、払田柵（秋田県大仙市）

○基壇外装の復元的整備（南面以外）

- ・発掘調査で確認された石材の材質、及びそれに類似した又は推定される大きさ・形状の自然石の確保に努め、乱石積で基壇外装を整備する。
- ・内部は排水対策を講じて良質土等で埋め戻し、礎石建物跡を表現する基盤を整備する。
- ・基壇の高は南側（道路側）で約1.1～1.2mと推定されることから、その上端のレベルで全体を整備する。なお、北側に向けて標高が若干高くなっていることから、北端部分の地面からの高さは0.60～0.65m程度となる。

○階段の復元的整備

- ・三方（南を除く）の階段を、基壇と同様に石材の材質、大きさ・形状に留意し、整備する。

■礎石建物跡の表現

○礎石の表現（復元的整備等）

- ・発掘調査で確認された礎石や抜き取り痕を踏まえ、原則、同等の材質で、かつ、類似した又は抜き取り痕から推定される大きさ・形状の石材の確保に努めるなど、往時の礎石を復元的に整備する。
- ・礎石の遺構（抜き取り痕を含む）が確認できなかった部分については、推定される礎石の位置で、上記の礎石整備を参考に復元的に整備することを基本とする。ただし、遺構が確認されなかった部分は柱穴を表現せず界線のみとすることを含め、設計段階で検討する。

○建物界線の表現

- ・基壇上のSB001は礎石建物であることから、界線は実線状に石材等で表現する。

- ・建物界線は基壇上の内側 断面図 S=1:25

の身舎及び外側部分に整備する。

- ・基壇の盛り土をしない部分については、破線状の界線を整備する。
- ・なお、掘立柱建物跡と同様に、界線は破線で統一することも、基本設計等の段階で必要に応じて検討する。

○基壇上の舗装

- ・基壇上については、礎石・建物界線部分を除き透水性の舗装材で整備する。
- ・礎石建物跡の内部と外周部の舗装材については、色等を変えることを検討する（復元的に整備する基壇外（道路側）も同様）。

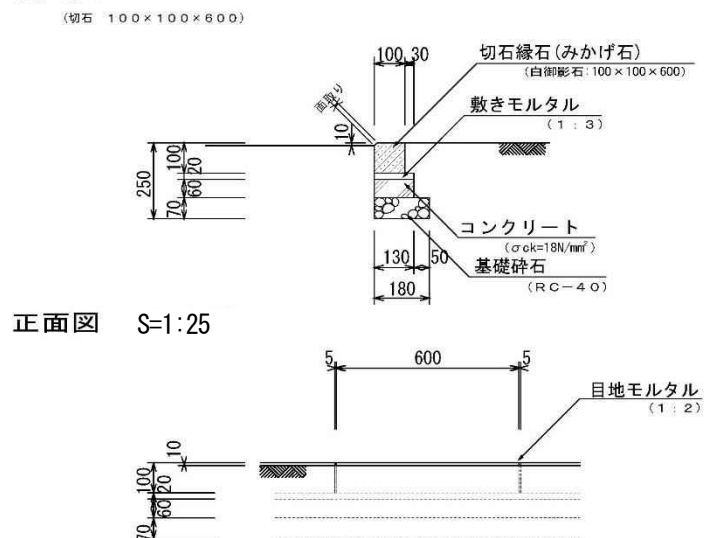


図 5-11 建物界線の平面表示の方法（参考図）

○道路沿道（2 m程度）の礎石建物跡の平面表示

- ・基壇南側の道路沿道（2 m程度）については、界線や舗装材等により、礎石建物跡を平面表示する。…ツジ地区の掘立柱建物跡の整備を参照



建物跡の復元的整備の事例
地下遺構（礎石）を盛土の上に復元的に整備（史跡広島城跡…二の丸：広島市）

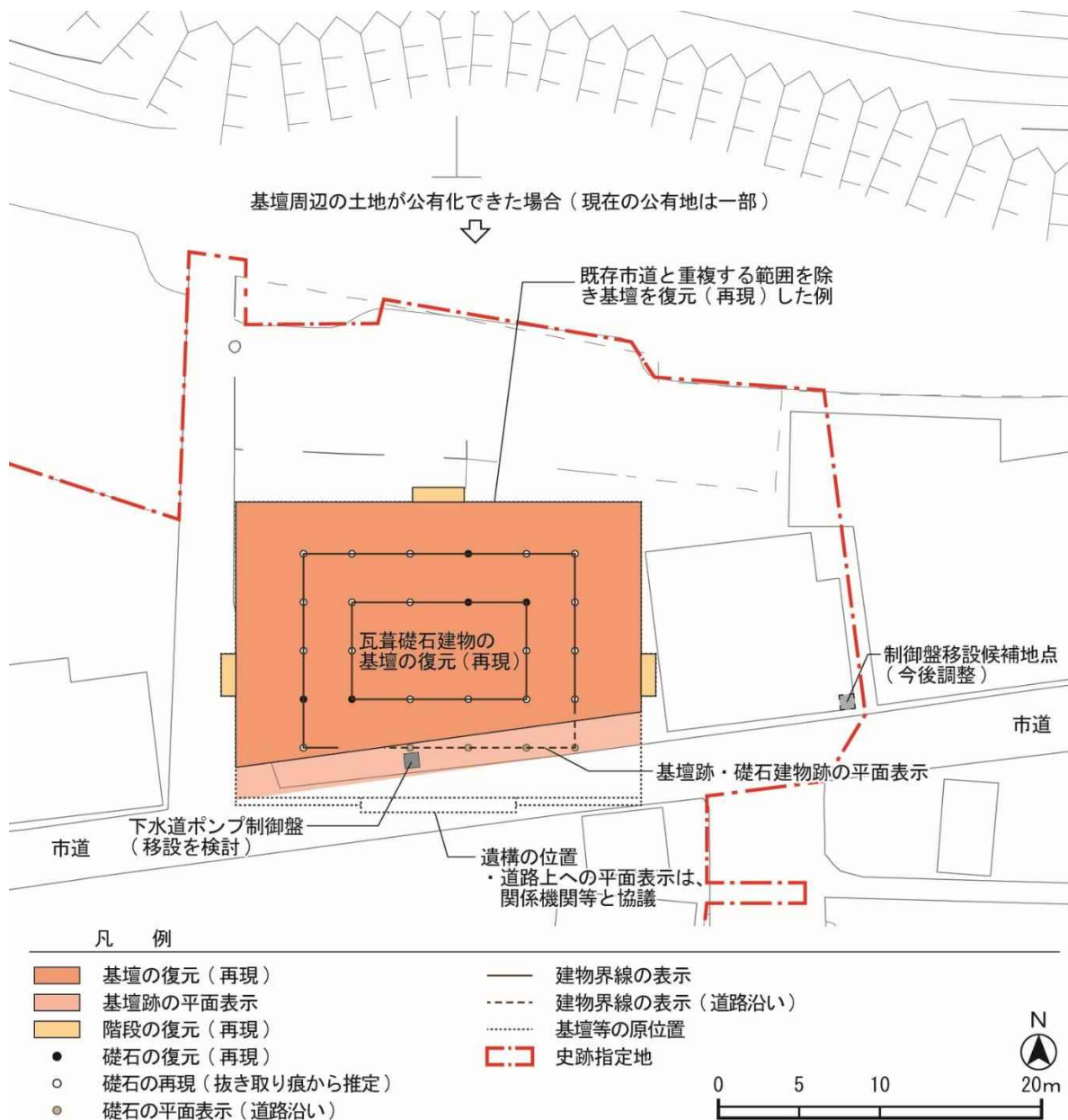


図 5-12 基壇の一部復元的整備及び礎石建物跡の表示（原位置での整備）

③ 伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）

伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）では、次のような遺構の表現を行う（図 5-13 を参照）。

■門跡（SB020）の表現（掘立柱の立体表示）

地下遺構の保護に留意しながら、ツジ地区の掘立柱建物跡の表現と同様に次の整備を行う。

なお、北側の市道と当該区域との間には 0.3～0.4m 程度の段差（当該区域が低い）があることから、当該区域の北側では盛土を行い、その上で遺構を表現する。

○掘立柱の立体表示（図 5-7 を参照）

- ・柱穴（遺構：3箇所）の位置の上部に、保護盛土等を行い掘立柱（丸柱）の立体表示を行う。
- ・柱の太さは、ツジ地区のものより一回り大きい直径 30 cm 程度を基本に検討する。
- ・柱の色は朱色とする。

○建物界線の表示（ツジ地区と同様）

○建物範囲の表示（ツジ地区と同様）

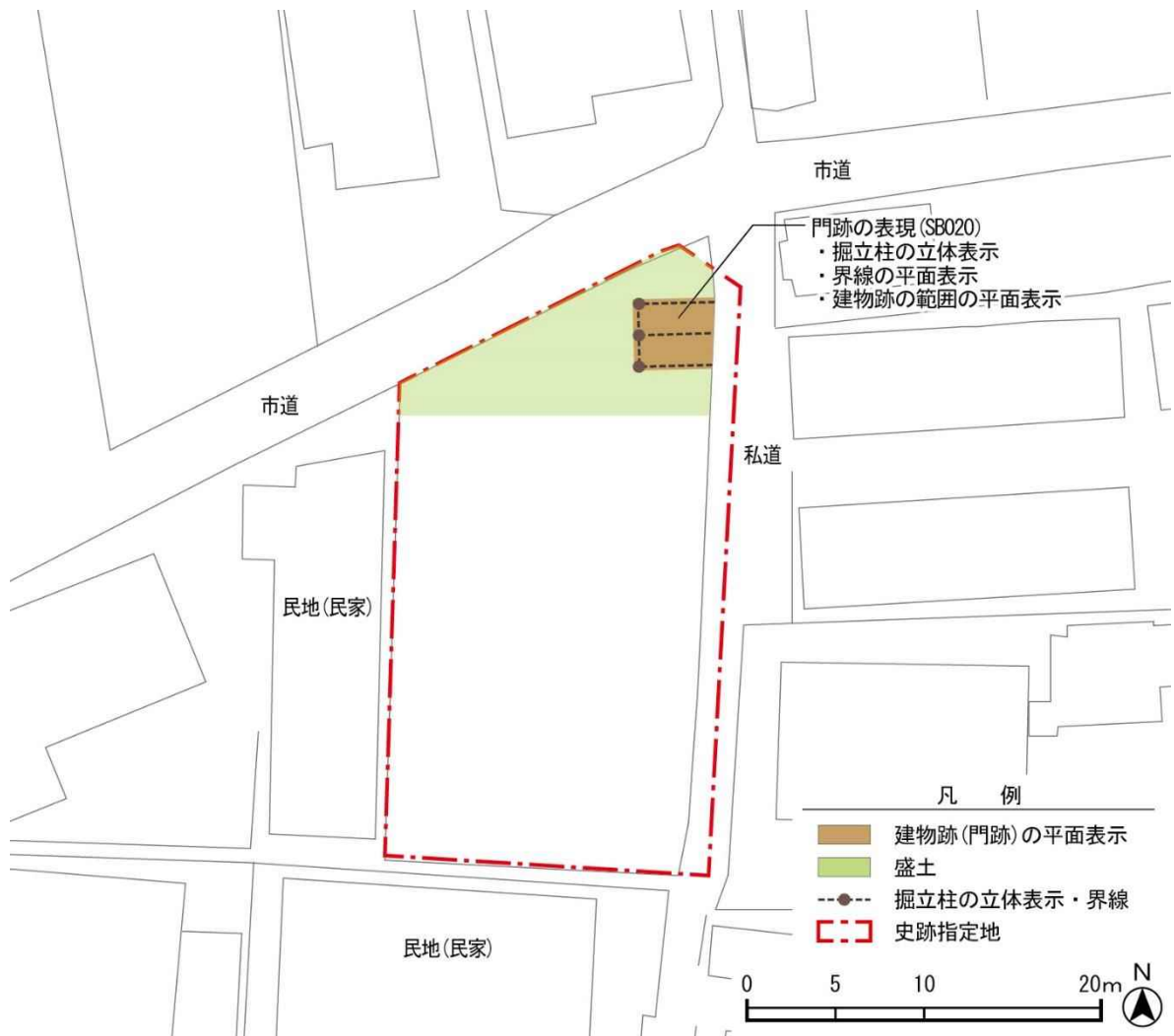


図 5-13 伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）における遺構の表現（平面図）

2 第2期史跡整備区域（金龍寺東地区）

金龍寺東地区の第2期史跡整備区域においては、次の遺構の表現（着手又は具体的な方針の検討を含む）を行う（図5-14を参照）。

- 掘立柱建物跡（長舎建物）
- 中島のある苑池

（1）掘立柱建物跡（長舎建物）の表現

発掘調査の結果をもとに、掘立柱建物跡（長舎建物：SB039）の表現を行う。

遺構の表現は平面表示を基本に、委員会等で協議し具体的な整備内容を方向づけ、基本設計等につなぐこととする。

平面表示の場合は、ツジ地区の第1期史跡整備区域の掘立柱建物跡の表現を参考にする。

（2）中島のある苑池の表現

発掘調査の結果をもとに、今後、必要に応じて整備に伴う発掘調査等を実施し、中島のある苑池（SG086）の表現を行う。

調査結果によるが、第4章「第1節 基本理念と目標」で示している「（前略）中島のある苑池などの遺構・空間を体験できる整備」を踏まえ、苑池のかさ上げ復元（復元的整備）を目指すこととする。

かさ上げ復元が難しい場合でも、可能な限り立体的な表現により、中島のある苑池のイメージや存在を印象づけるよう工夫する。



かさ上げ復元の事例
遺構を保護（盛土）し、その上部に池泉庭園を復元（史跡大内氏遺跡 館跡：山口市）

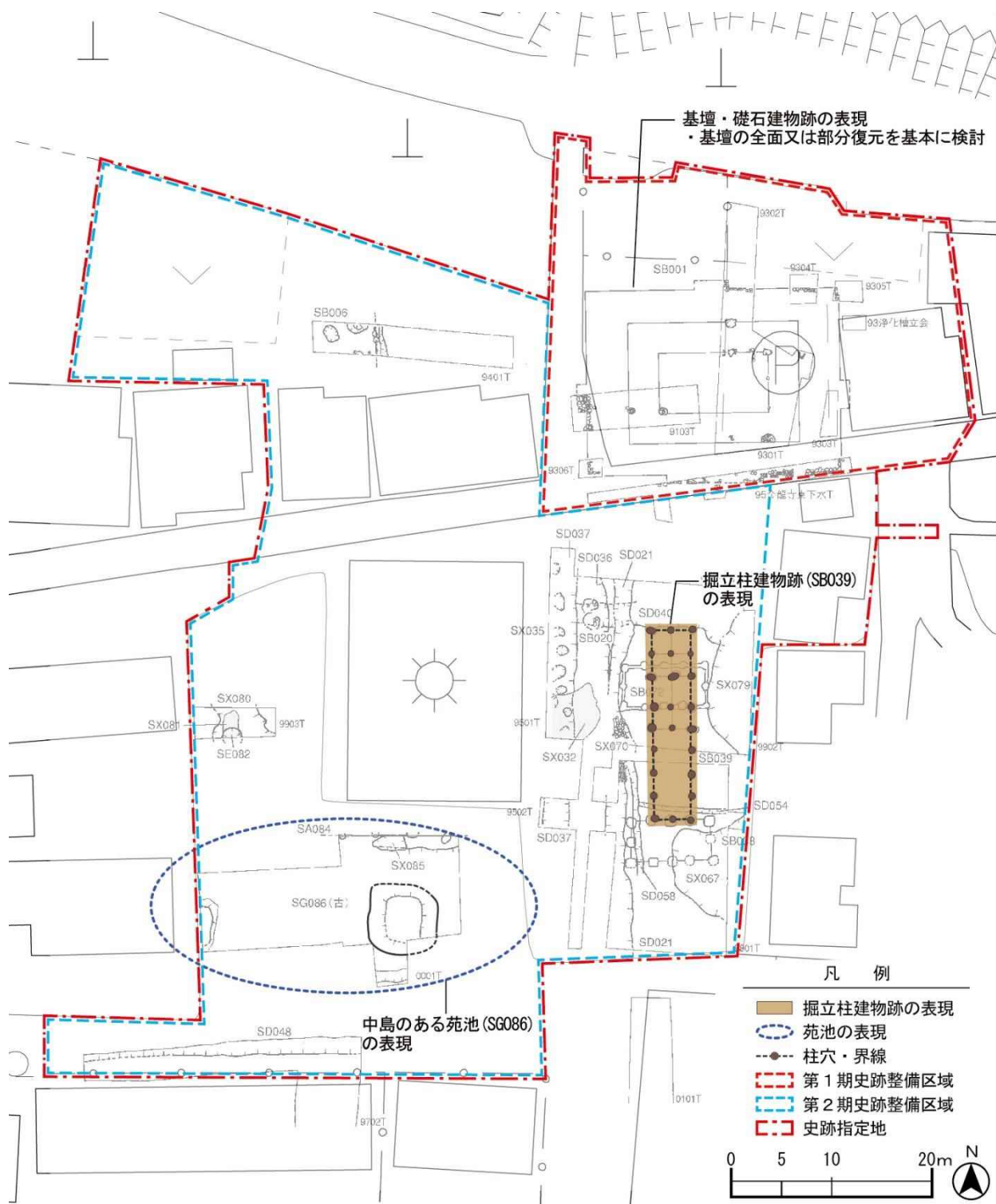


図 5-14 第2期史跡整備区域（金龍寺東地区）における遺構整備の基本案

第4節 動線（園路・広場）整備計画

1 第1期史跡整備区域

（1）ツジ地区の第1期史跡整備区域（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

ツジ地区の第1期史跡整備区域（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）は南西側の民有地を含め約1,500㎡と比較的広い平坦地であり、「憩いや交流の場」（目指す姿：抜粋）から、オープンな空間を基本とすることが求められる。

当該区域の東及び南側に接する市道は、一部を除き幅員が4m未満の狭隘道路である。市道の交通量は多くはないが、地区住民や公民館利用者、福祉施設関係者等の車両が通行することから、市道を通じて当該区域にアクセスする人、及び周囲（道路側）から眺望したり、写真を撮ったりする人などの安全・安心の確保に留意する必要がある。

また、当該区域の近接地には、南側に「元町ふれあいセンター」（介護保険事業所）、北側に「ぼろ元町」（指定障害福祉サービス事業所）が立地している。これら施設の利用者の日常的な当該区域の利用が考えられるとともに、ハンディキャップを有する人及び高齢者等への配慮も求められる。さらに、本質的価値の保存を前提に、史跡整備（動線整備）が地域のまちづくり等に寄与（地域貢献）するようにする。

こうしたことを踏まえ、歩行者動線を次のように確保・整備する（図5-15を参照）。

○見学者等のアクセス・移動の安全確保と歩きやすさ、近くの福祉施設の利用者及び高齢者等の安全及び移動のしやすさ（車椅子等で道路側のどこからでも安心して入ることが容易）の確保、安心して周辺から見渡すための環境の確保を主目的に、掘立柱建物跡を表現した部分や休憩施設（あずまや）等への接近を容易にする空間（史跡と調和した舗装等）として確保・公開する。休憩施設（あずまや）の周辺（東側）は、説明できる空間・広場的な空間としても利用できるようにする。

○当該区域の周辺には、一部を除き柵等は設けないこととし、道路（市道）側からは出入り口を限定せずに自由に出入りができるようにする。そのため、園路・広場として、安全で移動しやすい舗装等（芝以外）による動線を整備する。

○当該区域内は広場的なオープンな空間を基本に利用者は自由に移動できることとする（自由動線）。

○管理車両等は、掘立柱建物跡を表現した部分や後述する案内・解説施設、管理・便益施設等のある箇所を除き、移動できるようにする。

○安全の確保（飛び出し注意）、一般車両の進入禁止のため、境界付近に、90cm間隔以上で車止め等（プランターも検討）の設置を図る。なお、車止め等は取り外し可とする。



ベンチ・プランターによる進入防止



車止め（取り外し可）



図 5-15 ツジ地区（第 1 期史跡整備区域）における歩行者動線等の整備

（２）金龍寺東地区の第 1 期史跡整備区域（北東側）

金龍寺東地区においては、基壇の復元的整備を前提に歩行者動線を次のように確保・整備する（図 5-16 を参照）。

- 市道から 2 箇所の進入路（出入口）を確保する。
- 復元的に整備した基壇の北西側にスロープを整備する。
- スロープについては、往時は存在していなかったことが理解できるよう、安全確保を前提に仮設的な整備（取り外しが比較的容易な整備：地盤面や基壇と一体化しない付設的な整備）とする。
- 上記の進入路とスロープをつなぎ、基壇上部に上られるようにする。
- 基壇に南側を含め、周囲を一周できるようにする。
- 史跡指定地の東側に広場的な空間を確保し、説明、休憩、身障者用駐車スペースの場などとして利用する。

- ・市道の南側には商業施設の駐車場はあるが、公共駐車場は近くにないこと、南側の市道は狭い割に交通量が多いことから、特に身障者に配慮する必要がある。

○北側にも広場的な空間が確保できることから、説明、休憩の場などとして利用する。

○東側の進入路及び広場的な空間については、安全面（飛び出し防止）、一般車両の進入防止のため、車止め等（車止めの場合は 90 cm 間隔以上。プランターを含めて検討。広場側では花壇等も検討）の設置を検討する。なお、車止め等は取り外し可とするとともに、車両（身障者等）の通行が可能な部分の確保を検討する。その際、一般車両進入禁止の注意札を設置する。

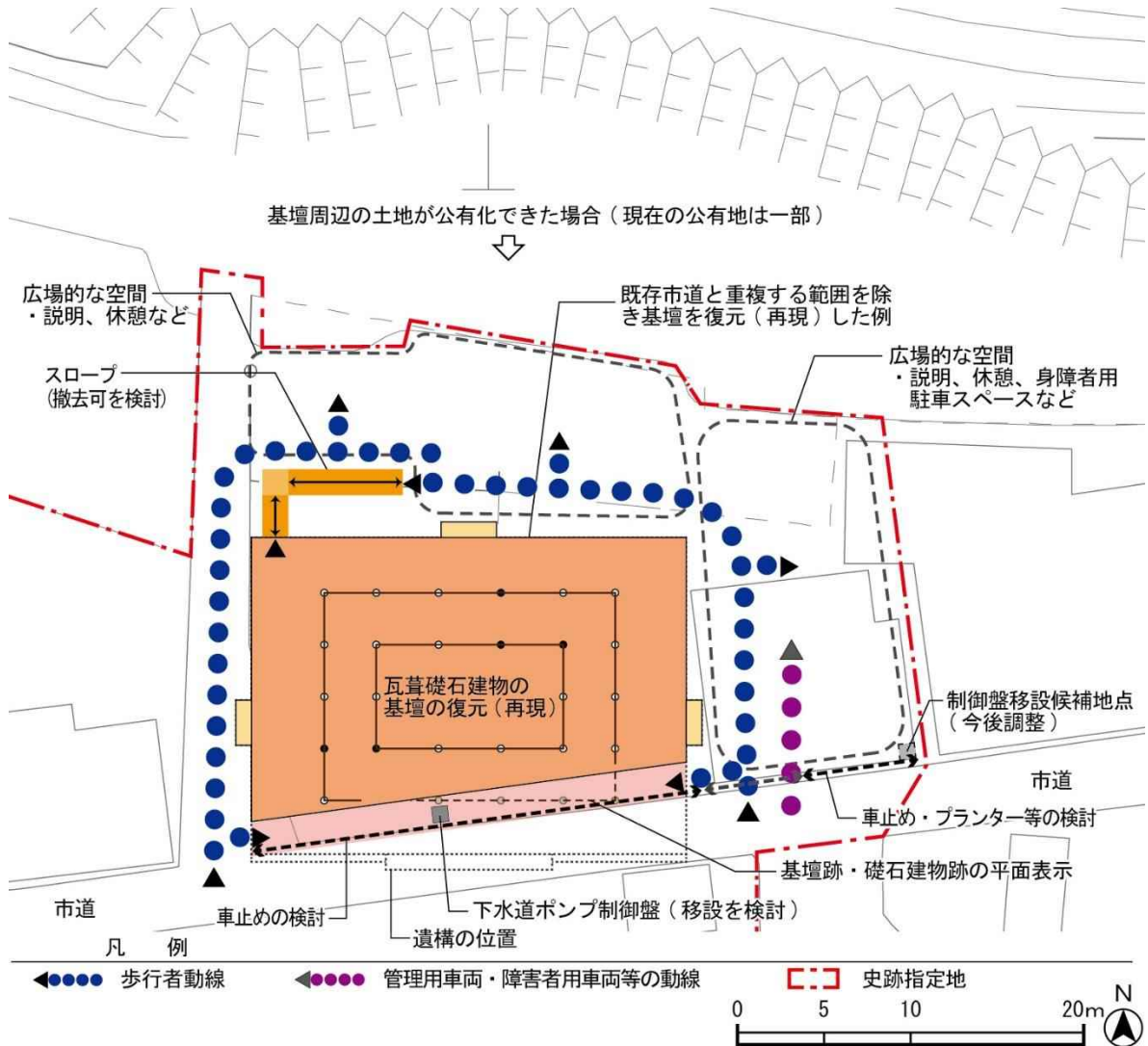


図 5-16 金龍寺東地区における歩行者動線等の整備

（3）伝吉田寺地区（第 1 期史跡整備区域）

伝吉田寺地区（第 1 期史跡整備区域）の史跡指定地は、北及び東側に市道が通っており、東側については私道を半分程度含んでいる。北側の市道は比較的交通量が多く、東側の市道は狭隘道路である。

こうしたことを踏まえ、当該地区の歩行者動線は次のように確保・整備する（図 5-17 を参照）。

○当該区域へのアプローチ（アクセス）は交通安全上から東側を基本とする。北側には車止め等（取り外し可のものを含めて検討）を設置し、車の進入防止と安全対策を

図るが、歩行者は進入できるようにする。

○東側の私道は狭隘道路であり、防災・安全性の確保・向上及び史跡利用の誘導性や安全・快適化の観点より、現・車道部分は道路としての舗装を行う。

○史跡指定地内は、遺構整備箇所等を除き、広場が中心であり、自由動線となる。

○東側の私道からの進入部分については、一般車両の進入防止のための車止め等の設置は行わない。

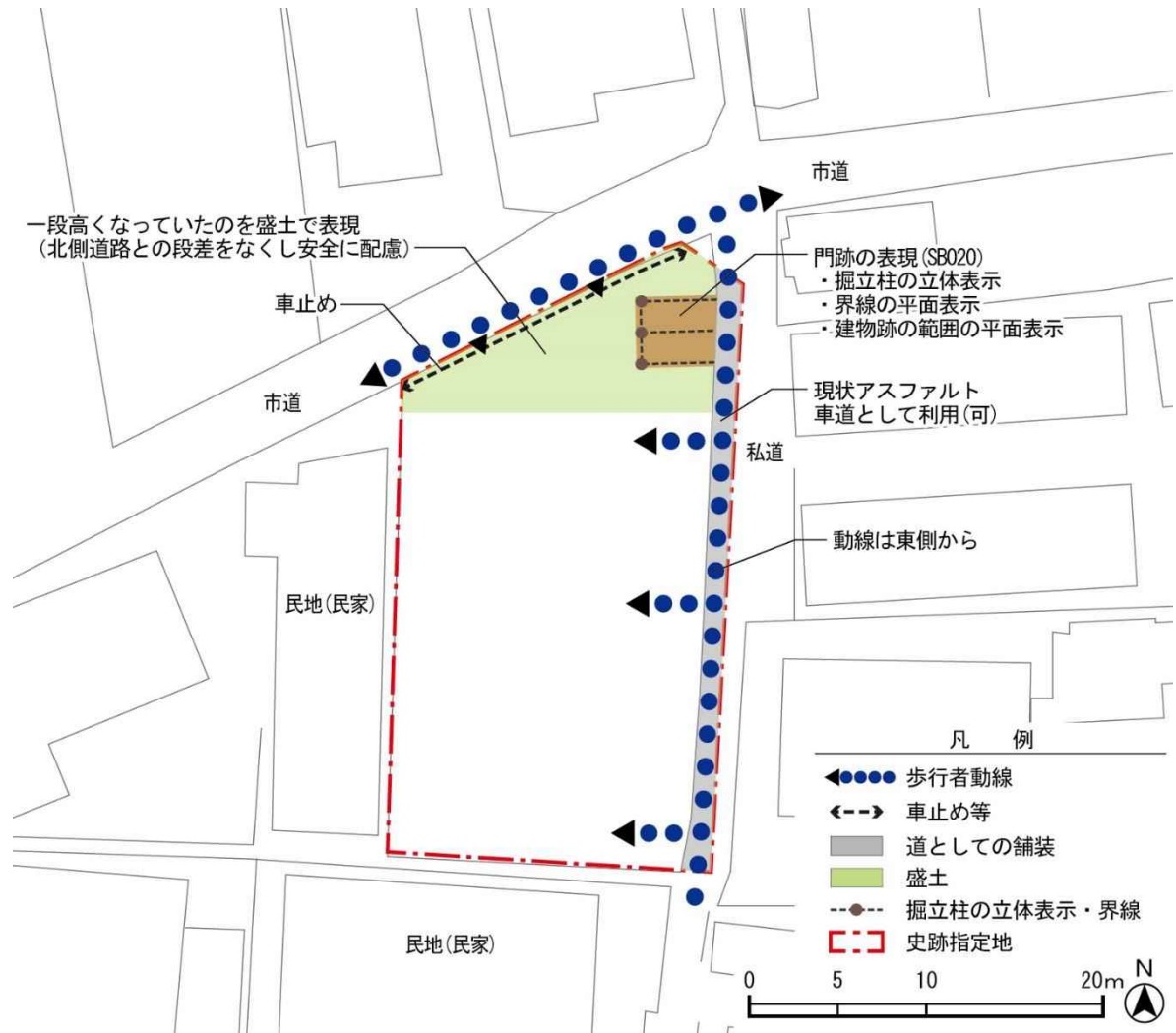


図 5-17 伝吉田寺地区（第 1 期史跡整備区域）における歩行者動線

2 史跡へのアクセス

3つの区域（ツジ地区、金龍寺東地区、伝吉田寺地区）からなる史跡指定地相互の連絡を含め、史跡へのアクセスの確保・円滑化に向け、次のような整備を含めた取組を進める（図 5-18 を参照）。

なお、備後国府関連歴史遺産ゾーン及び広域的なネットワークについては、本章「第9節 周遊ネットワーク形成計画」で記述する。

■史跡相互をつなぐ歩行者動線の明確化

- 本史跡の3つの史跡相互をつなぐ歩行者動線を明確にし、誘導標識などを設置する。
- 史跡へのアクセスなどに関する情報提供を、多様な媒体を活用して充実させる（以下共通）。

■交通施設からのアクセスの明確化

- JR 府中駅、最寄りのバス停及び主要な駐車場から、史跡指定地や第1期史跡整備区域へのアクセス（歩行者動線）を明確にし、案内板や誘導標識などを設置する。

■主要な文化・交流施設等から史跡への誘導

- 主要な文化・交流施設やはじまりの広場などにおいて、本史跡への関心を高める案内板（パネルを含む）の設置やパンフレットの配置などを行い、史跡への誘導に努める。

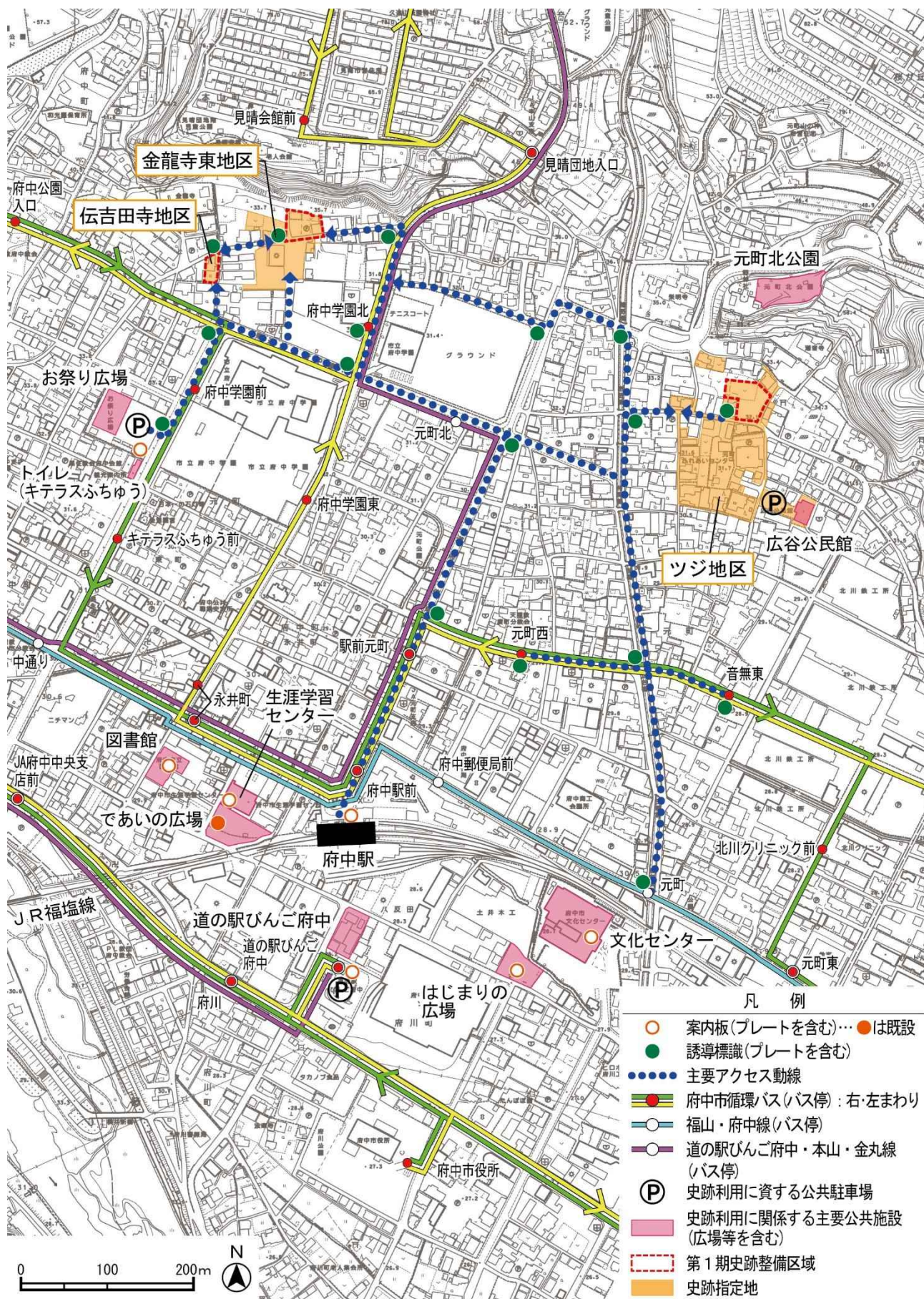


図 5-18 史跡へのアクセス

第5節 案内・解説施設整備計画

1 第1期史跡整備区域

(1) ツジ地区の第1期史跡整備区域（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

ツジ地区の第1期史跡整備区域においては、次のように案内・解説施設の整備を行う（全体平面図は図 5-21 を参照）。なお、保存施設のうち標識、説明板については、案内・解説施設として取り上げる（以下同様）。

■標識の設置

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を、当該区域の南東側（コーナー付近）に設置する。…金龍寺東地区、伝吉田寺地区にも設置：計3箇所
- 材質は石材（花崗岩等）を基本に、耐久性のあるものを採用する。
- 形状は縦長の立方体を基本に、高さは原則 1.6～2 m程度として検討する。



シンプルな形状の標識（史跡二子塚古墳：福山市）

■史跡全体説明板・パンフレットボックスなど

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される説明板を、当該区域の南東側（コーナー付近）に、既設のものを更新して設置する。…金龍寺東地区、伝吉田寺地区も同様
- 形状は「はじまりの広場」と同等（斜状立面型）を基本に検討する。
- 史跡全体説明板とセットで、パンフレットボックスを設置する。
- ストーリー性のある説明を検討する（共通）。
- 興味をもてるようクイズや子どもの願いを入れることも検討する（共通）。



ツジ地区にある既設の説明板

■遺構説明板

- 2箇所の掘立柱建物跡と堀跡の説明板をこれらの中央部南側（道路側）に設置する。
- 形状・材質は史跡全体説明板と同等（斜状立面型）を基本に、平面型を含めて検討する。
※遺構（表現）の直近に位置することから、平面型は景観的に調和しやすい。
- あずまやを整備する掘立柱建物跡（SB202）については、内部へパネルを設置する。
- 区画溝については、史跡全体説明板で説明することとし、遺構説明板は設置しない方向で検討する。



斜状立面型案内板（説明板）とパンフレットボックス（はじまりの広場）



平面型説明板。説明する面を傾斜させている。（史跡吉川氏城館跡 吉川元春館跡：北広島町）

■名称表示板

○表現した各遺構（あずまやはパネル）に名称表示板を設置する。

- ・掘立柱建物跡（SB120・215）：2箇所
- ・堀跡：1箇所
- ・区画溝：1箇所

※掘立柱建物跡（SB202）は、あずまや内のパネルに解説等と合わせて名称表示

○広場としての利用及び安全を考慮し（つまづかないよう）、石材の埋め込み型（平面）とする。



埋め込み型名称表示板。手前は柱穴の表示（史跡大内氏遺跡 築山跡：山口市）

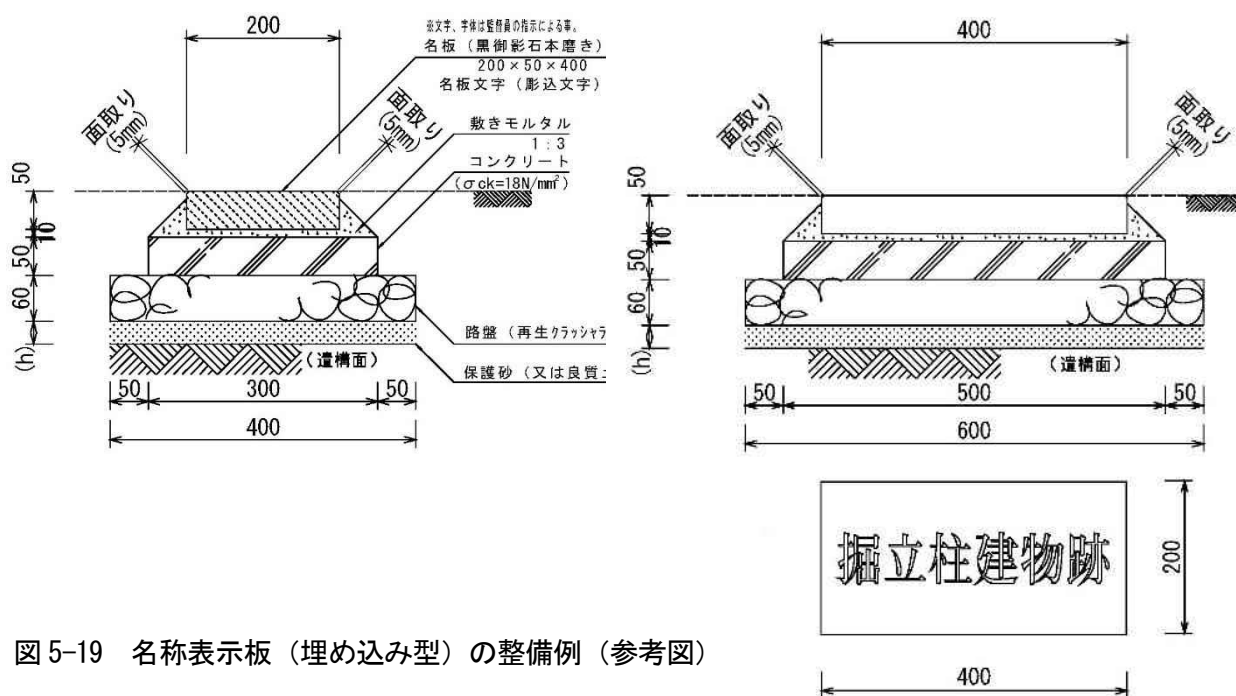


図 5-19 名称表示板（埋め込み型）の整備例（参考図）

■誘導標識

○第1期史跡整備区域の南西側の現・民有地が公有化できた場合には、その南西端に金龍寺東地区・伝吉田寺地区の名称と方向（矢印）、距離（450m…金龍寺東地区の第1期史跡整備区域まで）を記した誘導標識を設置する。



ポール型誘導標識の例（史跡吉川氏城館跡 万徳院跡：北広島町）



市街地における誘導標識…三原市

■ガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）

- 当該区域は「憩いや交流の場」として利用し、かつ、約 1,500 m²と一定規模が確保されていることから、休憩施設としてあずまやを整備し、その中でパネル展示等を行い、ガイダンス機能を確保する。
- このあずまやについては、発掘調査結果を踏まえ、掘立柱建物跡（SB202：東西 4 間、南北 2 間）の遺構の上部に、遺構と同じ建物の位置、規模及び柱の位置、太さ等を再現する形で整備する。そのことを、掘立柱建物跡（SB202）と合わせてパネル等（ICT の活用も検討）で伝える。
- 今後の調査研究や文化庁との協議のもと、可能であれば復元的整備を目指す。
- ガイダンスについては、上記を含めたこの区域に関することに加え、この区域が中心部ではないこと、現時点で把握できている備後国府の全体像や中心施設の想定などをパネル等で説明する。また、ストーリー性のある説明や ICT（情報通信技術）の活用も検討する。
- 整備に際しては、遺構の保護を前提とし、保護盛土の上にあずまやを整備する。
- あずまやの床面は雨水の浸入をさけるため、周囲のレベルより若干高くし、必要に応じてスロープを設置を検討する。

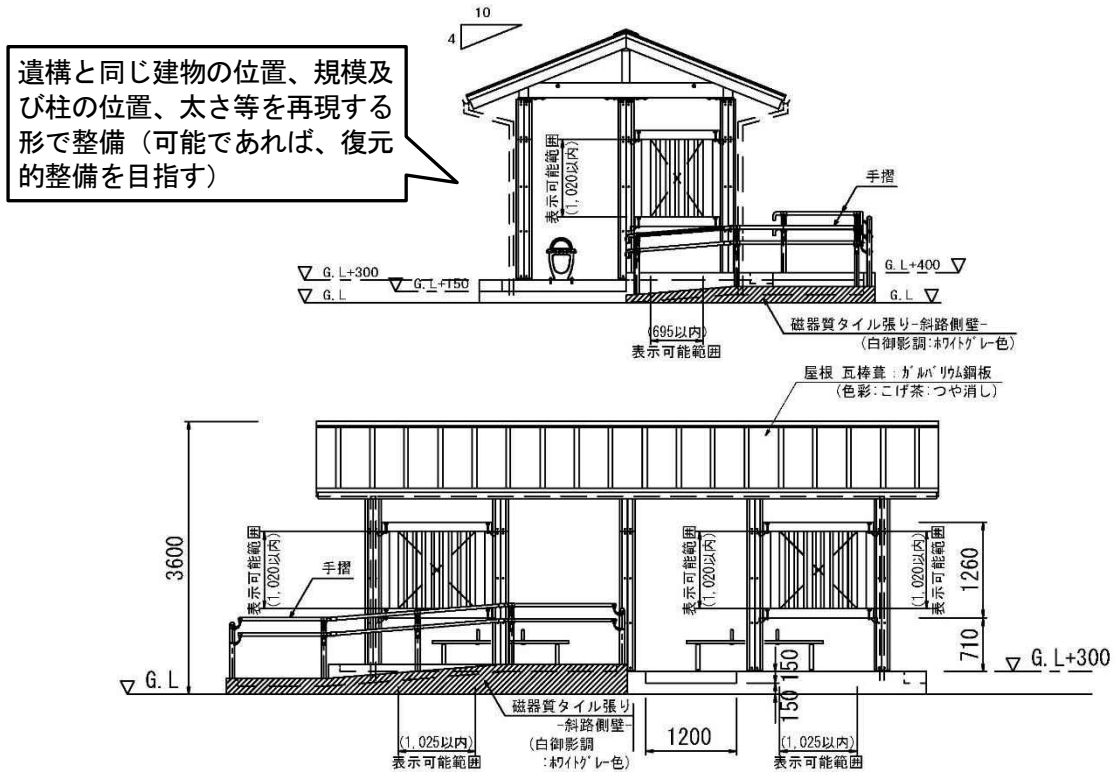


図 5-20 ガイダンス機能を有する休憩施設・あずまやのイメージ（参考図）

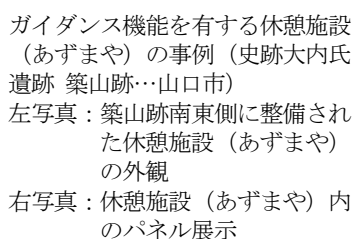




図 5-21 ツジ地区(第 1 期史跡整備区域)における案内・解説施設等の整備



ガイダンス機能を有する休憩施設(あずまや)の事例(史跡三原城跡:三原市)
 左写真:休憩施設(あずまや)の外観。右手に堀や天主台が位置
 右写真:休憩施設(あずまや)内のパネル展示

(2) 金龍寺東地区の第1期史跡整備区域（北東側）

金龍寺東地区の第1期史跡整備区域においては、次のように案内・解説施設の整備を行う（全体の平面図は図5-23を参照）。

■標識の設置

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を、当該区域の南東側の出入口付近に設置する。

○材質・形状は、前記のツジ地区で設置する標識と同様にする。

■史跡全体説明板・パンフレットボックス

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される説明板を、当該区域の出入口付近に、既設のものを更新して設置する。

○形状・材質は、前記のツジ地区で設置する史跡全体説明板と同様にする。

○史跡全体説明板とセットで、パンフレットボックスを設置する。

■遺構説明板

○基壇及び礎石建物跡の説明板を、整備した基壇の上部に設置する。

○形状・材質は、前記のツジ地区で設置する遺構説明板（平面型を基本に検討）と同様にする。

■名称表示板

○表現した各遺構に名称表示板を設置する。

- ・基壇上の礎石建物跡：1箇所…立ち上がり型（右写真及び下図）
- ・道路沿いの礎石建物跡：1箇所…埋め込み型（ツジ地区を参照：以下同様）
- ・道路沿いの基壇跡：1箇所…埋め込み型



立ち上がり型の名称表示板（史跡広島城跡…広島市）

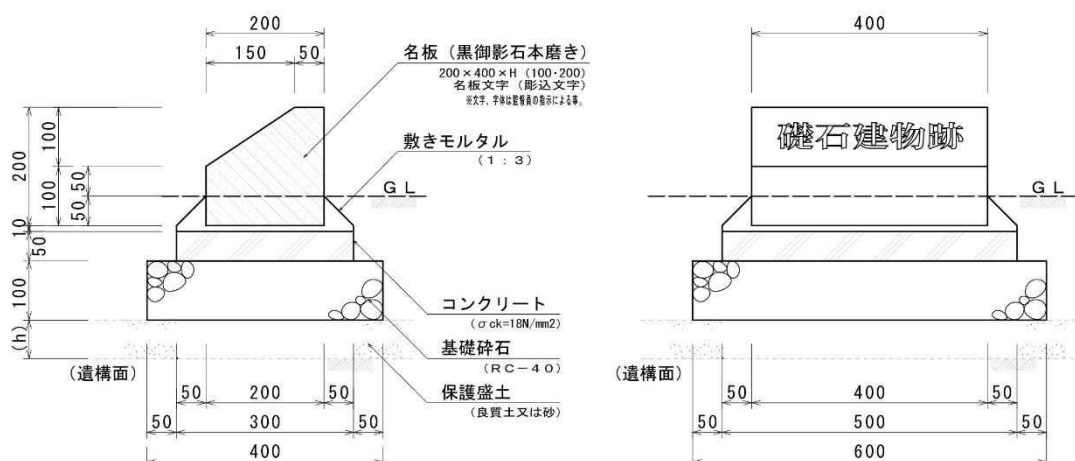


図5-22 名称表示板（立ち上がり型）の整備例（参考図）

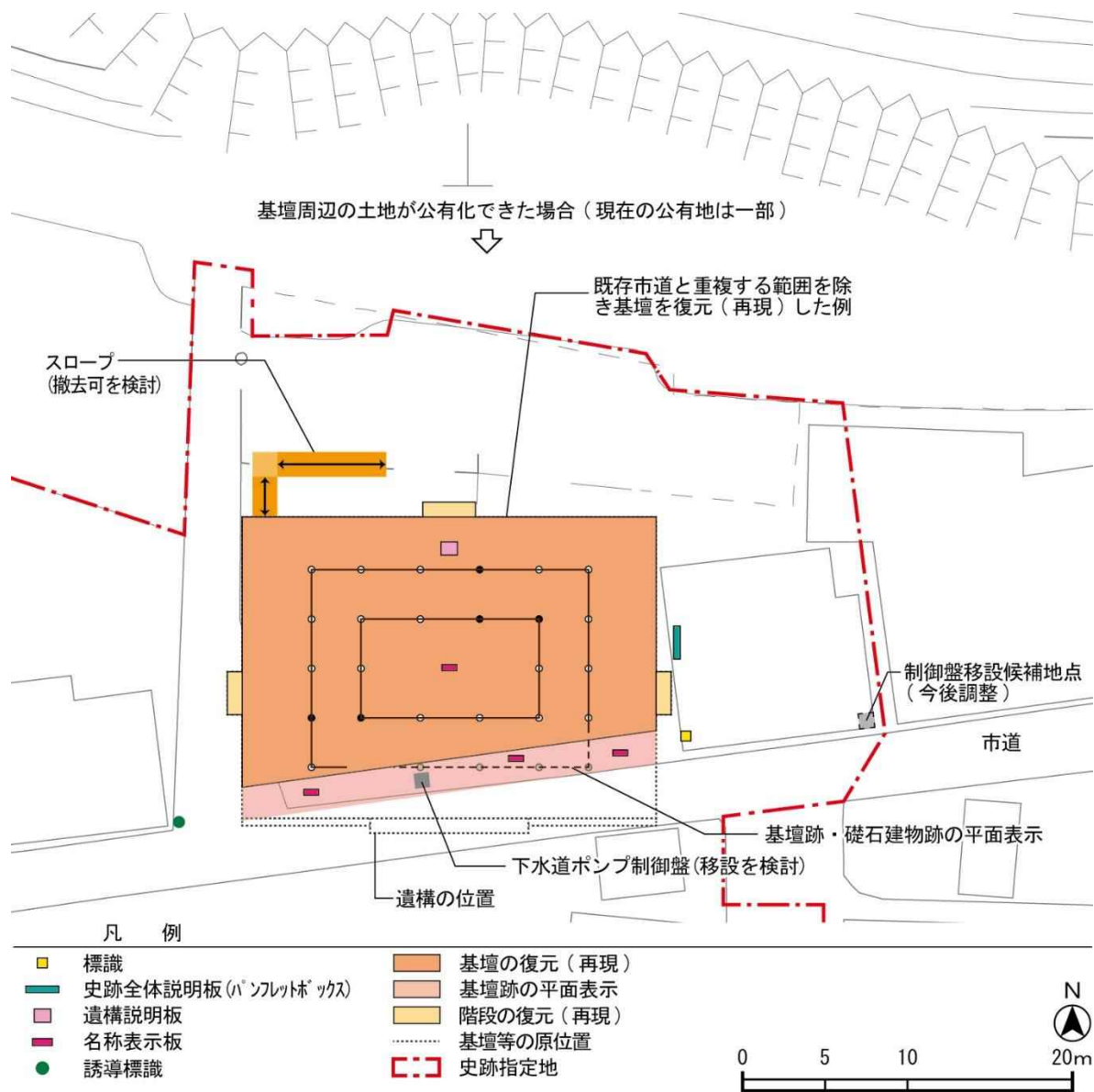


図 5-23 金龍寺東地区（第 1 期史跡整備区域）における案内・解説施設等の整備

(3) 伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）

伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）においては、次のように案内・解説施設の整備を行う（全体の平面図は図5-24を参照）。

■標識の設置

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を、当該区域の南東側の出入口付近に設置する。
- 材質・形状は、前記のツジ地区・金龍寺東地区で設置する標識と同様にする。

■史跡全体説明板・パンフレットボックス

- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される説明板を、当該区域の東側の中央のやや北側、市道に接する付近に設置する。
- 形状・材質は、前記のツジ地区・金龍寺東地区で設置する史跡全体説明板と同様にする。
- 史跡全体説明板とセットで、パンフレットボックスを設置する。

■遺構説明板

- 当該区域の北東側で表現する遺構のやや南側に設置する。
- 形状・材質は、前記のツジ地区で設置する遺構説明板（平面型を基本に検討）と同様にする。

■名称表示板

- 表現した各遺構に名称表示板を設置する。
 - ・掘立柱建物跡：1箇所
 - ・門跡：1箇所…道路部分に門跡を表現する場合
- 掘立柱建物跡の名称表示板は、視覚しやすいよう立ち上がり型を基本に検討する。
- 道路部分に位置する門跡の名称表示板は、通行の支障がないよう平面型とする。

■誘導標識

- 史跡指定地の北東端に、金龍寺東地区の名称と方向（矢印）、距離（90m…金龍寺東地区の第1期史跡整備区域まで）を記した誘導標識を設置する。

■ガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の検討（図5-25を参照）

- 遺構の保護を前提に、ガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の整備を検討する。
- 規模は小規模なもの（例：建築面積約5m四方程度以内）とする。
- 休憩施設（あずまや）の位置は、広場としての利用を考慮するとともに、表現する遺構の存在や利用、景観に配慮することとする。ただし、最終的な位置は、地元と協議して決定する。
- ガイダンスについては、伝吉田寺の存在やそれとの関係などをパネル等で説明する。また、ストーリー性のある説明やICT（情報通信技術）の活用も検討する。



図 5-24 伝吉田寺地区(第 1 期史跡整備区域)における案内・解説施設等の整備

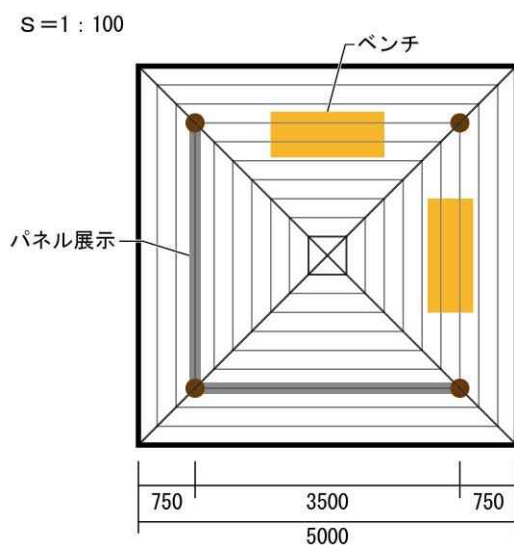


図 5-25 ガイダンス機能を有する休憩施設(あずまや)の平面イメージ(屋根も表示)

＜史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄）＞

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 15 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（同法第 75 条及び第 95 条第 5 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第 1 条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百一十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第 2 条 法第百一十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。

但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第 3 条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第 4 条 法第百一十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリー

ト造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第5条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

2 第2期史跡整備区域

(1) ツジ地区（広谷公民館）

広谷公民館においては、備後国府跡に関する案内・解説施設として次のような整備を図る。

■既設の史跡全体説明板の更新

○形状は駐車場及びフェンスの存在を考慮し、既設のものと同様に立面型（屈折なし）とする。

○大きさは掲載内容と勘案して決める。

■広谷公民館におけるガイダンス機能の充実

- ・広谷公民館の1階ロビーはそれほど広くはないが、他の展示等との調整を図り、備後国府跡に関するパネル等の展示（ガイダンス機能の充実）に努める。

<説明板>



市道に面して設置している説明板



やや規模の大きい説明板（であいの広場）

<広谷公民館>



広谷公民館



広谷公民館の1階ロビー

(2) 金龍寺東地区

金龍寺東地区の第2期整備区域においては、現在確認されている主要な遺構を基本に、次のように案内・解説施設の整備を図る（図5-26を参照）。

■遺構説明板・名称表示板

○確認されている西側の掘立柱建物跡（長舎建物：SB039）

- ・遺構説明板：屈折型を基本に検討
- ・名称表示板：立ち上がり型を基本に検討

○確認されている中島のある苑池（SG086）

- ・遺構説明板：屈折型を基本に検討

■誘導標識

○史跡指定地を東西に通る市道の西端付近（指定地内）に、伝吉田寺地区の名称と方向（矢印）、距離（60m）を記した誘導標識を設置する。

<今後の調査を踏まえた対応>

※今後の発掘調査等で遺構が確認され、それを表現した場合には遺構説明板、名称表示板の設置を検討する。

※第2期史跡整備区域の範囲において、遺構の状況などを踏まえ、遺構の保護を前提にガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の整備を目指す。規模はツジ地区で整備予定のあずまや程度、又はそれより小規模なもの（例：建築面積約5m四方程度）とする。

(3) AR・VR等のICTの活用～備後国府の見える化～

備後国府跡に関する情報発信とともに、備後国府の復元図・推定図の作成やCG（コンピュータ・グラフィックス）の活用、往時の空間の疑似体験など“備後国府の見える化”を目指して、AR・VRを含めたICT（情報通信技術）の活用に取り組む。

また、こうした“備後国府の見える化”及びその他関係する情報を、分かりやすく体系的に提供・発信する。

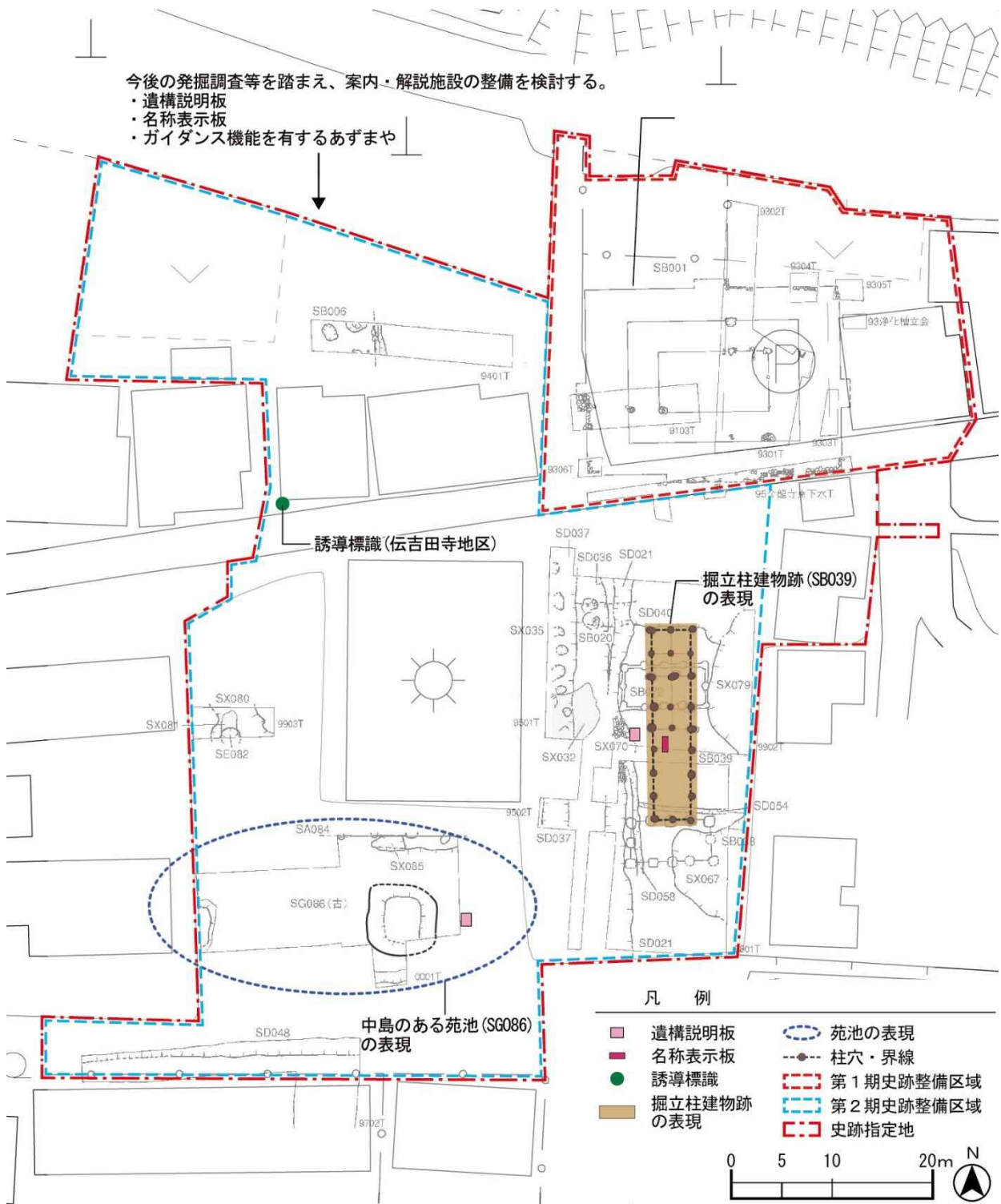


図 5-26 金龍寺東地区（第2期史跡整備区域）における案内・解説施設等の整備

第6節 植栽・修景計画

1 第1期史跡整備区域

(1) ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

史跡指定地の遺構整備、園路・広場空間、案内・解説施設、雨水排水路（「第7節 管理・便益施設整備計画」を参照）等の部分を除き、芝張りを基本とし、広場としての利用に配慮して縁辺部の一部に花壇及び緑陰となる樹木を配置する（図5-27を参照）。

花壇については、北側の傾斜している私道との間に段差（西側で最大0.5m程度、市道につながる）があることから、安全確保のために柵ではなく開放的で修景に資する進入防止の手段として取り入れることを検討するが近隣住民と調整して配置する。また、地域住民と協働するため、また人を呼ぶために国府のあった時代に合致する植物であり地域の要望でもあるフジバカマの植栽等を検討する。

樹木については成長を考慮しつつ、遺構の保護、維持管理、近隣への影響、及び景観や休憩の場の確保を考慮して配置する。



図5-27 ツジ地区（第1期史跡整備区域）における植栽・修景等

(2) 金龍寺東地区 (北東側)

史跡指定地の北及び北東側に、芝を植栽する（図 5-28 を参照）。

樹木については、北側にツジ地区同様、遺構の保護、維持管理、近隣への影響、及び景観や休憩の場の確保を考慮して配置する。

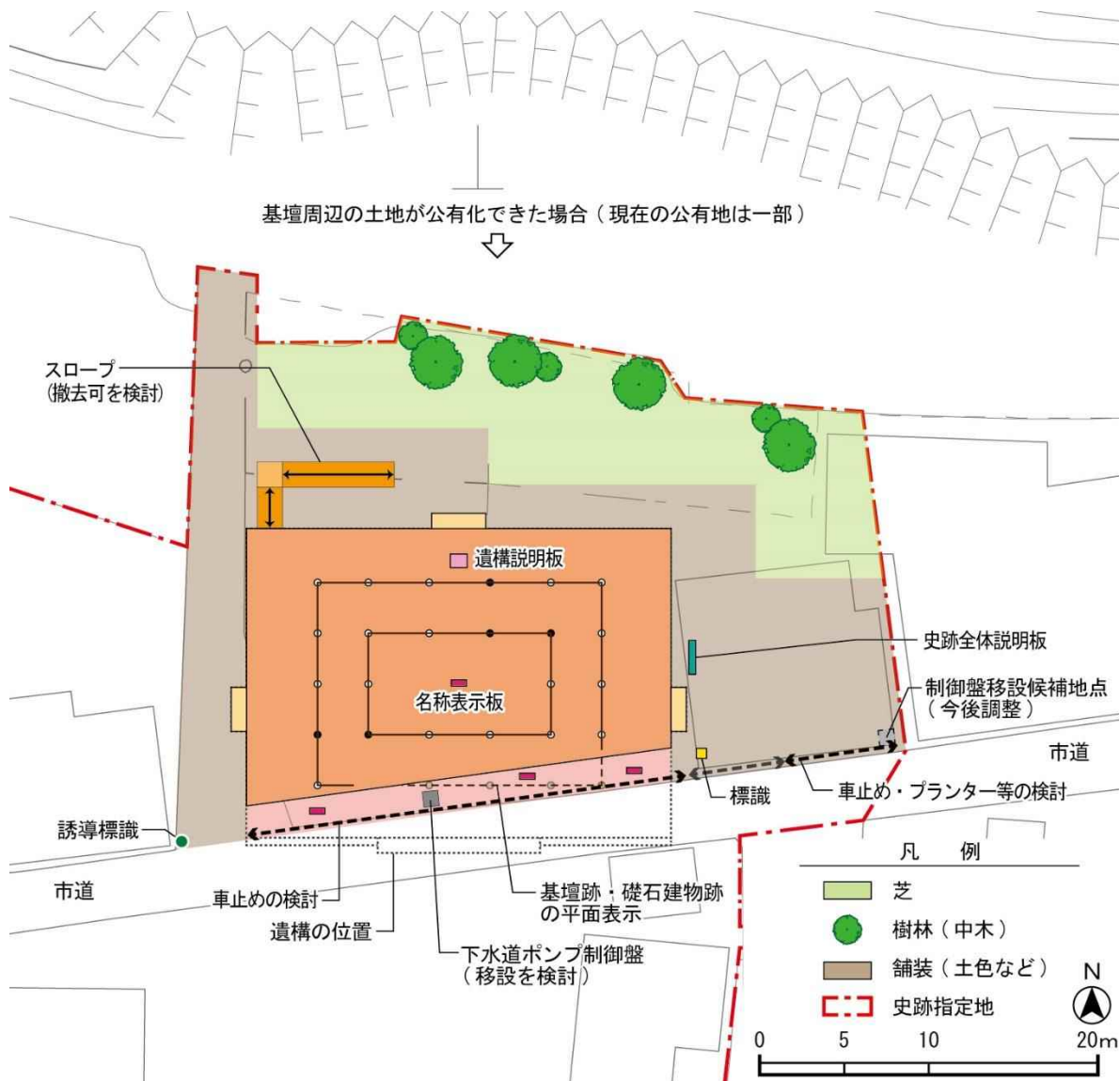


図5-28 金龍寺東地区（第1期史跡整備区域）における植栽・修景等

(3) 伝吉田寺地区

史跡指定地の遺構整備、案内・解説施設、雨水排水路（「第7節 管理・便益施設整備計画」を参照）等の部分を除き、芝張りを行う（図5-29を参照）。

樹木については、敷地が広くないことから植栽しないこととする。



図5-29 伝吉田寺地区における植栽・修景等

2 第2期史跡整備区域

(1) ツジ地区（広谷公民館）

ツジ地区の第2期史跡整備区域である広谷公民館の敷地は現状を基本とし、原則、植栽は行わないこととする。

(2) 金龍寺東地区

金龍寺東地区の第2期史跡整備区域においては、今後の史跡の整備の進捗と併せて、植栽・修景についても検討する。

特に、中島のある苑池においては、遺構の表現と一体的に植栽・修景を検討する。

第7節 管理・便益施設整備計画

1 第1期史跡整備区域

(1) ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

ツジ地区の第1期史跡整備区域においては、次のように管理・便益施設の整備を行う（図5-30を参照）。

※管理・便益施設に関する図は、本章第9節の後に掲載している「整備基本計画図」を参照…金龍寺東地区も同様

■休憩施設（あずまや…ガイダンス機能）の整備

○前述の「遺構整備計画」「案内・解説施設整備計画」で示しているガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の整備を図る。…掘立柱建物跡（SB202：東西4間、南北2間）の位置

○休憩施設（あずまや）内において、収納型のベンチを含め収納スペースの確保を検討する。

○時間帯による照明ができる照明設備を設置する。

■休憩施設（ベンチ）の設置

○上記の休憩施設（あずまや）内にはベンチを設置する。

○樹木の配置と併せて、広場としての利用を制約しないようにベンチの設置を図る。

○ベンチの幾つか又はすべてにおいて、掃除用具、防災用具等を収納できるベンチ（収納型）とする。

○炊き出しのコンロとして機能するベンチ（防災ベンチ）について検討する。その際、ベンチの周囲は芝ではなく、舗装（土系舗装など）とし、樹木からは離れた位置とする。

■電気設備（コンセント）の整備

○休憩施設（あずまや）内に、史跡指定地の維持管理や行事等で使用する電源のコンセントを設置する。

※照明灯（防犯灯）は「第8節 防災・防犯・安全対策計画」で記述（金龍寺東地区、伝吉田寺地区も同様）

■水路等排水施設の整備

○第1期史跡整備区域の雨水排水等を円滑にするため、排水路及び集水桝を計画的に整備し、道路にある既設の水路（暗渠等）に接続する。

○道路側の排水路の負荷を軽減するため、雨水等の一部が地下に浸透する水路及び桝による整備を検討する。

■給水設備の整備

○当該区域は相対的に広く、広場的な利用も想定していることから、感染症対策も考慮し、多目的に使える手洗い・水飲み（設備）を2箇所、当該区域の北側及び南側の休憩施設（あずまや）近くに設置する。

■境界標・注意札の設置

○史跡境界を示す境界標を設置する。

○必要に応じて、史跡利用などに関する注意札の設置又は説明板等への注意記載を図る。

■ゴミステーションの再整備

○地域住民と協議し、景観に配慮して既設のゴミステーションの再整備（移設配置）

に取り組む。

■電柱の移設

○第1期史跡整備区域の南東側にある既設の電柱は、園路・広場空間の障壁となるため、当該区域内又は史跡指定地外への移設を検討する。

■車止め等の設置

※本章「第4節 動線（園路・広場）整備計画」を参照



図 5-30 ツジ地区（第1期史跡整備区域）における管理・便益施設等の整備

(2) 金龍寺東地区（北東側）

金龍寺東地区の第1期史跡整備区域においては、次のように管理・便益施設の整備を行う（図5-31を参照）。

■休憩施設（ベンチ）の設置

- 樹木の配置と併せて、広場としての利用を制約しないように、北側にベンチの設置を図る。
- ベンチは掃除用具、防災用具等を収納できるベンチ（収納型）とする。
- 炊き出しのコンロとして機能するベンチ（防災ベンチ）について検討する。その際、ベンチの周囲は芝ではなく、舗装（土系舗装など）とし、樹木からは離れた位置とする。

■電気設備（コンセント）の整備

- 史跡指定地の維持管理等で使用する電源の屋外コンセント（照明設備と一体化又は単独の屋外コンセント）を設置する。



照明設備（足元灯）と一体となったコンセント

■水路等排水施設の整備

- 第1期史跡整備区域の雨水排水等を円滑にするため、排水路及び集水枥を計画的に整備し、道路にある既設の水路（暗渠）に接続する。
- 道路側の排水路の負荷を軽減するため、雨水等の一部が地下に浸透する水路及び枥による整備を検討する。

■給水設備の整備

- 多目的に使用できる手洗い・水飲み（設備）を設置する。

■境界標・注意札の設置

- 史跡境界を示す境界標を設置する。
- 必要に応じて、史跡利用などに関する注意札の設置又は説明板等への注意記載を図る。

■下水道ポンプ制御盤等の移設

- 既設の交通誘導板は、第2期史跡整備区域における事業が始まるまでは、史跡と調和するように位置を低くするか、又は他の方法（市道の南側）で対処する。
- 下水道ポンプ制御盤の近接地への移設を関係課と調整する。



既設の交通誘導板（右手は下水道ポンプ制御盤）

■説明の場、身障者用駐車スペース等の確保

- 南東側の小広場（舗装）は、説明の場、身障者用駐車スペース等としても利用する。

■民地側（東側）への塀・柵の設置

○東側の民地（住宅）との境界に、住宅のプライバシーの確保や騒音の抑制、進入防止など生活環境の保全のための塀・柵の設置を図る。



図 5-31 金龍寺東地区における管理・便益施設等の整備

(3) 伝吉田寺地区

伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）においては、次のように管理・便益施設の整備を行う（図5-32を参照）。

■休憩施設（あずまや又は単独のベンチ）の検討

- 広場としての利用などを考慮しつつ、あずまや又は単独のベンチの設置を検討する。
- ベンチは、掃除用具、防災用具等を収納できるベンチ（収納型）とする。
- あずまや等の位置については、本計画では広場的な利用や遺構（門跡の表現）の位置を考慮し、南側に配置しているが、基本設計段階で地域住民と協議して決定する（中央部等を含めて検討）。

■電気設備（コンセント）の整備

- 史跡指定地の維持管理等で使用する電源（コンセント）を、休憩施設（あずまや）を整備する場合にはその中へ設置、整備しない場合は屋外コンセント（足下灯と一体化又は単独の屋外コンセント）を設置する。

■水路等排水施設の整備

- 第1期史跡整備区域の雨水排水等を円滑にするため、排水路及び集水桝を計画的に整備し、道路にある既設の水路（暗渠）に接続する。
- 道路側の排水路の負荷を軽減するため、雨水等の一部が地下に浸透する水路及び桝による整備を検討する。

■給水設備の整備

- 休憩施設（あずまや）周辺に多目的に使用できる手洗い・水飲み（設備）を設置する。

■境界標・注意札の設置

- 史跡境界を示す境界標を設置する。
- 必要に応じて、史跡利用などに関する注意札の設置又は説明板等への注意記載を図る。

■カーブミラーの再整備

- 史跡指定地の北東・交差点（指定地外）にある老朽化したカーブミラーの扱い（再整備）を検討する。



図 5-32 伝吉田寺地区における管理・便益施設等の整備

2 第2期史跡整備区域

(1) ツジ地区（広谷公民館）

ツジ地区の第2期史跡整備区域である広谷公民館の駐車場やトイレに関しては、地域住民・地域団体の理解を得て、史跡利用でも利用できるようにする。

また、これらの利用やルール等に関する情報提供・発信を行う。

(2) 金龍寺東地区

金龍寺東地区の第2期史跡整備区域においては、今後の史跡の整備の進捗と併せて、次の管理・便益施設について検討する。

○駐車場（駐車スペース）

- ・史跡指定地内であり、身障者用及び管理用の駐車スペースを基本に検討する。
- ・駐車場については、近隣の公共駐車場の利用を基本に検討する。

○トイレ

- ・史跡指定地内であり、原則、指定地内にトイレは整備しないこととし、近接地への整備又は既設のトイレ（おまつり広場）の利用を基本に検討する。
- ・隣接する商業施設のトイレの利用について、事業者と協議する。

○休憩施設（あずまや、ベンチ）

- ・ガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の整備について検討する。
- ・ベンチについては、歩行者動線等を勘案して配置する。

○電源設備の整備（照明灯など）

- ・照明灯（防犯灯）を計画的に配置する（電気設備の整備）。
- ・維持管理やイベント等で使用する電源（コンセント）の設置を検討する。

○水路等排水施設

- ・既設の排水路を経路や容量等を踏まえ、計画的に水路等排水施設を整備する。

○給水設備の設置

- ・多目的にも利用できる手洗い・水飲み（設備）の整備を検討する。

○境界標・注意札の設置

- ・第1期史跡整備区域と同様に、境界標・注意札の設置に対応する。

○維持管理用具等の保管スペース

- ・あずまや内への収納スペースの確保、又は収納型ベンチの設置など、維持管理用具等の保管スペースの確保を図る。

○その他

- ・進入防護柵、観光ガイド等の詰め所などが今後必要となった場合には、場所や規模、材質等を検討する。
- ・内容によっては、史跡指定地周辺を含めて検討する。

第8節 防災・防犯・安全対策計画

1 第1期史跡整備区域

(1) ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

ツジ地区の第1期史跡整備区域においては、次のように防災・防犯・安全対策を行う。

※防災・防犯・安全対策に関する図は、本章第9節の後に掲載している「整備基本計画図」を参照…金龍寺東地区、伝吉田寺地区も同様

■排水施設へのフタ掛け

- 雨水等排水施設は開渠とせず、安全を考慮してフタ掛けを行う。
- 道路側の排水路についても、フタが劣化している部分などは再整備する。

■照明設備（防犯灯）の整備

- 史跡利用の安全性の確保や防犯のため、当該区域の南東及び北西側に防犯灯（2基）を設置する。
- 第1期史跡整備区域の南西側が公有化できた場合には、その南西端付近で防犯等の設置を検討する。
- 生活環境への影響を考慮して、防犯灯の照明の方向や時間帯（タイマー制御）などを検討する。
- 防犯灯のポールを利用した時計の設置を検討する。

<照明設備の必要性>

- ・ツジ地区等の第1期史跡整備区域は24時間開放しているため、特に夜間の防犯対策に留意する必要がある。施設・設備面では照明設備（防犯灯）と防犯カメラ（要検討）を予定している。なお、照明時間帯は、近隣住民等と調整して決めることになる。
- ・冬期の史跡利用においては、16時頃（曇りの日）から照明が求められることから、照明設備の整備が求められる。
- ・照明等の電気設備は、「史跡等整備のてびき」（文化庁）の維持管理施設に該当する。

■防犯カメラの検討

- 今後の史跡利用を考慮して、防犯カメラの設置について検討する。

■防災に資する施設整備（防災に対応するベンチなど）

- 休憩施設（ベンチ）の設置においては、防災用具を収容したり、炊き出しに対応できたりするベンチの設置を検討する。
- 広場を確保することにより、防災訓練や避難の場としても利用する。



防災ベンチ（かまどベンチ）

■住民・事業者と連携した防災・防犯等の取組の展開（各地区共通）

- 地域住民及び地域団体等と連携し、当該史跡を含めた防災・防犯の体制の充実・強化を図る。
- 防災訓練や史跡を含めた点検・パトロールなどの活動について検討する。

(2) 金龍寺東地区（北東側）

金龍寺東地区の第1期史跡整備区域においては、次のように防災・防犯・安全対策を行う。

■史跡指定地内の市道のカラー舗装化の検討

○南側の市道（第1期史跡整備区域）については、ドライバーへの注意喚起、及び史跡があることの印象づけと南側の史跡指定地との一体的なイメージ創出に向け、ハンプ（イメージハンプ）※¹の機能を持たせたカラー舗装化等を検討する。

■転落防止柵（基壇上部の縁辺部）

○復元的に整備した基壇上部からの転落防止のため、縁辺部に転落防止柵を設置する。
○柵は固定式（取り外し可能なものを含む）又は据え置き式（移動可能）で検討する。

■排水施設へのフタ掛け

○雨水等排水施設は開渠とせず、安全を考慮してフタ掛けを行う。
○史跡指定地内の南西側にある既設の水路についても、フタが劣化している部分などは再整備する。

■照明設備（防犯灯、足下灯）の整備

○史跡利用の安全性の確保や防犯のため、史跡指定地の南東側及び北西側（墓所との境界付近）の2箇所に防犯灯を設置する。
○史跡指定地の北側（墓地との隣接地）には、樹木をやや密度を高く配置することから、中央部においてコンセント付き足下灯の設置を検討する。
○生活環境への影響を考慮して、防犯灯の照明の方向や時間帯などを検討する。
○防犯灯のポールを利用した時計の設置を検討する。
※「照明設備の必要性」については、ツジ地区に準じる。

■防犯カメラの検討

○今後の史跡利用を考慮して、防犯カメラの設置について検討する。

■収納型ベンチの検討

○休憩施設（ベンチ）の設置においては、防災用具等を収容できるベンチの設置を検討する。

(3) 伝吉田寺地区

前記のツジ地区、金龍寺東地区に準じて、伝吉田寺地区においても防災・防犯・安全対策に取り組む。

また、北側の市道は屈折し、家屋があることから見通しがよくない。このため、金龍寺東地区に準じて、伝吉田寺地区北側の市道のカラー舗装等による整備（注意喚起等）を検討するとともに、市道と私道の交差点にある老朽化したカーブミラーの再整備を検討する。

※1 ハンプ（イメージハンプ）

ハンプは「こぶ」の意味で、道路・交通に関しては、道路上や駐車場などにクルマの速度を抑制させるために設けられたカマボコ状の突起などを指す。一方、ハンプのような物理的な凸部を設けるのではなく、色や図柄による視覚効果によって注意喚起等を促すものがイメージハンプ。

2 史跡指定地及びその周辺

第1期史跡整備区域における防災・防犯・安全対策と関連づけて、史跡指定地全体及び関係する町内会の範囲などで、当該史跡の保護を含めて防災・防犯・安全対策を進める。

○第1期史跡整備区域における取組（前記）

○ハザードマップの周知

○府中市地域防災計画に基づいた対策と史跡の保護との連携

- ・災害予防：史跡の保護を含めた住民の防災活動の促進
- ・災害応急対策：災害直前における史跡の応急対策を含めて対応
- ・災害復旧：史跡が毀損した場合の復旧を含めて対応

○新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症等を考慮し、オープンな空間、開放的な施設整備を図る。
- ・文化財の活用においても、3密を避ける説明会やイベント等の開催、注意喚起に取り組む。

第9節 周遊ネットワーク形成計画

1 備後国府関連歴史遺産ゾーンにおける周遊コースづくり

備後国府関連歴史遺産ゾーン（備後国府推定エリアを含む）において、本史跡及び備後国府関連遺跡・関連文化財など（図 5-33 を参照）をつなぐコースの設定に取り組む。

- ・本史跡：ツジ地区、金龍寺東地区、伝吉田寺地区
- ・古代山陽道に関わる広場や公有地等：はじまりの広場（鳥居地区）、であいの広場（横井地区）、公有地（八反田地区）
- ・備後国府跡の価値に関係する要素：七ツ池遺跡群、青目寺、栗柄廃寺、前原遺跡など
- ・歴史的環境・資源を構成する要素：備後国総社・小野神社、潮音寺、金龍寺など

これらをつなぐコースの設定においては、次の点に留意する。

○時間の多様性

- ・様々な利用者が確保できる時間に配慮し、1～2時間程度から半日、終日等のコースを検討する。

○興味・関心（テーマ）への対応

- ・個々の利用者の興味・関心（国府、古代山陽道、寺院、町並み・建造物、自然体験など）を考慮し、多様なテーマのコースを検討する。

○年齢や体力等への配慮

- ・興味・関心と併せて、年齢や体力等を考慮してコースを検討する。

○移動手段への対応

- ・徒歩・ウォーキング、自転車（サイクリング）、自家用車、公共交通機関、及びそれらの組み合わせによるコースを検討する。

○行事・イベントとの連携

- ・行事・イベントと関連づけたコースづくりや連携した取組を検討する。

2 周遊コースの利活用を支える環境整備

備後国府関連歴史遺産ゾーンにおける周遊コースづくりにおいては、本章「第4節 動線（園路・広場）整備計画」で示した史跡へのアクセスに関するサイン類の整備に加え、次のような利活用を支える環境整備に取り組む。

○サイン類の整備・充実

- ・案内板・説明板、展望説明板（歴史的な山・眺望点）、誘導標識
- ・外国語表記の検討

○休憩の場・トイレの確保・充実

- ・既存の公共施設の活用と情報提供など

○駐車場・駐車スペースの確保・充実

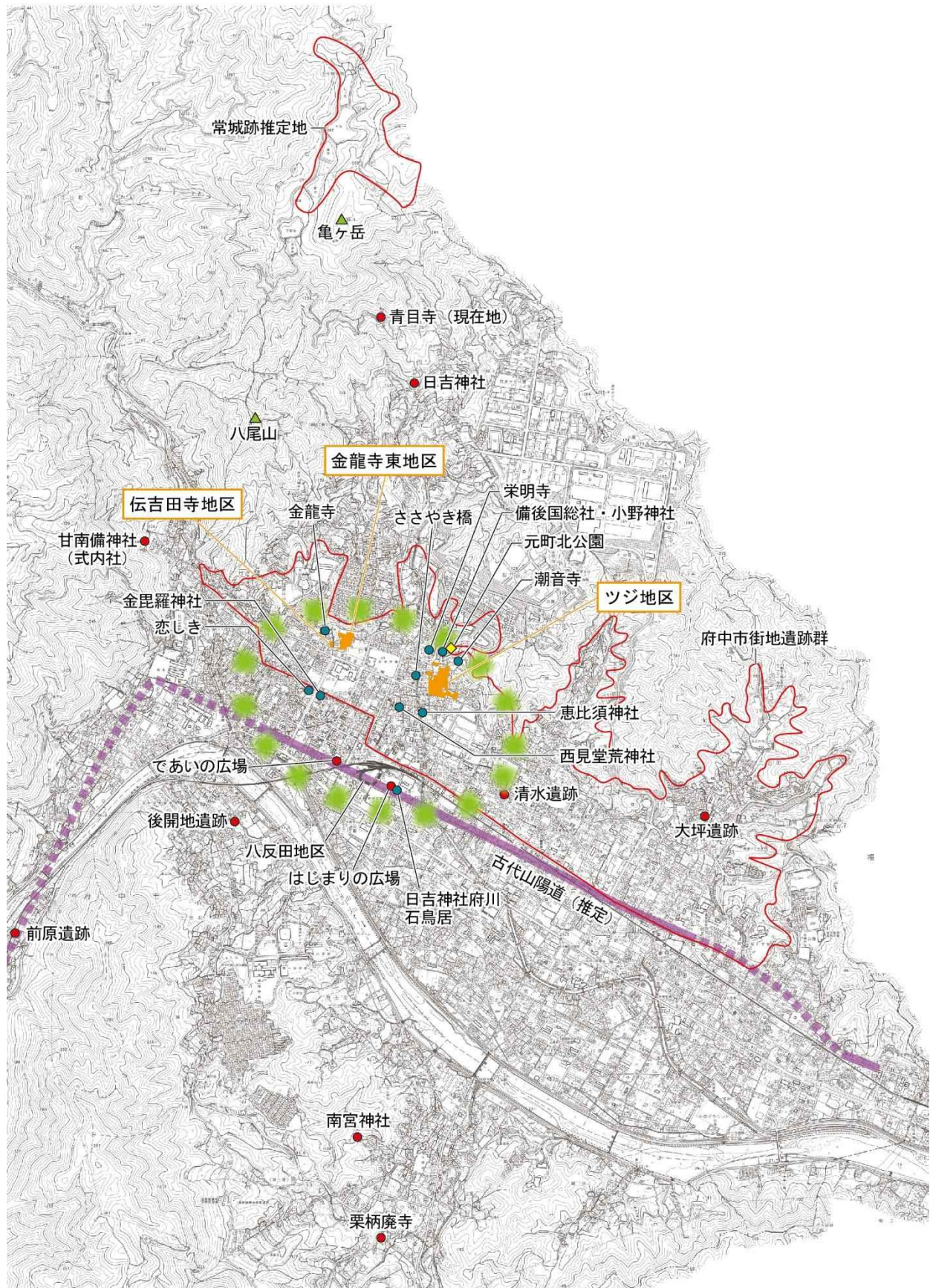
○登山道等の整備・充実：既存の登山道等

○眺望点の確保：歴史的な山（眺望点：八尾山、亀ヶ岳）、元町北公園（ツジ地区の眺望点）

○サイクリング対応（駐輪場・駐輪スペースの確保・充実）

○パンフレット等の作成

○ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の充実



凡 例	
	史跡指定地
	古代山陽道推定地
	関連遺跡・文化財
●	その他文化財(歴史的環境・資源を構成する要素：備後国府推定エリア)
▲	歴史的な山・眺望点
◆	史跡の眺望点
	備後国府推定エリア(遺構確認・推定ゾーン)

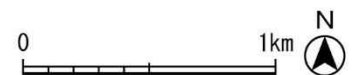


図 5-33 備後国府関連歴史遺産ゾーンにおける周遊コースづくりに関わる主要な文化財等の資源

整備基本計画図（第1期史跡整備区域）及び整備イメージ（イメージスケッチ）：3地区



図 5-34 ツジ地区 (第1期史跡整備区域) の整備基本計画図

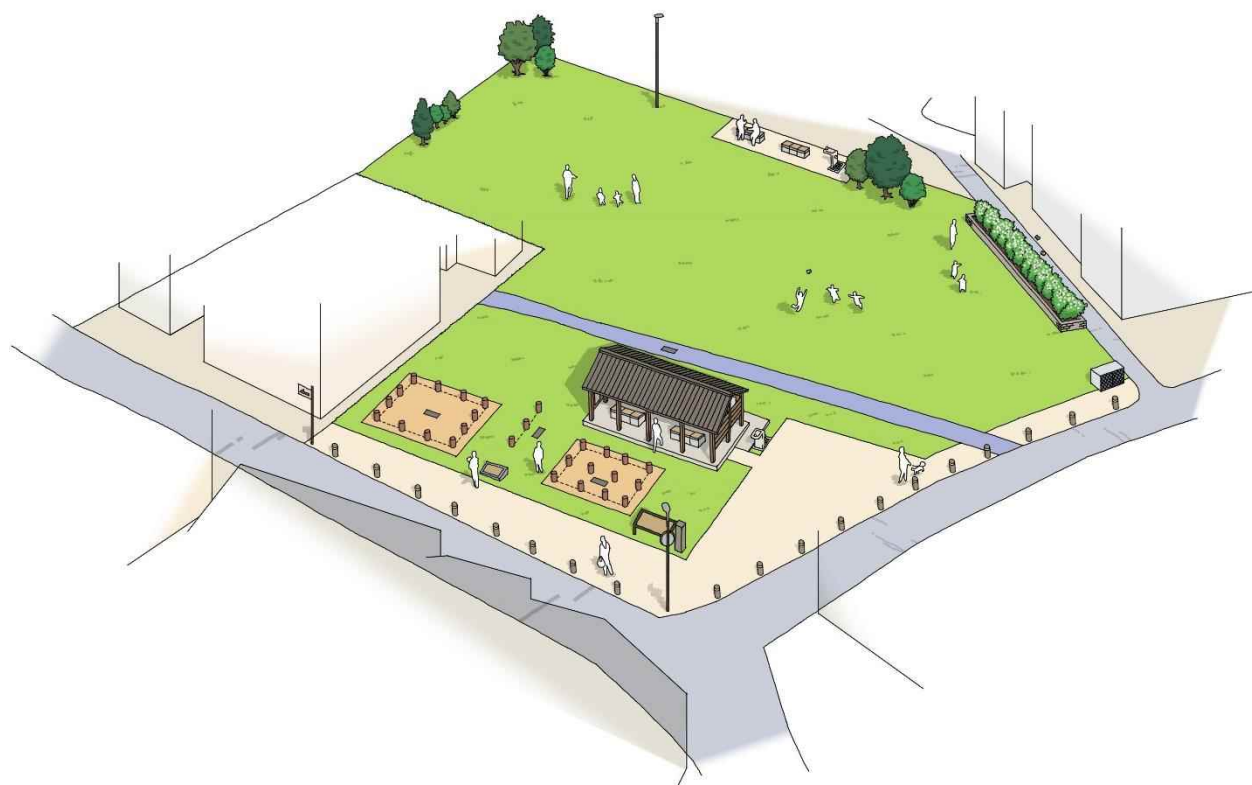


図 5-35 ツジ地区（第 1 期史跡整備区域）の整備イメージ（イメージスケッチ）



南側から見たツジ地区（第 1 期史跡整備区域）の現況



図 5-36 金龍寺東地区（第 1 期史跡整備区域）の整備基本計画図

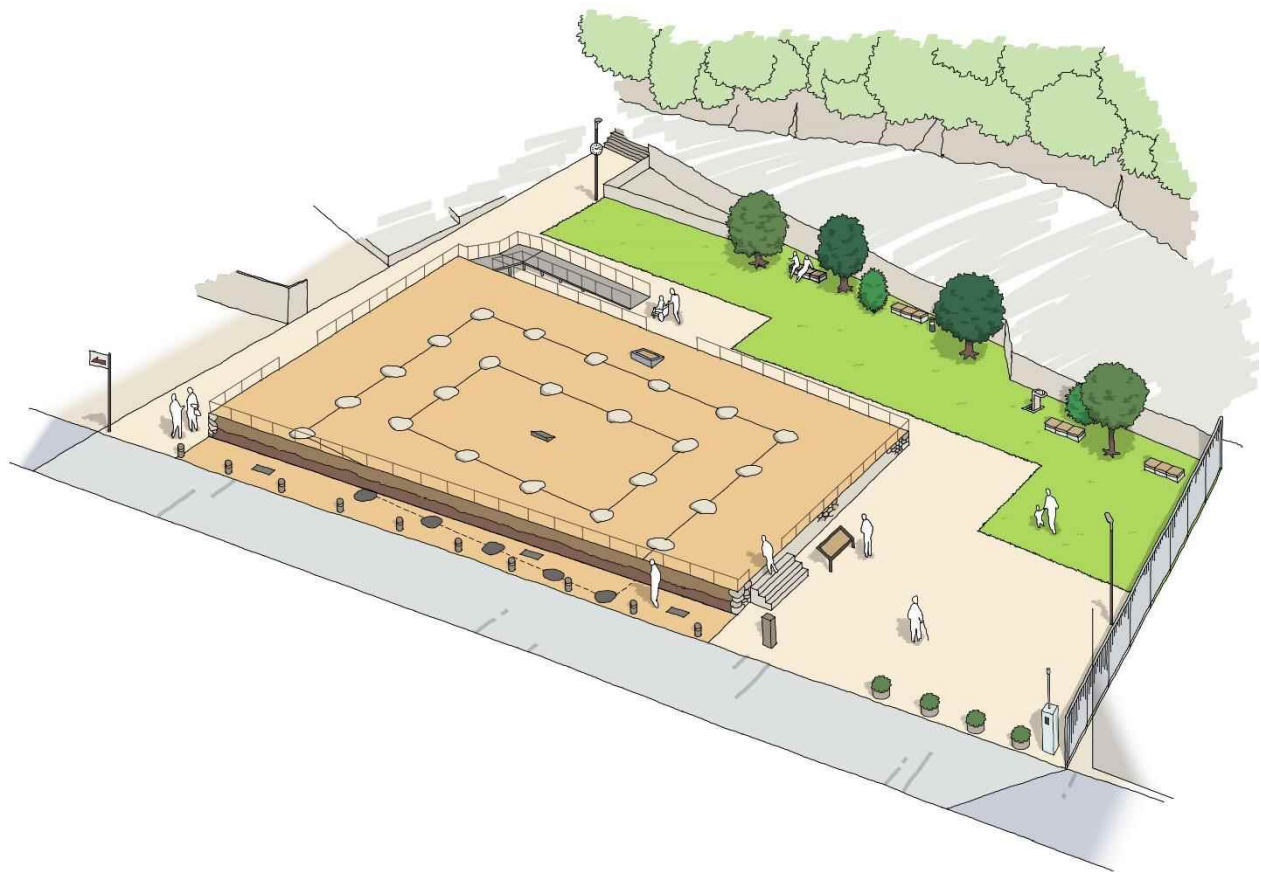


図 5-37 金龍寺東地区（第 1 期史跡整備区域）の整備イメージ（イメージスケッチ）



南側から見た金龍寺東地区（第 1 期史跡整備区域）の現況



図 5-39 伝吉田寺地区（第 1 期史跡整備区域）の整備イメージ（イメージスケッチ）



北東側から見た伝吉田寺地区（第 1 期史跡整備区域）の現況

第6章 公開・活用及び管理運営計画

第1節 公開・活用計画

1 公開・活用の基本的な考え方

文化財保護法第1条（目的）には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、整備を行うか否かにかかわらず、原則、公開・活用する必要がある。

ここでは、今後整備する遺構や歩行者動線、保存施設、案内・解説施設、便益施設等を含め史跡を有効に活用することを意図し、前章における整備を考慮しながら、次のように本史跡の公開・活用の基本的な考え方を設定し、「2 公開・活用の具体的な取組」につなげる。

- パンフレット等を作成・更新し、広く周知・配布する。
- 備後国府跡に関する講演会や展示会、体験イベント等を持続的に開催する。
- 各種調査等の状況・成果を公開・発信する。
- 備後国府跡や関連する文化財などの周遊（歴史めぐり）を促進する。
- にぎわいづくりに備後国府跡を活用する。
- まちづくり活動において備後国府跡の活用を図る。
- ガイダンス機能を整備・充実させ、有効に活用する。
- ボランティアガイド等を育成し、活用を図る。
- 備後国府跡等に関する情報を持続的に発信する。
- 子どもの学びに応じた学習機会の創出と確保を図る。

2 公開・活用の具体的な取組

公開・活用の基本的な考え方のもとに、具体的な取組を設定する。これらをもとに、今後、より詳細な内容、実現手法、担い手・支援者、財源などを検討し、具体化に向けて取り組む。

（1）パンフレット等の作成・更新と周知・配布

発掘調査等の成果の反映に努めながら、備後国府跡に関するパンフレット等の更新や新たな作成に取り組むとともに、小中学校での授業での活用、市民・来訪者等による利用など、多様な活用に資するよう周知・配布する。

【主要な取組】

- 既存の市民向けパンフレットの周知・配布及び必要に応じた改訂
- 子ども向けパンフレットの作成と配布
- 学校教材「わたしたちの府中市」の活用及び必要に応じた改訂
- 備後国府に関する動画の作成と活用
- 備後国府想像図（既存＋新たな作成）及びCG作成
- 新たな知見を取り入れたパンフレット等の作成と周知・配布
- 備後国府のストーリーの検討（関係した人物を含めて検討）→パンフレットや説明板、パネル（あずまや）等に反映

(2) 備後国府跡に関する講演会や展示会、体験イベント等の持続的な開催

これまでの講演会、展示会、体験イベント等の経験や成果、課題を活かしながら、必要に応じて内容の充実や開催方法の見直しなどに取り組むとともに、新たな講演会や体験イベント等の開催にも努める。

【主要な取組】

- 備後国府跡に関するシンポジウム・歴史フォーラムの開催
- 備後国府跡に関する歴史講座や古代体験等の開催
- サテライト国府展の開催（生涯学習センター、i-coreFUCHU、文化センター、図書館等）

(3) 各種調査等の状況・成果の公開・発信

今後、発掘調査をはじめ各種調査等を行った場合には、様々な手段・媒体を利用し、途中段階を含め、状況・成果の公開・発信に取り組む。

【主要な取組】

- 発掘調査の現地説明会の開催
- 調査経過や説明会など調査状況の動画作成と公開・配信
- その他調査研究の途中段階、終了時における情報公開
- 市ホームページ等における情報発信
- その他：マスコミの活用など
- ※パンフレット等への反映…新たな知見を取り入れたパンフレットの作成と配布（再掲）

(4) 備後国府跡や関連する文化財などの周遊（歴史めぐり）の促進

備後国府跡や関連する文化財などをめぐるための情報提供、周遊するイベントの開催などを通じ、市民や来訪者などが府中市の歴史めぐりを体験し、楽しむ環境を高める。

【主要な取組】

- 備後国府をめぐるウォーキング（国府ウォーキング）の持続的開催
- 歴史めぐりマップ等の作成と周知・配布
- 健康づくりと連携したウォーキングの促進

(5) にぎわいづくりへの備後国府跡の活用

府中市のにぎわいづくり、観光・交流の促進に向け、備後国府跡や国府が存在したことをイベント等に活用するとともに、広くPRしていく。

【主要な取組】

- 「備後国府まつり」「備後国府さくらまつり」などとの連携とPR
- 備後国府マスコットキャラクターの活用

(6) まちづくり活動への備後国府跡の活用

備後国府跡や備後国府が存在したことを通じて、地域住民をはじめ市民の府中市への愛着や誇りが高まるよう、地域レベル（自治会等）においても地域の歴史を知り、学

び、活かす取組が行われるよう、幅広い世代に向けた様々な支援を行う。また、備後国府跡の維持管理への地域住民等の協力・参加、史跡の活用を通じ、歴史を活かしたまちづくりを促進する。

【主要な取組】

- 出前講座の情報提供と利用促進
- 地域における歴史講座等の開催、地域が主体となった勉強会等の支援
- 整備した史跡の地域での活用…ツジ地区の広場など
- 住民参加と協働による備後国府跡の維持管理
- 歴史を活かしたまちづくりの支援…事例などを学ぶ機会の確保など

（７）ガイダンス機能の整備・充実と有効活用

備後国府跡に関するガイダンス機能を、現地における情報提供や周辺の施設の活用、多様な情報媒体を活用し、それぞれが役割分担と連携を図りながら充実させる。

【主要な取組】

- 史跡の整備におけるガイダンス機能を有する休憩施設（あずまや）の整備・活用
- 説明板等の整備・充実
- 生涯学習センター、文化センター、図書館等の活用
- パンフレット等の充実
- ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信（ＡＲ・ＶＲ等）
- 歴史民俗資料館の再整備、（仮称）文化財センターの検討
- 史跡地周辺でのガイダンス施設の整備を検討

（８）ボランティアガイド等の育成・活用

関係団体（府中市観光協会等）と連携しながら、備後国府跡や観光資源等を案内するボランティアガイド又は観光ガイド（有償）の育成・活用に取り組む。

【主要な取組】

- 上下の観光ガイド、その他ボランティアガイド等の先進地事例の把握
- 府中市観光協会と連携したボランティアガイド等の育成・活用の検討

（９）備後国府跡等に関する情報の持続的な発信

備後国府跡等に関する情報を多様な媒体を活用しながら、適宜、更新して持続的に発信していく。

【主要な取組】

- 「（１）パンフレット等の作成・更新と周知・配布」に関する主要な取組（再掲）
- 広報による情報提供
- 府中市ホームページの活用
- YouTube「国府まろひめチャンネル」での動画配信
- ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報発信（再掲）
- ＡＲ（拡張現実感）等の活用の検討

（10）学校と連携した学習機会の創出と確保

子どもの頃から備後国府跡に触れて自分事に感じられるよう、学校と連携して、学習機会の創出と確保を図る。

【主要な取組】

- 学校への出前授業および、発掘調査現場体験などの実施
- 学校教育における学習カリキュラム設定の検討

第2節 管理運営計画

1 管理運営の基本的な考え方

備後国府跡は市街地に広がり、民有地が約7割を占め、その維持管理は行政（教育委員会）だけでは対応できない。また、今後整備する遺構や各種施設・設備などの維持管理等を含め、史跡の管理運営には、地域住民及び地域団体等の協力と参加が不可欠となる。

こうしたことを踏まえ、前章における整備を考慮しながら、行政と地域住民及び地域団体等の連携を基本に、次のように本史跡の管理運営の基本的な考え方を設定し、「2 管理運営の具体的な取組」につなげる。

- 行政と地域住民・地域団体等が連携した管理運営の体制と仕組みをつくる。
- 適正な史跡の利用を促進する。
- 緊急時及び災害時等において迅速に対応する。
- 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理に取り組む。

2 管理運営の具体的な取組

管理運営の基本的な考え方のもとに、具体的な取組を設定する。今後、より詳細な内容、担い手や体制などを検討し、具体化に向けて取り組む。

（1）行政と地域住民・地域団体等が連携した管理運営の体制と仕組みづくり

市街地に広がる備後国府跡の管理運営は、管理団体である府中市だけで対応できるものではなく、地域住民・地域団体等と連携して取り組む必要があるため、連携に向けた体制と仕組みづくりに取り組む。

【主要な取組】

- 行政と地域住民・地域団体等が連携した体制
 - ・主体、担い手、連携、役割分担の確立
 - ・相談・連絡体制の充実・強化
- 管理運営の仕組みづくり（管理運営マニュアル等の作成）
 - ・連携の方法、各主体の役割と取組内容の明確化
 - ・下記の史跡の利用（管理対策）、緊急時・災害時等の対策、維持管理を含めた管理運営マニュアル等の作成

（2）適正な史跡の利用の促進

史跡利用の注意事項、マナーの啓発など、利用に関する管理対策を明確にし、適正かつ的確に取り組む。

- 史跡利用の注意事項、マナー（史跡の毀損防止、ゴミのポイ捨て・落書き防止など）

の啓発・情報提供

- ・案内板や注意札等への分かりやすい表示
- ・パンフレット等への記載
- ・ICT（情報通信技術）を活用した情報提供（下記「緊急時等の対策」の内容を含む。）

（３）緊急時及び災害等における迅速な対応

史跡利用における緊急時及び災害等で史跡が毀損した場合などの対応を明確にし、適正かつ的確に取り組む。

○緊急時等の対策

- ・来訪者への緊急時等の連絡先の伝達
- ・消防、警察との連携の確保
- ・来訪者の事故や病気、災害時（気象予報を含む）、その他緊急時等（遺構の毀損など）に関する対策の明確化

○災害時等における対策（復旧等）

- ・災害が予測される場合の被害（毀損）防止・軽減の対策…金龍寺東地区の北側
- ・地域住民等による被害（毀損）情報提供を受け取る仕組み・体制の充実
- ・毀損届、復旧への対応

（４）史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理

史跡の保存・活用の前提となる基礎的な取組である史跡の維持管理としては、定期的な清掃美化や芝の管理（芝張りを行った場合）などが必要であり、地域住民・地域団体（自治会等）の理解と協力を得て取り組む。

○行政（府中市、府中市教育委員会）と地域住民・地域団体等による維持管理の体制の構築

- ・主体、役割、支援、連携の明確化

○維持管理の内容・方法の明確化

- ・遺構（遺構の表現）や施設・設備の点検
- ・植栽の維持管理
- ・清掃美化
- ・「管理対策マニュアル等」の作成…前記の「管理運営マニュアル等」に含む。

○維持管理に協力・支援してくれる地域外・市外の市民等を含めたボランティアの確保

第7章 事業計画

第1節 事業時期（事業期間）と取組の考え方

1 事業期間の設定

本計画に掲げている具体的な取組（施策・事業）は、「第5章 整備基本計画」及び「第6章 公開・活用及び管理運営計画」で示しており、前者はハードが中心で、後者はソフトが中心である。

これらのうち、整備に関わる取組の具体化に向けた道筋を付けるため、本計画期間である令和5年度（2023）～令和14年度（2032）の10年間を前期と後期に事業期間を分けて、整備プログラムを明らかにする。

■前期事業期間（5か年）：令和5年度（2023）～令和9年度（2027）

■後期事業期間（5か年）：令和10年度（2028）～令和14年度（2032）

なお、整備の具体化においては、「第6章 公開・活用及び管理・運営計画」の取組と連動させることとする。

また、第1期史跡整備区域における主な取組（施策・事業）については、事業期間を年度別とし、より詳細なプログラムを設定する。

2 事業期間における取組の考え方

前期及び後期の事業期間において、大きくは次のように事業を進めることとする。

【前期事業期間における主な取組】

- ツジ地区の第1期史跡整備区域の整備
- 金龍寺東地区の第1期史跡整備区域の発掘調査

【後期事業期間における主な取組】

- 金龍寺東地区の第1期史跡整備区域の整備
- 伝吉田寺地区（第1期史跡整備区域）の整備
- 第1期史跡整備区域へのアクセスの円滑化のためのサイン類の整備
- その他の取組の具体化に向けた方向づけ…実際の整備の多くは次期計画で対応

第2節 整備プログラム

1 全体プログラム

前期事業期間及び後期事業期間に具体化又は方向づけを図る取組（第5章で示している施策・事業）について、そのプログラムを設定する。

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(1/3)

施策・事業の区分		事業期間：令和5年度（2023）から令和14年度（2032）	
		前期事業期間 （令和5～9年度）	後期事業期間 （令和10～14年度）
調査計画	測量（用地・地形）	第1期史跡整備区域（ツジ地区） ※3地区一体での測量も検討	第1期史跡整備区域（金龍寺東地区地区、伝吉田寺地区）
	基本設計・実施設計	第1期史跡整備区域（ツジ地区）	第1期史跡整備区域（金龍寺東地区地区、伝吉田寺地区）…前期の後半に設計を行うことも想定できる
	考古学的調査	整備に関する発掘調査（金龍寺東地区） 備後国府・古代山陽道に関する調査	備後国府・古代山陽道に関する調査
	事例調査	整備に関する事例調査	
	文献・資料調査		
	点検・経過観察		整備が完了した箇所など
	調査等の成果・情報の適切な公開・活用		
遺構整備計画	第1期史跡整備区域	ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）の遺構の表現	
		金龍寺東地区（北東側）の遺構の表現	基壇の復元的整備、礎石建物跡の表現（礎石の再現など）
		伝吉田寺地区の遺構の表現	掘立柱建物跡の表現
	第2期史跡整備区域（金龍寺東地区）	掘立柱建物跡（長舎建物）の表現	第1期史跡整備区域の進捗を踏まえて整備の方向性などを検討
		中島のある苑池の表現	第1期史跡整備区域の進捗を踏まえて調査や整備の方向性などを検討
動線（園路・広場）整備計画	第1期史跡整備区域	園路・小広場（舗装等）、広場の整備（芝等）	
		金龍寺東地区（北東側）	歩行者動線や小広場の舗装
		伝吉田寺地区	小広場の整備（芝）
	史跡へのアクセス	史跡相互をつなぐ歩行者動線の明確化	誘導標識、説明板への位置の表示
		交通施設からのアクセスの明確化	第1期史跡整備区域の進捗を踏まえて整備を検討
		主要な文化・交流施設等から史跡への誘導	同上

※太い実線：実施を予定 破線：事業が後期事業期間にずれこむ可能性
灰色の実線：実施の方向性、内容などを検討（状況によって実施の可能性あり）

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(2/3)

施策・事業の区分			事業期間：令和5年度（2023）から令和14年度（2032）	
			前期事業期間 （令和5～9年度）	後期事業期間 （令和10～14年度）
案内・解説施設整備計画	第1期史跡整備区域	ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）	標識、説明板、名称表示板、誘導標識、パンフレットボックス、ガイダンス（あずまや）	
		金龍寺東地区（北東側）		標識、説明板、名称表示板、交通誘導板、パンフレットボックス
		伝吉田寺地区		標識、説明板、名称表示板、誘導標識、パンフレットボックス ガイダンス（あずまや・小規模）の検討
	第2期史跡整備区域	ツジ地区（広谷公民館）		説明板の更新 広谷公民館のガイダンス機能の充実
		金龍寺東地区		誘導標識（伝吉田寺地区） 掘立柱建物跡、中島のある苑池の説明板
		AR・VR等のICTの活用～備後国府の見える化～	復元図の作成	復元図の作成及びCGの活用 AR・VRの活用 情報発信
	第1期史跡整備区域	ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）	芝、樹木（緑陰：中木、添景的に配置）	
		金龍寺東地区（北東側）		芝、樹木（緑陰：中木、添景的に配置）
		伝吉田寺地区		芝
植栽・修景計画	第2期史跡整備区域	ツジ地区（広谷公民館）		植栽は行わないことで調整
		金龍寺東地区		遺構整備等と併せて植栽を検討
	第1期史跡整備区域	ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）	休憩施設（あずまや、ベンチ）、電源（コンセント）、排水施設、給水施設、境界標・注意札 ゴミステーションの再整備、電柱の移設	
		金龍寺東地区（北東側）		休憩施設（ベンチ）、電源（コンセント）、排水施設、給水施設、境界標・注意札 交通誘導板の再配置 身障者用駐車スペース等の確保
		伝吉田寺地区		休憩施設（あずまや又はベンチ）、電源（コンセント）、排水施設、給水施設、境界標・注意札 カーブミラーの再整備
管理・便益施設整備計画	第2期史跡整備区域	ツジ地区（広谷公民館）	広谷公民館のトイレ・駐車場利用の調整	
		金龍寺東地区		遺構整備等と併せて、各種管理・便益施設の整備を検討

表 7-1 実施計画の総括表（取組一覧）

(3/3)

施策・事業の区分			事業期間：令和 5 年度（2023）から令和 14 年度（2032）	
			前期事業期間 （令和 5 ～ 9 年度）	後期事業期間 （令和 10 ～ 14 年度）
防災・防犯・安全対策計画	第 1 期史跡整備区域	ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）	排水施設へのフタ掛け、照明灯、防災対応型ベンチ（収納等） 防犯カメラの検討 防災・防犯等の取組（活動）	
		金龍寺東地区（北東側）		南側の市道のカラー舗装化等を検討 その他ツジ地区に準ずる
		伝吉田寺地区		北側の市道のカラー舗装化等を検討 その他ツジ地区に準ずる
	史跡指定地及びその周辺			第 1 期史跡整備区域と関連づけて防災・防犯・安全対策を検討
周遊ネットワーク形成計画	備後国府関連歴史遺産ゾーンにおける周遊コースづくり			本史跡や関連する文化財等をつなぐコースの検討
	周遊コースの利活用を支える環境整備			サイン類の整備・充実、休憩の場・トイレの確保・充実、サイクリング対応、情報発信等の検討

2 第1期史跡整備区域における整備プログラム

第1期史跡整備区域（下記）における整備プログラムを、年度別に工程表として整理する。なお、一部関連する取組を含めている。

○ツジ地区（旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）

○金龍寺東地区（北東側）

○伝吉田寺地区

表 7-2 第1期史跡整備区域の整備プログラム

(1/2)

地区	主な事業区分	事業期間：令和5年度（2023）から令和14年度（2032）									
		前期事業期間 令和5年度（2023）～ 9年度（2027）					後期事業期間 令和10年度（2028）～ 14年度（2032）				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ツジ地区 （旧広谷公民館跡地及び北側隣接地）	調査計画	事業の準備・方針決定等	基本設計	実施設計				事業が後期事業期間にずれ込んだ場合は、金龍寺東地区等の事業と調整			
	遺構整備		掘立柱建物跡3棟（うち1棟はあずまや）、堀跡、区画溝								
	動線（園路・広場）整備				敷地造成（整地） 小広場空間・アプローチ空間						
	案内・解説施設整備				ガイダンス（あずまや） 標識、説明板等						
	植栽・修景					芝、中木					
	管理・便益施設整備				敷地造成と併せて電気、給排水、境界標等電柱の移設、ゴミステーションの再整備 あずまやベンチ						
	防災・防犯・安全対策				排水施設へのフタ掛け、照明設備（防犯灯） ベンチ（再掲：防災に対応）	防犯カメラの検討					

※太い実線：実施を予定 破線：事業実施又は事業延長の可能性

表 7-2 第 1 期史跡整備区域の整備プログラム

(2/2)

地区	主な事業区分	事業期間：令和 5 年度（2023）から令和 14 年度（2032）									
		前期事業期間 令和 5 年度（2023）～ 9 年度（2027）					後期事業期間 令和 10 年度（2028）～ 14 年度（2032）				
		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
金龍寺東地区（北東側）	調査計画	調査の準備・方針決定等	整備のための発掘調査				基本設計	実施設計			
	遺構整備								基壇	 礎石建物跡	
	動線（園路・広場）整備								敷地造成（整地）	スロープ	園路・広場の舗装等
	案内・解説施設整備										標識、説明板等
	植栽・修景										芝、中木
	管理・便益施設整備								敷地造成と併せて電気、給排水、境界標等	 ベンチ	
	防災・防犯・安全対策								転落防止策、排水施設へのフタ掛け、照明設備（防犯灯）	 防犯カメラの検討 市道のカラー舗装等の検討 防災対応ベンチ	
伝吉田寺地区	調査計画	※設計を前倒して実施（例：R9・10）することも考えられる→整備工事にR11 から着手					基本設計	実施設計			
	遺構整備									門跡	
	動線（園路・広場）整備								敷地造成（整地）	 芝	
	案内・解説施設整備										標識、説明板等
	植栽・修景										芝（再掲）
	管理・便益施設整備								敷地造成と併せて電気、給排水、境界標等	 あずまや又はベンチ	
	防災・防犯・安全対策								排水施設へのフタ掛け、車止め、照明設備（防犯灯）等	 防犯カメラの検討 市道・私道のカラー舗装等 防災対応ベンチ等	

第3節 計画の推進

1 計画の推進に向けた協力・連携～体制づくり～

本計画の推進においては、行政（府中市、府中市教育委員会）と地域住民、地域団体（自治会等）、関係団体（府中市観光協会等）及び関係権利者との協力・連携が不可欠であるとともに、施策・事業を効果的に具体化するためには、関係機関及び関係部局の連携が求められる。

このため、協力・連携の体制づくりの観点から、計画の推進に向けた具体的な取組を整理する。

（１）整備や公開・活用、管理運営における連携体制（態勢）の構築

公開・活用及び管理運営（維持管理など）において、行政と地域住民・地域団体等が連携した体制の構築を図る。

また、土地の公有化においては、関係権利者の理解と協力が得られるように、情報の提供や対話に努める。

（２）市民・地域団体等への情報の周知・共有化

地域住民はもとより市民に備後国府跡の存在が知られ、その価値や特色が理解されることが、保存・活用・整備に係る施策・事業の推進力となる。

このため、備後国府跡をはじめ文化財に関する啓発や情報提供を、様々な機会を通じて行う。

また、学識経験者、備後国府跡に関心のある人、まちづくり活動に関係する団体・人材など、市内外の人々・団体等への情報提供（発信）に努め、協力体制や人的ネットワークづくりを進め、保存・活用への理解や支援が得られるようにする。

（３）関係機関及び関係部局との連携

備後国府跡は国指定の史跡であることから、国（文化庁等）、広島県との連携を図りながら、その保存・活用を進める。

また、備後国府跡の保存・活用においては、庁内において文化財部門と学校教育、社会教育、観光、上水下水道、都市デザイン、地域振興などの部局との間で情報の共有化を図るとともに、協力・連携した事業の実施に取り組む。

（４）調査や保存・活用・整備に関する体制づくりと支援の確保

備後国府跡の調査や整備を進めるにあたっては、専門的な知識・技術が不可欠であり、文化財部局における専門職員の継続的な配置および人員の充実が求められるとともに、引き続き、研究機関や学識経験者、専門家の助言・指導等の支援が得られるように、体制の確保と充実を図る。

特に、ツジ地区の掘立柱建物跡（SB202）は、その上部に発掘調査結果を踏まえ、あずまや（便益施設[休憩施設]）を整備するとともに、可能ならば、復元的整備を行う場合、更なる調査研究及び体制の強化が求められることになる。

2 施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開

備後国府跡の整備には、多額の費用が必要であり、その財源確保について検討し、実現可能性や優先順位などを考慮しながら、事業の具体化を目指す必要がある。

また、実際の工事に入った段階で当初予想していなかった状況が生じる可能性もある。こうしたことを踏まえ、施策・事業の実施段階における留意点・課題を整理する。

(1) 必要な事業費や支援の確保

備後国府跡の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、国、広島県と連携して、必要な事業費及び技術的な支援などの確保に努める必要がある。

また、備後国府跡の維持管理や活用は、地域住民・地元自治会等の協力と参加が不可欠であり、財政面を含めた活動支援が求められる。

さらに、地域における史跡の維持管理や活用に関わる活動においては、民間の助成制度やインターネットの活用（クラウドファンディング）などを含め、広く資金の確保について検討する必要がある。

(2) 優先順位と効果的な事業実施の検討

備後国府跡の整備に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

また、今後の市の財政状況や事業の進捗状況などを踏まえ、適宜、整備プログラムやスケジュールを見直ししながら、効果的・効率的な事業展開を図る必要がある。

(3) 計画・事業の経過観察と進行管理

施策・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

その際、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、施策・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、適宜、当該施策・事業の改善・見直しに努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、史跡備後国府跡保存活用計画の「第12章 経過観察」で示しているように、施策・事業の実施状況やその妥当性・効果などを把握・評価し、施策・事業の推進や適切な見直しを行うとともに、本計画の見直しにも柔軟に対応する必要がある。こうした過程においては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れることとする。

史跡備後国府跡整備基本計画

発行日 令和5年（2023）3月
発 行 広島県府中市教育委員会
編 集 広島県府中市教育委員会 教育部 教育政策課 文化財室
〒726-0003 広島県府中市元町1-5
電話：（0847）43-7180 FAX：（0847）45-4233
E-mail：seisaku_edu@city.fuchu.hiroshima.jp
